



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
[構造分析プロ(欧米韓)]
研究資料 第1号

平成24年度

欧米の価格・所得政策と 韓国のFTA国内対策

平成25年 3 月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

本資料は、平成 24 年度プロジェクト研究「戸別所得補償制度等の下での農業構造の変動と地域性を踏まえた農業生産主体の形成・再編に関する調査・分析」の研究のうち、「欧米の価格・所得政策と韓国の FTA 国内対策」の研究成果をとりまとめたものである。

本研究では、EU の次期 CAP 改革、フランスの作物保険制度や韓国の FTA に伴う国内対策等について制度の内容や運用実態に関する情報を収集・分析し、それら政策につき広く調査・分析を行った。

第 1 章は、次期 CAP 法案の審議状況について分析を行ったものである。

第 2 章は、フランスの作物保険制度について分析を行ったものである。

第 3 章は、韓国の FTA 国内対策について分析を行ったものである。

本資料が、我が国農業の価格所得政策の実施の一助となれば幸いである。

平成 25 年 3 月

農林水産政策研究所
欧米韓価格所得政策チーム

プロジェクト研究

「戸別所得補償制度等の下での農業構造の変動と地域性を
踏まえた農業生産主体の形成・再編に関する調査・分析」

平成 24 年度

欧米の価格・所得政策と韓国の FTA 国内対策

目 次

第 1 章 次期 CAP 法案の審議状況

－「公共財供給政策」への転換をめぐる－

(増田敏明) ……1

はじめに …… 2

1. 現行 CAP 制度 …… 3

2. CAP 予算額の審議状況 ……10

3. 直接支払の審議状況 ……16

4. 市場措置の審議状況 ……46

5. 農村振興政策の審議状況 ……50

6. 今後の審議スケジュール ……55

7. 次期 CAP 法案の意義と今後の展望 ……57

第 2 章 フランスの作物保険制度

(吉井邦恒) ……63

1. 作物保険制度の歴史 ……63

2. 災害補償制度の概要 ……65

3. 作物保険制度の概要 ……66

4. フランスの作物保険制度の展開方向 ……76

第 3 章 韓国の FTA 国内対策

－構造調整政策を中心に－

(樋口倫生) ……83

1. はじめに ……83

2. FTA 国内農業対策 ……83

3. 韓米 FTA を受けての国内投融资計画 ……89

4. 農林水産部門の予算 ……97

第 1 章 次期CAP法案の審議状況

—「公共財供給政策」への転換をめぐる—

総括上席研究官 増田 敏明

はじめに

1. 現行 CAP 制度

- (1) 現行 CAP 制度の概要
- (2) 現行 CAP 制度に対する主要な指摘

2. CAP 予算額の審議状況

- (1) CAP予算額と直接支払の再配分

3. 直接支払の審議状況

- (1) 直接支払の再構成
 - 1) 次期改革法案における直接支払の再構成
 - 2) 基礎支払(直接支払)と支払受給権
- (2) グリーニング支払
 - 1) グリーニング支払(直接支払)
 - 2) グリーニング基準に係る制裁措置
 - 3) クロスコンプライアンスとの関係
 - 4) 農業-環境-気候事業(農村振興政策)との関係

【参考】農村振興政策等における環境・気候対策
- (3) 青年農業者支払
 - 1) 青年農業者支払(直接支払)

【参考】農村振興政策における新規就農者対策
- (4) 条件不利地域対策
 - 1) 条件不利地域支払(直接支払)

【参考】農村振興政策における条件不利地域対策
- (5) 小規模農業者支払
 - 1) 小規模農業者支払(直接支払)

【参考】農村振興政策における小規模農業者対策
- (6) 任意カップル支払
- (7) 活動農業者(active farmer)
- (8) キャッピング(受給上限設定)

4. 市場措置の審議状況

- (1) 市場介入
- (2) 生産者組織
- (3) 例外措置
- (4) 農業危機予備費

5. 農村振興政策の審議状況

- (1) 農村振興政策

6. 今後の審議スケジュール

7. 次期CAP法案の意義と今後の展望

次期CAP法案の審議状況

—「公共財供給政策」への転換をめぐる—

総括上席研究官 増田 敏明

はじめに

現行CAP（CAP：Common Agricultural Policy EU共通農業政策）の実施期間は2013年までとされており、次期期間となる2014年から2020年までにおけるCAPのあり方をめぐり、EUでは2010年以降精力的に検討が進められてきている。

2010年には、パブリック・ディベート、欧州委員会による政策選択肢を提示した文書「2020年に向けた共通農業政策」の発出、利害関係者との影響評価に関する協議などが行われ、2011年6月には、欧州委員会の次期中期財政フレーム（MFF：Multi-annual Financial Framework）提案、同年10月には、欧州委員会の次期CAP法案、同法案に関連した影響評価分析、一般向けPR資料などが公表され、この直後から農相理事会（加盟国農相会議）、欧州議会農業委員会における同法案の審議がスタートし、2012年12月には、農相理事会、欧州議会農業委員会において、累次の審議を踏まえ、それぞれにおける法案修正意見原案が作成され、欧州議会農業委員会においては、2013年1月には修正意見の採決が行われ、3月中に欧州議会総会、農相理事会においてそれぞれの立場を確定すべく調整が進められているところである。

一方、「次期中期財政フレーム提案」は、次期CAP期間と重なる2014年から2020年までのEU全体の予算と配分を定める計画であり、欧州理事会（欧州加盟国首脳会議）において審議されている。この欧州理事会決定案（内部資料）の中には、次期CAPに関し、予算額のみならず、農業の直接支払水準の平準化、大規模受給者の上限設定、グリーンングの構成要素など、次期CAP改革の主要な構成要素の方向性に関する内容が含まれている。したがって、中期財政フレームが実質的に確定した後でないと、CAP法案に関する農相理事会、欧州議会における正式の修正意見も確定せず、両者の政治的調整プロセスもスタートできない。

当初の想定では、中期財政フレームが2012年11月の欧州理事会において合意され、これを受けて、CAP法令は、2013年初めまでに、農相理事会、欧州議会の間の政治合意が図られる予定であった。しかし、中期財政フレームをめぐり、英国、ドイツなどの純拠出国が一層のEU予算削減を要求していた一方で、農業予算についてフランス、アイルランドなどが現状維持を主張したことなどから、調整が難航し11月の欧州理事会では決着できず、2013年2月の欧州理事会においてようやく決着が図られた。

欧州理事会の中期財政フレームの結論は、欧州議会総会による同意を経て正式に成立することになるが、欧州議会は、欧州理事会の決定を是としていない状況にあり、その調整に更に時間が要する見込みである。

2013年1月の農相理事会のアイランド議長の案では、2013年6月までに、農相理事会と欧州議会の政治合意を得てCAP改革法を成立させることが予定されている。しかし、今回のCAP改革の焦点である直接支払改革は、CAP改革法が成立しても、グリーンング支払の同等措置などは、欧州委員会による細則（実施法行為）が決まらないと、加盟国が実施体制を築けないが、この細則の作成はCAP法採択以降になると見込まれている。このことから、2014年における直接支払改革を含む本格的な次期CAP改革の実施は見送られる公算が高くなってきており、2013年の3、4月頃に、2014年におけるCAPの経過措置法案が提案される可能性がでてきている。

しかし、本稿の最終校正をしている2013年3月12日の時点では、中期財政フレームの決定が更に遅れる見込みがでてきたことから、CAP改革の政治合意は、7月から9月にまで延期される可能性も出てきている。

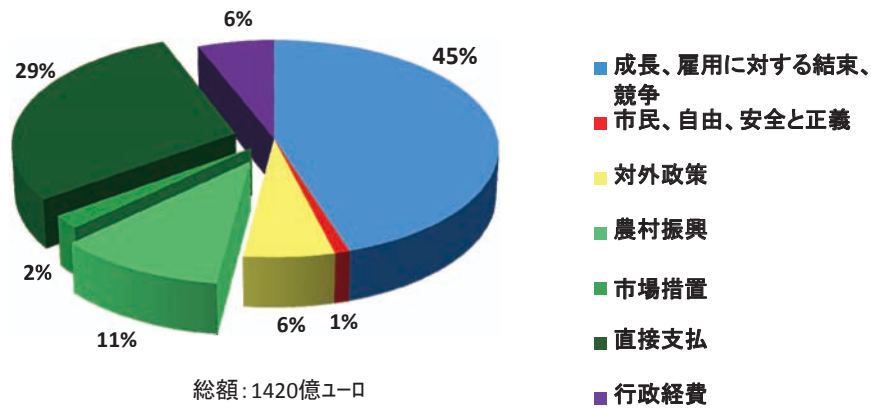
欧州委員会の次期CAP法案と影響評価分析については、昨年度の報告において詳しく説明したので、本稿においては、次期CAP法案の中核的なテーマであるグリーンングなど主要な論点につき、欧州委員会のCAP法案と、これに対して、欧州理事会、農相理事会、欧州議会においてどのような修正意見がでているのかを整理し、最後に、現時点におけるCAP改革の方向性について論じることとする。

1. 現行CAP制度

次期CAP 改革法案の内容に入る前に、現行CAPの仕組みと問題点を簡単に解説しておく。

まず、EU全体の予算総額に対して、CAPは約4割（次図の緑色部分）、農業直接支払は約3割（深緑部分）となっている。

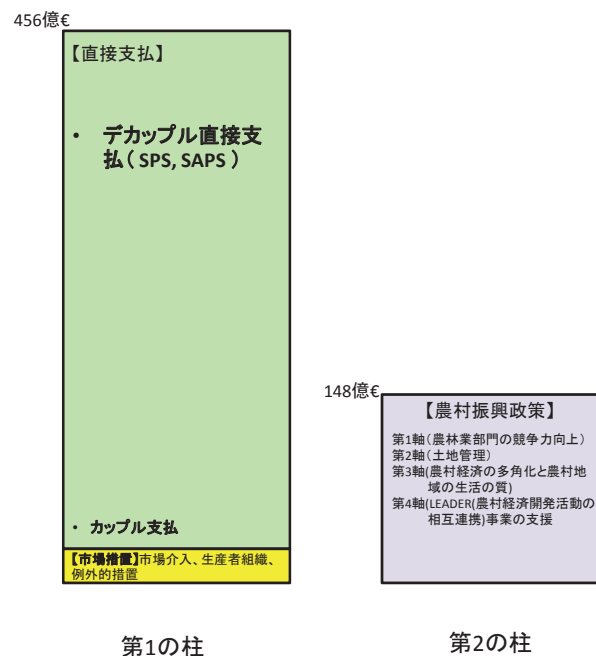
CAP予算は、EU予算の約4割
直接支払は、EU予算の約3割



資料：筆者作成

第1図 EU予算とCAP予算

(1) 現行CAP制度の概要



第2図 現行CAPの概要

資料：筆者作成

【CAPの二つの柱】

CAPは、二つの柱から構成されており、「第一の柱」は、直接支払、市場措置、「第二の柱」は農村振興政策からそれぞれ構成されている。

第一の柱は、EUが全額財源負担する。第一の柱は、EU全体の農業者を対象として共通して適用される。

これに対して、第二の柱は、加盟国とEUが共同して財源負担し、加盟国の実施する事業に対して、EUが部分的（大部分の事業に対しては5割）に財源負担するという形をとる。したがって、第二の柱においては、加盟国の実態に応じた事業が仕組まれ、また、第一の柱よりも狭い範囲の農業者が対象となる。

こうしたことから、EUにおいて、第一の柱の政策は、多様な加盟国の事情に対して中立的な措置として政策上位置付けられており、EUの農業政策責任者は次のように説明している。

「例えば、EU加盟国における農業構造、農業事情は区々であり、英国のような大規模農家主体の加盟国もあれば、ルーマニアのような零細農家からなる加盟国もあって、構造政策に関する立場も加盟国ごとに異なる。全加盟国にほぼ共通して適用される直接支払、価格政策など第一の柱の政策は、構造政策に関して中立的と政策的に位置づけられており、積極的に構造政策を実施しようとする加盟国は、加盟国の主体性の下に実施しうる第二の柱の中で行うと、政策は整理されている。」

第一の柱には、CAP予算の約76%となる460億ユーロが充てられている（2013年計画）。このうち、直接支払が425億ユーロ、市場措置が3億ユーロであり、直接支払がCAP予算の70%を占めている。

【第一の柱：現行制度】

（直接支払）

第一の柱のうち、直接支払は、マクシャリー改革によって1993年から介入価格を大幅に引き下げた際に、これによる農業者所得の損失を補償するために導入されたものである。介入価格引下げ後に農業者所得が従前通り維持されるよう、介入価格の引下げ分にはほぼ相当する額が、面積・頭数当たり単価に換算され直接支払とされた。

当初の直接支払は、生産調整を伴う「面積・頭数支払」（WTO農業協定の「青の政策」として削減対象外。）であったが、WTOドーハラウンド交渉の進展の中で、「青の政策」が削減対象となる方向が明らかになってきたことから、2005年以降、直接支払の大部分を、生産から切り離された「デカップル所得支持（WTO農業協定の「緑の政策」として削減対象外となる。）」である「単一支払（SPS）」（以下では、この単一支払を指して「直接支払」という。）へ移行させてきている。

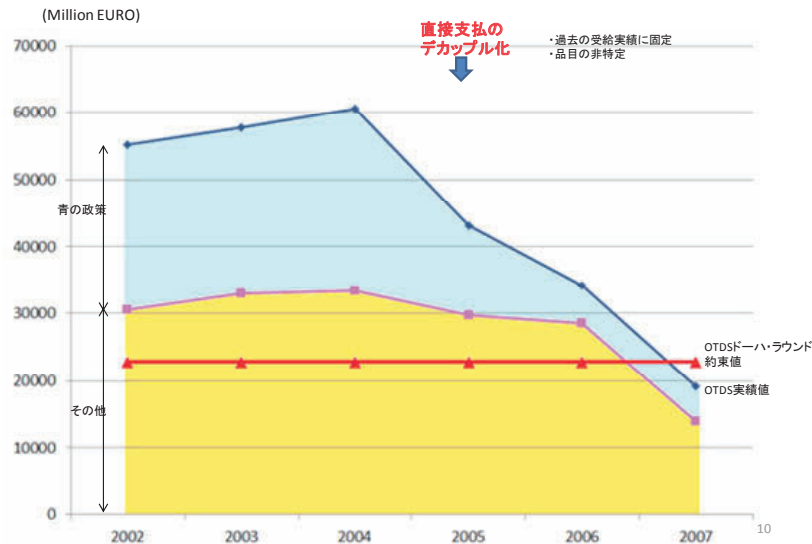
第 1 表 ドーハラウンドと直接支払改革

2000年からのドーハラウンド交渉		
ウルグアイラウンドでEUが米国との秘密交渉により導入した「青の政策」の削減対象化の動き		
	マクシャリー改革による 直接支払	中間レビューによる直接支払
制 度	補償支払(1993ー) 面積支払(2000ー)	単一支払(2005ー)
目 的	➢支持価格引下げに伴う 「所得損失の補償」	➢「緑の政策」へ変更 ➢「生産から人へ」
WTO分類	➢「青の政策」 ➢生産調整下の面積(頭 数)支払	➢「緑の政策(デカップル所得支 持)」 (基準期間後の生産(品目、量、価 格、要素使用、生産の有無)にリン クさせない支払)

資料：筆者作成

EUは、デカップル所得支持への移行に当たって、移行の前後で農業者の所得が維持されるよう、2000年から2002年の直接支払の受給実績額を「受給権」として設定し、個々の農業者に配分した。

この結果、WTO上の「青の政策」の額は、2005年以降急激に減少し、EUは、ドーハラウンドにおける農業議長提案の削減目標を既にクリアーしている。



第3図 ドーハラウンドとEUの国内支持

ー「青の政策」を削減対象とする議長提案との関係ー

資料：WTO通報，WTO議長提案から筆者作成

WTO協定の「デカップル所得支持」は，支給条件につき，固定された過去の実績に基づく
とされ，基準期間後の生産（品目，量，価格，要素使用，生産の有無）にリンクさせては
ならないとされている。

EUでは，過去の受給実績をベースとして受給権が設定されたが，この受給権は，借地の
問題もあって，土地とは別に譲渡しうるとされたことから，その後，受給権所有者と農業
生産の実態が乖離し始め，非農業者による直接支払受給，受給額の既得権化，農業生産性，
環境保全に寄与しない非農業地による受給などの問題が生じ，欧州会計監査院などから改
善勧告を受けてきている。

第2表 デカップル所得支持と欧州会計監査院の指摘

	WTO農業協定 (デカップル所得支持*)	EUの直接支払 (単一支払 2005-)	欧州会計監査院 直接支払指摘
支払基準 農業者 農業活動	➢支払基準は過去の基準年における値 ➢支払額は、基準年より後の生産の品目、数量、価格、生産要素投入量から切り離されていない。 ➢生産を行うことが要求されてはならない。	➢支払基準は過去のカップル支払の受給実績 ➢対象品目は非特定 ➢農業生産を行っていないくても、最低限の農地管理が行われていればよい。	➢農業活動を行っていない受給者は除外すべき ➢受給額が既得権化している。 ➢農業生産と無関係な受給単価設定は不適切。 ➢生産性向上、環境保全に寄与しない非農業用の土地、農業活動は受給除外にすべき。 ➢環境保全等の外部効果が支払基準に反映され、遵守義務の違反には大幅な支払減額をすべき

資料:筆者作成

(市場措置)

第一の柱のうち、市場措置は、市場価格が低落したときに公的機関が介入買入れによって市場価格支持を行うものである。CAP創設当初からの制度であるが、1993年のマクシャリー改革で介入価格が大幅に引き下げられ、その時に改訂された名目水準が、現在に至るまでほぼ維持されてきており、2008年のCAP改革（ヘルスチェック）以降は、品目ごとに買入限度数量が適用されるなどセーフティ・ネットとしての役割に限定され運用されているが、2009年に「乳製品市場危機」以降は、農産物危機時に対する備荒措置の必要性が改めて認識されてきている。

【第二の柱：現行制度】

「第二の柱」は、農村振興政策であるが、我が国で言う「農村振興政策」だけではなく、生産対策、経営対策、流通対策、林業対策などを幅広く含む補助事業の集合体である。第二の柱では、EUが、事業メニュー、一般的な枠組みを定めるが、加盟国が、その枠内で、主体的に事業を選択し、具体的な事業内容、支払条件を定める。このため、加盟国の事情に応じた事業が仕組まれる。対象となる農業者は、第一の柱よりも狭い。

第二の柱には、CAP予算の24%の145億ユーロが充てられている（総予算額は、加盟国の共同負担額を合わせると、この倍近くの額になる。）。

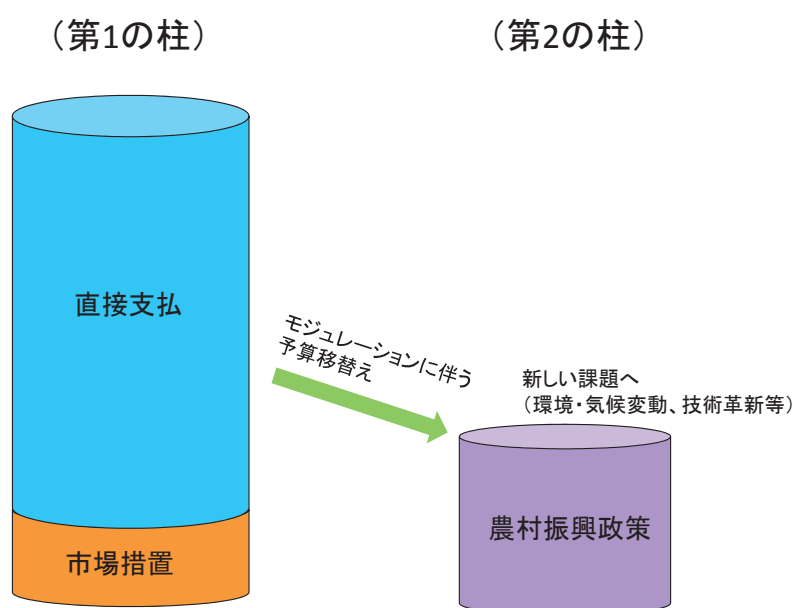
第1の柱から第2の柱へ予算を移す仕組みであるモジュレーションは、2000年度に任意措置として導入され、2003年度からは、義務措置とされた。

モジュレーションとしては、2012年度までに、直接支払受給額5,000ユーロを超える農家につき10%、300,000ユーロを超える農家につき14%減額し、農村振興政策の財源に移し替え、環境・気候などの新しい課題に充てられている。欧州委員会は、2008年改革（ヘルス

チェック)において、第一の柱の直接支払受給額の更に累進的な徴収を考えていたが加盟国の反対で現在の形に落ち着いた。直接支払の分配を図ることに対する政治的な抵抗の強さが見て取れる。

このモジュレーションにより移し替えられる予算は、CAP予算の4%程度に過ぎず、第一の柱から第二の柱への移し替えによる新課題予算の確保の政治的限界を示しているといえることができる

次期CAP改革においては、第一の柱の直接支払自体が、環境保全、気候変動緩和、青年農業者の新規就農、条件不利地域対策などに資するものとして再構成されており、農業者が環境・気候に資する措置を実行すればほぼ今までどおりの額を受給するように構成されていることもあって、新しい課題に応じた大規模の予算が、第一の柱のなかにおいて確保されつつある。



第4図 現行の共通農業政策の体系

資料：筆者作成

(2) 現行CAP制度に対する主要な指摘

【欧州会計監査院の指摘】

欧州会計監査院は、2011年の「直接支払に関する報告書(European Court of Auditors (2011))」などにおいて、

- ・環境保全等の外部効果が支払基準に反映されていない
- ・環境保全等の具体的、日常的な活動を義務づけられていない
- ・遵守義務の違反に大幅な支払減額が行われていない

などと指摘しており、直接支払の環境保全との関連づけの強化を求めている。

また、支払い対象については、

- ・農業活動をほとんど行っていない受益者が対象になっている
- ・農業生産性向上、環境保全に寄与しない「土地」、「農業活動」が対象になっている

更に、分配の公平化については、

- ・農業者間の分配が公平化している、高額受給に対する制限が課されていない
- などの指摘がなされている。

【パブリックディベートの論点】

また、欧州委員会は、次期改革の具体的な検討作業に先がけて、2010年4月から6月にかけて、EU市民、農業関係に限定しない各団体から、将来のCAP改革の方向性等について、オンラインでの議論への参加を呼びかけた。その投稿に関し、欧州委員会は、結論として、提起された見解から広範な支持を得ている論点として、

- ・市場が公共財の供給と便益に対して支払を行うことができない（行わないこと）を認識すること。そのため、公共政策が市場の失敗を相殺しなくてはならないこと
 - ・公共財・サービスの提供に対する農業者への正当な支払というものが、改革後のCAPの主要な要素となること
 - ・環境と生物多様性を保護し、景観を保全し、農村経済を維持し、農村地域の雇用を維持・創出し、気候変動を緩和すること
 - ・二つの柱を再考し、両者の関係を明確化し、農村振興の成果をあげるために充分の資源を利用可能にすること
- などの項目に集約している。

2. CAP予算額の審議状況

【欧州委員会のCAP法案に対する欧州理事会、農相理事会、欧州議会の修正意見】

2011年10月に欧州委員会が、理事会及び欧州議会に対して提案した4本の次期CAP改革法案（「直接支払」、「単一共通市場組織」、「農村振興政策」及び「CAPの財政、管理、検査に関する横断規則」）は、その直後から農相理事会と欧州議会において審議され、2012年12月には、農相理事会、欧州議会農業委員会のCAP改革法案修正意見の原案がそれぞれ示されたところである。また、これに先立つ2012年2月の欧州理事会（加盟国首脳会議）の次期中期財政フレーム決定においては、CAP改革の主要論点の方向性も示されている。

以下においては、欧州委員会の次期 CAP 改革法案に対して、欧州理事会、農相理事会（議長原案）、欧州議会（農業委員会）がそれぞれどのような修正を図ろうとしているかを分析整理し、最後に、現時点における CAP 改革の方向性について論じることとする。

(1)CAP予算額と直接支払の再分配

【中期財政フレーム】

農業予算の総額に関し、欧州委員会の次期財政フレーム提案では、CAP予算は、2013年の名目額が維持されている。このことは、物価上昇を見込んだ実質額ベースでは減少することを意味する。関係者は、名目値であれ現行水準を維持することはチオロシュ農業委員にとっては極めて重大なことであった、と語っている。

2013年2月の欧州理事会決定における農業関係予算は、中期財政フレームにおける農業予算額（2011年価格）は、

農業予算総額 373,179十億ユーロ

うち 市場・直接支払は、277,851十億ユーロ、

農村振興政策は、84,936十億ユーロ。

とされている。

農業予算総額案の経過をみると、まず、現行CAPの2007年から2013年の総額（2011年価格）は420,682十億ユーロであったものが、次期CAPに関する欧州委員会提案（2011年7月クロアチア加盟に伴う改訂値）では386.472十億ユーロ（Heading 2 この時点では農業危機予備費は別枠。）となっている。これは、前者を名目値ベースで維持固定した額であるが、実質額では減となっている。

次いで、欧州理事会において、中期財政フレームが審議された11月13日における事前の検討資料（欧州理事会「交渉ボックス」）では、農業予算総額は、364,472十億ユーロと、欧州委員会提案から5.7%減額されたものになっていた。

ところが、フランス、アイルランドなど加盟国が、農業予算額の維持を強力に主張したこともあって、欧州理事会当日（11月23日）に配布された決定案（European Council (22-23 November 2012), "Draft Conclusion" SN 37/12 LIMITE, Brussels, 22 November 2012）では、農業予算総額は372,229十億ユーロと、当初の欧州委員会提案から3.7%減にまで回復されたものとなっている。

最終的な決定（欧州理事会2013年2月）は、11月版とほぼ同水準で、373.179十億ユーロ、当初の欧州委員会提案から3.4%減の額に落ち着いた。最終的な決定には、困難を極めた模様で、その直前に、特定の構造上の課題に直面している加盟国に対する措置として、フランス（1,000百万ユーロ）、スペイン（500百万ユーロ）、アイルランド（100百万ユーロ）、

ポルトガル（500 百万ユーロ）などCAP擁護加盟国，リトアニア（100百万ユーロ），ラトビア（67百万ユーロ），ラトビア（67百万ユーロ）などバルト三国に対して追加配分を大古な
った。

【欧州理事会決定（2013. 2）による第二の柱への追加配分】

フランス	1, 000
スペイン	500
アイルランド	100
ポルトガル	500
リトアニア	100
ラトビア	67
エストニア	50
オーストリア*	700
イタリア*	1, 500
リュクセンブルグ*	20
スロベニア*	150
フィンランド*	600
スウェーデン	150
ベルギー	80
マルタ	32
キプロス	7

（*は，2012年11月の決定案に既に記載のあった加盟国。）

第3表 次期中期財政フレームにおけるCAP予算（当初提案）

百万ユーロ（現行額）

財政年度	2013	2013 調整額 (1)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計 2014-2020
MFFの内										
Heading 2										
直接支払と市場関係支出(2)(3)(4)	44939	45304	44830	45054	45299	45519	45508	45497	45485	317193
割当収入予測	672	672	672	672	672	672	672	672	672	4704
直接支払と市場関係支出（割当収入込み）	45611	5976	45502	45726	45971	46191	46180	46169	46157	321897
農村振興政策(4)	14817	14451	14451	14451	14451	14451	14451	14451	14451	101157
合計	60428	60428	59953	60177	60423	60642	60631	60620	60608	423054
Heading 1										
CSF 農業研究と技術革新	N.A.	N.A.	682	696	710	724	738	753	768	5072
最貧人	N.A.	N.A.	379	387	394	402	410	418	427	2818
合計	N.A.	N.A.	1061	1082	1104	1126	1149	1172	1195	7889
Heading 3										
食品安全	N.A.	N.A.	350	350	350	350	350	350	350	2450
MFFの外										
農業危機予備費	N.A.	N.A.	531	541	552	563	574	586	598	3945
欧州グローバル基金 農業に対する最大額(5)	N.A.	N.A.	379	387	394	402	410	418	427	2818
合計										
委員会提案合計(MFF + MFFの外) + 割当収入	60428	60428	62274	62537	62823	63084	63114	63146	63177	440156
MFF提案の合計(予備費とEGFを除く) + 割当収入	60428	60428	61346	61609	61877	62119	62130	62141	62153	433393

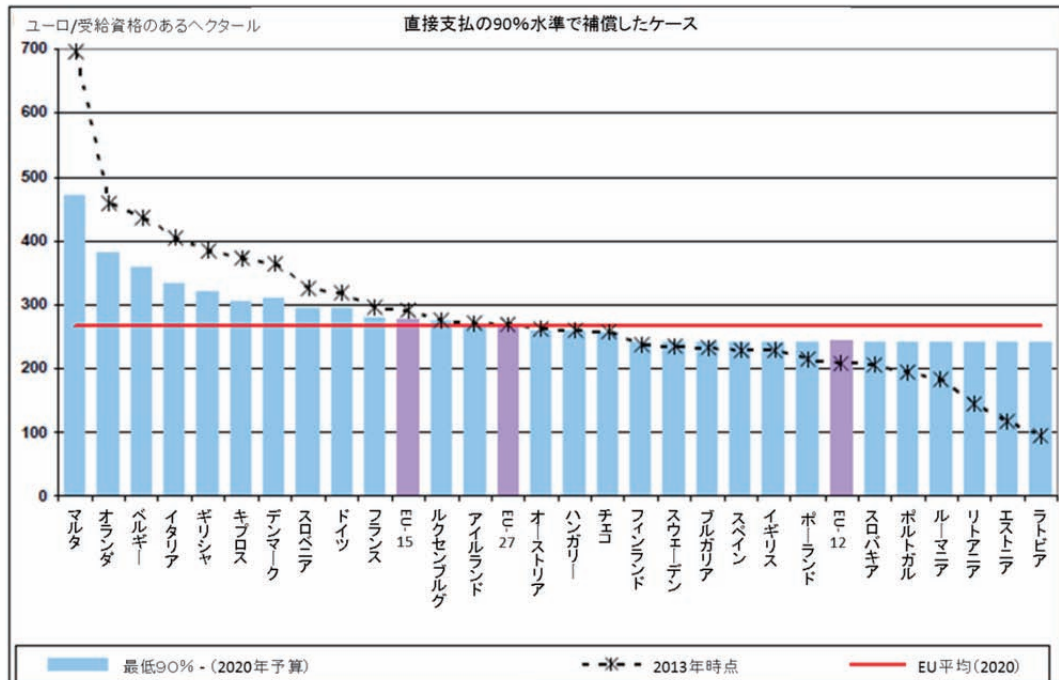
資料: DG-Agri

【支払配分の公平化：欧州委員会提案(2011.10)】

次期 CAP 改革においては、加盟国間及び農業者間、地域間の支払水準が不公平になっているという批判を受けて、支払水準の乖離縮小が図られる。

公平化措置としては、中期財政フレーム案に沿って、加盟国の直接支払総額シーリングは、適格ヘクタール当たりの直接支払受取額が EU-27 平均の 90%に満たない加盟国については、EU 平均の 90%との乖離分の三分の一分を増額調整する。

例えば、面積当たり受取額が EU 平均の 75%である加盟国については、
 $(90\% - 75\%) \times (1/3) = 5\%$ 、
 が上乗せされ、80%になる。



資料: European Commission (2011i) Annex3 第5図 直接支払の加盟国間の配分

第4図は、*印が、現行の加盟国配分を示している。ラトビア、エストニア、リトアニアのバルト三国が極めて低水準にあり、次いで、ルーマニア、ポルトガル、スロバキア、ポーランド、英国、スペイン、ブルガリア、スウェーデン、フィンランドの順に続いている。逆に、平均受取額の非常に大きい国は、マルタ、オランダ、イタリア、ギリシャ、キプロス、デンマークであり、次いで、スロベニア、ドイツ、フランスと続いている。

容易に想像のつくことであるが、この配分調整案は、配分を削減される国からの強い反対を受けており、他方で、現行の配分水準が低い国、とりわけバルト三国は、この分配公平化の提案がまったく不十分であるという強い怒りと失望感を露わにし一層の再配分を求めている。

【審議の状況】

審議当初から、バルト諸国は、加盟国間の直接支払の分配案に対して、怒りを持って反対しており、また、直接支払の配分水準が、EU 平均の 90%未満のすべての加盟国、すなわち、ラトビア、エストニア、リトアニア、ルーマニア、ポルトガル、スロバキア、ポーランド、イギリス、スペイン、ブルガリア、スウェーデン、フィンランドは、揃って反対意見を表明している。また、欧州議会においても、バルト諸国の議員は、加盟国間の差を埋める速度が遅すぎると発言している。

【欧州理事会（2012. 11）の修正意見審議】

欧州理事会の中期予算フレーム決定（2013. 2）においては、欧州委員会提案（EU 平均の 90%未満の加盟国につき、EU 平均 90%との乖離分の三分の一分を増額調整）に即しつつ、2020 年までにすべての加盟国が最低でもヘクタール当たり 196 ユーロの水準となるよう調整することが追加され、バルト三国に対する政治的な配慮が図られている。

【農相理事会議長中間報告（2012. 12）の修正意見審議】

農相理事会議長報告（2012. 12）では、単に未解決案件とされている。

【欧州議会農業委員会（2013. 1）の修正意見審議】

欧州議会農業委員会修正意見（2013. 1）では、調整の加速化とともに、EU 平均の 65%を最低水準とすべきとの意見とされている。

なお、EU 平均値（フラットレート）は、ヘクタール当たり 267 ユーロなので、欧州議会意見の 65%は 174 ユーロということになり、欧州理事会の最低水準 196 ユーロよりも低い。

【農業者間の分配公平化：欧州委員会提案(2011. 10)】

農業者間の分配公平化としては、支払単価について、すべての加盟国が、2019 年までに過去の時点の受給実績による支払から国別、地域別の面積平均単価へ移行することになる。

CAP 運用が地域別に行われている加盟国にあっては、既に、地域方式に移行しているが、フランスのように、これまで実績方式によっていた加盟国の場合、直接支払の分配に影響が出るのが懸念されている。

フランスにおける地域方式移行に関する影響評価したバンサン・シャトリエ氏は、「地域の区分次第で分配への影響は軽減される。」としている。つまり、異質の農業地帯を含む地域割りをすると単価の平準化による影響が大きいのが、比較的同質な農業生産を行っている地域を括れば影響は小さくなる。適切に地域指定を行えば、影響は最小化されるとしている。

【審議の状況】

直接支払単価の地域方式への移行については、フランス、スペイン、イタリア、アイルランド、マルタ、ベルギーの農相は、加盟国の事情に合うよう地域方式の定義に一層の弾力性を与えることを求めている。

また、スペイン、イタリア、アイルランドの農相は、提案された直接支払が地域間のバランスを崩すおそれがあると懸念し、生産費の高い農業者に懲罰を与える結果になるとしている。アイルランド農相は、加盟国の生産状況に適した支払方式を設定できるよう弾力性を与えるべきであるとして、漸進的かつ経過措置により農業者が適用できるようにすべき求めている。チェコ農相は、管理が容易であるとして、現行の SAPS 制度の延長を求めている。

【修正意見の審議状況】

農業者間の分配公平化については、欧州理事会資料では言及がなく、農相理事会議長報告では、農業特別委員会において問題点を整理中であるとされている。

【第一の柱と第二の柱の予算移替え】

また、加盟国の選択として、第一の柱の予算の 10%までを第二の柱へ移し替えることが可能となり、逆に、直接支払水準が EU 平均水準の 90%に未満の 12 カ国（バルト三国など）は、第二の柱の予算の 5%までを第一の柱に移すことが可能となる。

欧州理事会案では、加盟国の選択として、第一の柱の予算の 15%までを第二の柱へ移し替えることができるとされ、また逆に、加盟国の選択として、第二の柱の予算の 15%までを第一の柱に移すことができるが、更に、単位面積当たり直接支払額が、EU 平均の 90%未満の加盟国は、これに 10%追加しうる（合計 25%まで）とされており、欧州委員会提案と比較して、加盟国の自由選択の幅が大きく拡大されている。

3. 直接支払の審議状況

(1) 直接支払の再構成

1) 次期CAP法案における直接支払の再構成

【欧州委員会提案(2011. 10)】

次期CAP改革法案では、直接支払は次のように再構成されることになる。

	直接支払総額の割合	(主な受給要件)
基礎支払	以下の残額	(受給権。適格ヘクタール。グリーンング遵守。)
グリーンング支払	30%	(グリーンング遵守。)
青年農業者支払	2%以内	(基礎支払受給の40歳未満の新規就農者。)
小規模農業者支払	10%以内	(農業者の選択。他の支払は受給できず。)
条件不利地域支払	3%以内	(加盟国の選択。)
カップル支払	現状以内	(加盟国の選択。)

制度的には、2004 年 5 月より前からの 15 カ国の加盟国における「単一支払 (SPS)」, 2004 年 5 月以後の中東欧などの 12 カ国の新規加盟国における「単一面積支払 (SAPS : 加盟

国配分額を 2003 年 6 月 30 日時点で良好農業状態（GAC）にあった耕地面積で除した額を支払う。）」に代えて、次期の CAP においては「基礎支払」が導入される。

「基礎支払」の受給者には、環境・気候対策に資する基準（グリーンング基準）の遵守が義務づけられる。この基準を遵守すると「グリーンング支払」が上乘せされる。グリーンング支払には加盟国の直接支払総額の 30%が充てられる。

「青年農業者支払」は、基礎支払を受給する 5 年以内に新規就農した 40 歳未満の農業者に対して、農業者の支払受給権の 25%分が上乘せされるものである。「青年農業者支払」には、加盟国の直接支払総額の 2%以内が充てられる。

「小規模農業者支払」は、簡略化された固定額支払で、その受給者は、申請手続きが簡略化されるが、他の直接支払を受けることはできなくなる。「小規模農業者支払」には、加盟国の直接支払総額の 10%以内が充てられる。

ほかに、加盟国の任意選択支払として、「条件不利地域支払」が設けられ、加盟国の直接支払総額の 3%以内を充てることができる。

また、加盟国の選択支払である「カップル支払」は、現状水準以内で維持することができることとされている。

第 4 表 直接支払の内訳（欧州委員会提案）

財政年度	百万ユーロ（現行額）						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計 2014-2020
Annex II	42407.2	42623.4	42814.2	42780.3	42780.3	42780.3	256185.7
グリーンング支払（30%）	12866.5	12855.3	12844.3	12834.1	12834.1	12834.1	77068.4
青年農業者支払の最大額（2%）	857.8	857.0	856.3	855.6	855.6	855.6	5137.9
基礎支払、自然条件不利地域支払、 カップル支払	28682.9	28911.1	29113.6	29090.6	29090.6	29090.6	173979.4
小規模農業者支払の最大額	4288.8	4285.1	4281.4	4278.0	4278.0	4278.0	25689.3
附属書 II のワイン移転	159.9	159.9	159.9	159.9	159.9	159.9	959.1
キャッピング	-164.1	-172.1	-184.7	-185.6	-185.6	-185.6	-1077.7
総	256.0	256.3	256.5	256.6	256.6	256.6	1538.6
海外県/エーゲ海諸島	417.4	417.4	417.4	417.4	417.4	417.4	2504.4

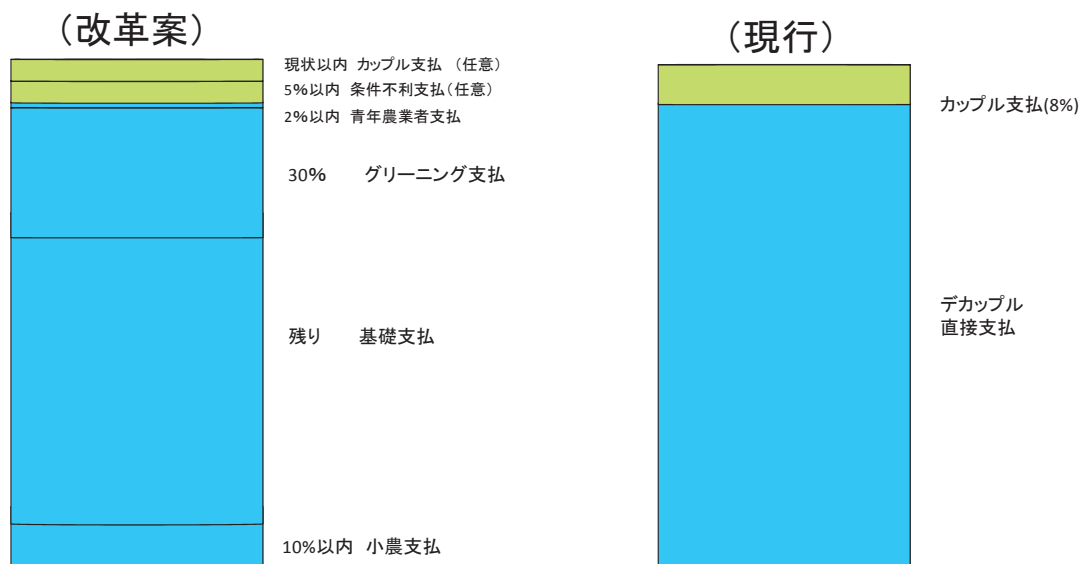
資料： European Commission (2011a)

（現行直接支払との比較）

実際の制度改革後の農業者受給額は、加盟国シーリングの加盟国間分配の調整、実績支払方式の地域支払方式への移行、加盟国の選択による第一の柱と第二の柱の間の予算移し替えなどにも影響され、また、加盟国がどのような支払選択をして実施するかにもよるが、ここでは、これらを捨象して改革の前後で農業者の受給がどのようになるかをみてみよう。

まず、直接支払総額については、中期財政フレームの欧州委員会提案（2011年6月）では、名目値で2013年水準が維持されているが、欧州理事会の案（2012年11月）では、これが4.5%削減されている。後者によれば、直接支払総額は、名目値で現行直接支払の95.5%がベース

となる（物価上昇を踏まえた実質ベース値は、更に低下する。）。



第6図 直接支払の改革

資料：筆者作成

次に、「カップル支払」は現行水準以内とされていること、「小規模農業者支払」はこれを選択した農業者が、選択していなければ受給していたであろう基礎支払、グリーンング等の相当額を小規模農業者支払へ移し替えることになっていることから、基礎支払、グリーンング支払等の受給者にとっての受給額には影響しない。

したがって、現行のデカップル直接支払に相当する額は、基礎支払、グリーンング支払、青年農業者支払、条件不利地域支払の合計額となる。このうち、「青年農業者支払(2%以内)」と加盟国選択の「条件不利地域支払(5%以内)」に使われる額の和は、2～7%以内なので、残る基礎支払とグリーンング支払の和は、直接支払総額から2～7%以内の減額がある程度であり、金額的には、現行の直接支払は、全体額が95.5%に圧縮された上で、更に2～7%の減があるものの、概ね、基礎支払とグリーンング支払の和に対応している。

重要なことは、大部分の農業者にとって、改革後の制度の下で基礎支払とグリーンング支払の両方を受給することができれば、従来制度の下における直接支払受給額に近い額を受け取ることができるよう制度が設計されているということである。

2) 基礎支払（直接支払）と支払受給権

（支払受給権 Payment Entitlement）

「支払受給権」は、特定の適格ヘクタール数（eligible hectares）について直接支払交付を受ける条件付きの権利である。支払受給権は、土地と別に譲渡することができる。

基礎支払が農業者に交付されるには、農業者が、その支払受給権に付属している適格ヘクタール数に該当する区画（農業者が使用しうる状態にある区画）を申告（declaration）することにより、適格ヘクタール数当たりの受給権を発効（activation）させなくてはならない。これにより発効した支払受給権には、基礎支払の交付を受ける権利が付与される（DPR 25条、26条）。（申告する「農業者が使用しうる状態にある土地」は適格性の条件を満たしていればよく、受給額は、受給権の単価によって決定される。）

EUにおいて、デカップル直接支払を「支払受給権」という形で制度を設計した理由は、検討時の欧州委員会の内部の議論では、受給権は選択肢の一つであったが、①過去の受給額をベースに設定できること、②譲渡可能にしうることという二点において他の選択肢より優れていたため、これを採用したということである。

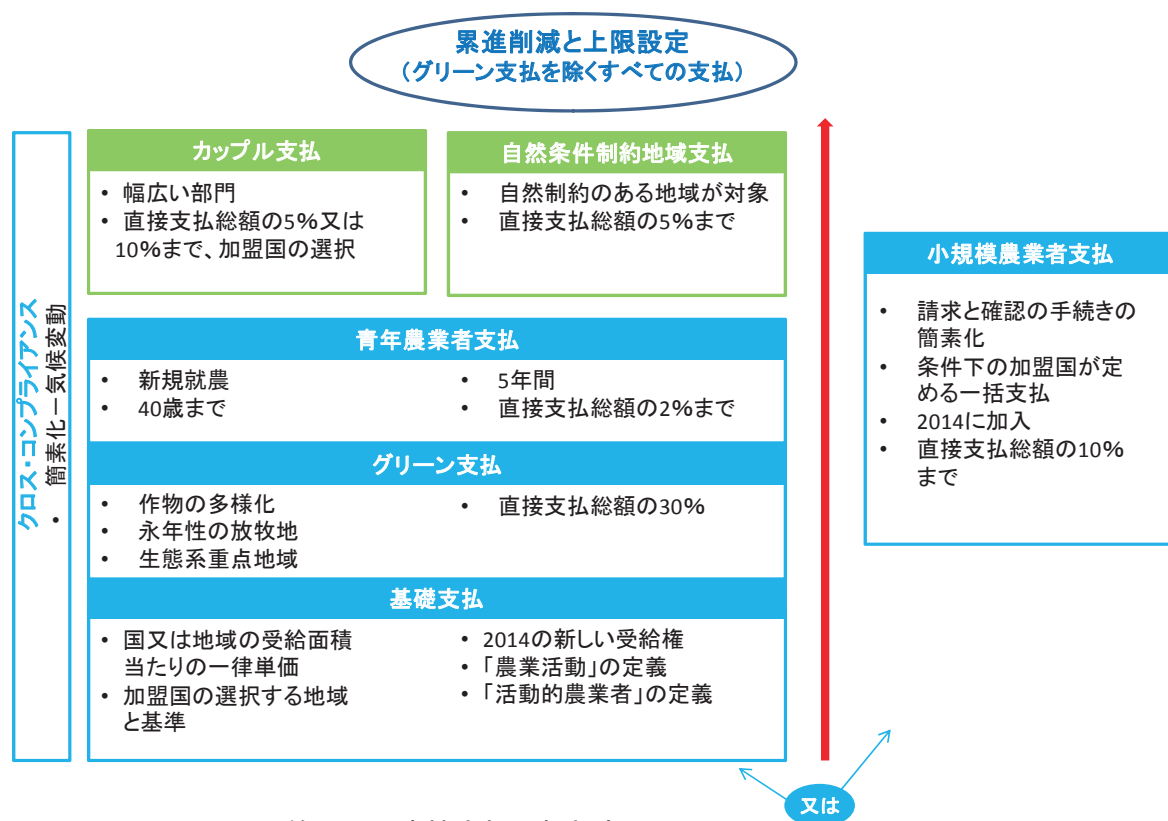
この「農業者」とは、「農業活動（雇用農業者によるものでも差し支えない。）」を行っている者である。「農業活動」には、「農業生産」以外に、「土地を放牧、耕作に適した状態に維持していること」、更に、「その状態が自然に保たれている場合には加盟国の定める「最低活動」を行っていること」が含まれている。

「受給権単価」は、当該年の加盟国（又は地域）における基礎支払シーリングを配分受給権（ヘクタール数）により除した額となり、基礎支払シーリング額に不足が生じ得ないよう設定されている。

「適格ヘクタール数」は、農業活動に使用されている経営体の農業面積、又は、主として農業活動に使用されている面積である。ただし、2008年に単一支払、単一面積支払を受給する権利を付与された面積で野鳥の保護、水管理政策の EC 指令などにより既に前段の適格の定義に適合しなくなっている面積、EC 規則等に基づく植林、休耕の面積は含まれる。

（支払受給権の譲渡等）

受給権は、相続による場合を除き、同一の加盟国に定住している農業者に対してのみ譲渡することができる。ただし、相続の場合であっても、受給権はそれが設定された加盟国においてのみ使用することができる。受給権は、同一の地域の中のみ、又は、同一加盟国におけるヘクタール当たりの調整後の受給権単価が同一の地域の間においてのみ譲渡することができる。



第7図 直接支払の新制度

資料：EC(2011m)

(2) グリーニング支払

1) グリーニング支払(直接支払)

基礎支払の受給権を付与された農業者は、その適格ヘクタールの上で、①作物の多様化、②既存の永年牧草地の維持、③生態系重点地域の確保などの「気候と環境に有益な農業実践（以下、「グリーニング基準」という。）」を遵守することが義務づけられる。このグリーニング基準を遵守すると、「グリーニング支払」が上乘せして支払われる。

グリーニング支払には、加盟国シーリング（直接支払総額）の30%が割り当てられる。なお、グリーニング支払の受給額は、気候・環境対策を促進する観点から、高額受給額の累進削減や、上限設定の適用対象から除外されており、高額受給者であっても全額を受給できる。

グリーニング基準は、欧州委員会法案において次のように規定されている。

① 作物の多様化

3ヘクタールを超える農地（arable land。作物生産のため耕作される土地，又は，作物生産の用に使用されうる用地。EC規則に基づく休耕地を含む。）であって，そのすべてが牧草生産，休耕又は休耕栽培に使用されているのではない農地には，少なくとも三種の異なる作物を作付けなければならない。そのいずれの作物も農地の5%未満であってはならず，主たる作物は70%を超えてはならない。

② 既存の永年牧草地の維持

農業者が2014年に永年牧草地として申告した経営面積は「永年牧草地の基準面積」とされ，農業者はこれを永年牧草地として維持しなくてはならない。

なお，永年牧草地の基準面積のうち5%までは転用することができる。

③ 生態系重点地域の確保

農業者は，永年牧草地を除いた適格ヘクタール数の少なくとも7%を生態系重点地域（休耕地，棚地，景観地，緩衝用の細長い区画，植林地）として確保しなくてはならない。

このほか，野鳥保護のEC指令（92/43/EEC，2009/147/EC），有機農業のEC規則（834/2007）を遵守する生産者については，生態系への便益を供していると見なされ，これらの追加的な要件を必要としない。

環境，気候に資する「グリーンング」措置は，次期CAP改革法案の中核部分である。法案を提案した欧州委員会は，欧州の農業政策全体を，単なる「農業振興政策」から，国民全体が裨益する環境，気候などの「公共財を供給させる政策」へ転換させるという遠大な政策意図を語っており，同時に，農業予算の正当化（legitimazation）を図り農業予算総額の維持確保に繋げるという意図を併せ持っている。

一方，加盟国にとっては，新たに導入される環境，気候に資するグリーンング基準が，自国の農業者にとって，過大な負担とならないか，実行可能かという観点から，審議開始当初から，加盟国による選択支払とすべきとの意見も強かった。しかし，フランスなどグリーンング支払の導入を積極的に評価する加盟国もあって，議論は，①グリーンング基準を各加盟国における実行に支障のないよう緩和するとともに，②グリーンング基準と同等以上の環境，気候措置を行っていると認められるならばグリーンング支払の対象とするという方向に集約されつつある。

【グリーンング基準の環境，気候への効果】

欧州委員会の法案に関する『影響評価分析』における，グリーンング基準の環境，気候への効果について既に紹介したことがあるので，ここでは，要点を簡単に触れておくにとどめる。

「作物の多様化」は、「作物の輪作」として検討されていたので、『影響評価』においては、「作物の輪作」につき評価されている。これによると、「作物の輪作」については、土壌有機物の増加による土壌の炭素隔離、窒素肥料の投入必要量の減少によるグリーンハウスガス放出削減などを通じて気候変動の緩和に貢献するとされている。また、モノカルチャーに比較して、浸食の減少、有機物の増加、土壌の質向上、雑草、病虫害の減少など環境上の効果があるとしている。

「永年牧草地の維持」については、異種の牧草からなる二酸化炭素の吸収源、土壌浸食の防止、野生生物の生息地保全や、養分の定着、土壌の有機質による養分の定着、水量の調節、景観の維持など環境保全、気候変動、風景維持に効果があるとしている。

「生態系重点地域の確保」については、生物多様性の保全として、異なる種の生息地、種の増加、生息地の結合性、自然資源の保全として、窒素、リン、農薬等による汚染の削減、土壌浸食の防止、水質の向上、気候変動の緩和として、肥料の投入要量削減、土壌有機物の増加、保水の増加などの有益な効果があるとしている。

欧州委員会の例示しているグリーンング義務の効果

① 作物の輪作

○ 気候安定

土壌有機物の増加（→土壌に炭素隔離、窒素肥料投入要量の減少→GHG放出削減）

○ 環境保全

浸食の減少、有機物の増加、土壌の向上、雑草・病虫害の減少

② 永年牧草地の維持

○ 気候安定

異種の牧草による二酸化炭素の吸収源、

○ 自然資源の保全

土壌浸食の防止、水量の調節、土壌の有機物による養分の定着、

○ 生物多様性

野生生物の生息地保全

○ 景観維持

景観の維持

③ 生態系重点地域の確保

○ 気候安定

土壌有機物の増加、肥料の投入要量削減、保水の増加などの有益な効果

○ 生物多様性

異なる種の生息地、種の増加、生息地の結合性、

○ 自然資源保全

窒素，リン，農薬等による汚染の削減，土壌浸食の防止，水質の向上，

【参考】EUの例示している農業の「公共財機能」

- ・ 景観，生物多様性，水管理，耕地機能の維持
- ・ 気候の安定，空気の質の維持，
- ・ 地域の活性化

【グリーンング支払のWTO通報分類】

欧州委員会は、『影響評価分析』において，グリーンング支払につき，WTO農業協定のグリーンボックス「デカップル所得支持」の適格性を確保するため，グリーンング部分のデカップルされた性質は保護されなければならない。この観点から，生産自体又は生産品目に対するリンク，例えば，作物の輪作等において，特定の作物の有無を条件とすることは，環境上正当化されたとしても，避けられなければならないとしている。

また，グリーンング支払のWTO通報に関しては，WTO農業協定の「環境支払」の額が「施策に従うことに伴う追加の費用又は所得の喪失に限定される」とされているので，この「環境支払」を適用することはできないとしている。（Impact Assessment Annex 2 p17）

したがって，グリーンング支払は，「環境支払」ではなく，「デカップル所得支持」としてWTO通報されることになると『影響評価分析』に書かれている。

その後，EU農業総局国際担当が「環境支払」として通報するかもしれないと発言しているようである。注視していく必要がある。

【グリーンング支払の審議状況】

グリーンング支払について，フランス農相は，その予算配分率が過大である，イギリス農相は，食料需要の増加時の実質休耕 7%は愚か，多数の加盟国農相は，制度が複雑化するなどの批判が集中していた。

欧州議会の審議でも，ブルガリア議員が支払の 30%は過大，スペイン議員（S&D）が加盟国の事情を考慮していない，イギリス議員（ALDE），オーストリア議員他（EPP）が，生態系のための 7%実質休耕は，食糧安保に反し世界の飢餓を増大させるなど議員から非難を受けていた。

【農相理事会，欧州議会の立場】

グリーンング基準の欧州委員会案に対する欧州理事会，農相理事会，欧州議会の主要な立場は次表のとおりである。

第5表 グリーニング基準，同等措置に対するそれぞれの立場

	欧州委員会案 2011. 10	欧州理事会 2012. 11	農相理事会 特別委員会 2013. 3. 4	欧州議会 農業委員会 2012. 12
グリーニング基準	① 作物の多様化 ●3ha超農地につき3種以上 ② 2014年永年牧草地の維持 ③ 生態系重点地域の確保 ●適格面積の7%以上	—	①●30ha超農地につき3種以上、30ha以下10ha超農地につき2種以上 ②●(永年牧草地/総農用地)が5%未満の減なら適用除外 ③●適格面積15ヘクタール超農地につき、2014年から3%以上、2016年から5%以上とし、2017年3月に実施状況評価の上、適切ならば、2018年から7%以上。 ●同等措置の農業・環境支払対象は除外	①●10ha超30ha以下農地につき2種以上 ●30ha超農地につき3種以上 ②●加盟国、地域の永年牧草地の割合は維持 ③●適格面積10ヘクタール超の農地につき、3%(初年度)、5%(2016年度)、7%(2018年度)
グリーニング基準同等措置	上の三条件以外でも、野鳥保護、有機農業につきグリーニング基準への適合が認められている。	グリーニング同等措置の追加(加盟国に弾力性を付与。)	グリーニング同等措置の追加 上のグリーニング3条件のいずれか一つ以上と同等以上の環境・気候への便益をもたらす措置である、 ①環境支払(第二の柱)、水管理指令に即した措置(クロスコンプライアンスを超える措置等) ②環境、気候に資する加盟国、地域の環境認証制度(クロスコンプライアンスを超える加盟国の環境法令に則した措置等)	「新規措置」として、 ①農業・環境支払の対象農地の自動的承認 ②欧州委員会の認める環境認証による自動的受給 ③永年作物は、土壤保全に有益な実践を行えば受給対象 「グリーニング同等措置」の追加は支持(加盟国、欧州委員会の承認を受けることが必要。)

資料：筆者作成

【欧州理事会の決定】

欧州理事会決定（2013. 2）においては，加盟国の直接支払総額の3割を充てるとし，同等のグリーニング措置に関して，加盟国に対する明確に定義された柔軟性を与えることを求めている。

また，生態系重点地域に関しては，「対象の土地が生産から除外されることなく，正当化されない農業者所得の損失を回避する仕方で行う」とされている。これは，最終段階で挿入された文章で，ドイツの首相が，生態系重点地域（7%）を3.5%に圧縮するよう強く主張していたことを反映させたものである。

【グリーニング三基準の審議状況】

グリーニングの三基準に関し，「①作物多様化」については，当初の欧州委員会法案では3ヘクタール以上の農地につき3作物以上とされているが，欧州議会農業委員会意見（2012年12月）では，対象農地を10ヘクタール超30ヘクタール以下と，30ヘクタール超の二つに分けた上で，前者については2作物以上，後者については3作物以上とし

ており、農相理事会特別委員会に提示された議長妥協案（２０１３年３月４日）でも、１０ヘクタール超３０ヘクタール未満の農地につき２作物以上、３０ヘクタール以上の農地につき３作物以上としており、条件を緩和し足並みを揃えている。

「②永年牧草地の維持」については、農相理事会意見では、総農用地にしめる永年牧草地の割合が、基準年次より５％未満の減であれば、基本的に、その国、地域の全農業者がこの条件を満たしていると思なすという規定修正を提案している。

「③生態系重点地域」について、欧州委員会案では適格面積の７％以上とされているところ、欧州議会意見では、対象農地を１０ヘクタール超とし、生態系重点地域を段階的に３％から７％へ拡大していくとしており、農相理事会議長妥協案では、対象農地を１５ヘクタール超とし、２０１４年から３％以上、２０１６年から５％以上とし、２０１７年３月に実施状況評価の上、適切ならば、２０１８年から７％以上とすることを提案し、更に、同等措置として認められた農業環境支払（第二の柱）の対象は適用除外としている。

【同等措置の審議状況】

同等措置に関しては、欧州委員会案において既に、作物多様化、永年牧草地維持、生態系重点地域確保以外にも、EU法令に則した野鳥保護、有機農業については、グリーンング基準の適合が認められており、当初からチオロシュ農業委員も、こうした対象措置の拡大を示唆していたところである。その後の農相理事会の議論の中で、グリーンング基準との「同等措置」というより一般化された概念が現れ、これが欧州理事会、農相理事会の修正意見に取り込まれている。欧州議会も、同等措置の追加を支持するとしている。

同等措置として、農相理事会議長妥協案では、グリーンング３条件のいずれか一つ以上と同等以上の環境・気候への便益をもたらす措置であって、①環境支払（第二の柱）、水管理指令に即した措置（クロスコンプライアンスを超える措置）、②環境、気候に資する加盟国、地域の環境認証制度（クロスコンプライアンスを超える加盟国の環境法令に則した措置）をグリーンングの同等措置として認めることを提案している。

一方、欧州議会農業委員会の提案では、「同等措置」ではなく、「新規措置」として、グリーンング支払に関し、

- ①農業-環境支払の対象農地の自動的承認
- ②欧州委員会の認める農家環境認証による自動的受給
- ③永年作物は、土壌保全に有益な実践を行えば受給対象を追加する修正意見を一票差で採択した。

この欧州議会の法案修正意見については、COPAなど農業者団体からはグリーンングに関する柔軟性が拡大したとして受け入れられているが、欧州議会の内外、環境団体などから、「二重受給となる」、「不道德である」、「CAPが暗黒時代に逆戻りする」などといった強い批判が湧き上がっている。

チオロシュ農業委員の説明によると、第一の柱のグリーンング措置はベースラインであり、第二の柱の農業-環境-気候事業は、第二の柱の下で、環境に対する良好な影響がグリ

ーニング措置のベースラインを上回ると判断される実践に対して支払われるものとして区別されている。

欧州議会案に非難が集中しているのは、このベースラインの考えを排除して、農業-環境-気候事業を実施すれば、自動的に両方の補助金を受け取れると整理しているところにある。この部分の意見は、3月の欧州議会総会では、改められると見られている。

他方、農相理事会では、議長報告（2012年11月）において農業-環境-気候事業については、第一の柱のグリーンングのベースラインと直接リンクしていることから、立場が保留されていたが、2013年3月4日の議長妥協案では、「グリーンング同等措置」として、「グリーンング3条件のいずれか（一つ以上）と同等以上の環境・気候への便益をもたらす措置である ①農業-環境-気候支払（第二の柱）に即した措置（クロスコンプライアンスを超える措置）、②加盟国、地域による環境認証制度（クロスコンプライアンスを超える措置等）」とすることを提案している。

この議長妥協案は、「グリーンング3条件のいずれか（一つ以上）と同等以上の環境・気候への便益をもたらす措置」としている点において、グリーンング3条件（ベースライン）と一定のリンクを付しているが、「3条件をすべて履行した場合」においてもたらされる便益（ベースライン）を超えることが要求されているか否かは、現時点では明らかになっていない。

以下に、グリーンング基準に関する2012年12月時点における農相理事会の法案修正案と2013年1月の欧州議会農業委員会の修正意見を掲げておく。

下の農相理事会の意見は、上で紹介した農相理事会議長の妥協案よりも一段階前の時点における議長中間報告であるが、時間の経過とともに、条件が一層緩和されてきていることが分かる。

【参考１：農相理事会の修正案（２０１２年１２月１４日）】

１．基礎支払を受給する農業者は、その適格ヘクタールにおいて、気候及び環境に有益な農業の実践（グリーンング基準の履行）、又は、これと同等の実践（equivalent practice）を行わなくてはならない。

２．気候及び環境に有益な農業の実践とは、

（ａ）農地（arable land）に三つの異なる作物があること

（ｂ）既存の永年牧草地の維持

（ｃ）農用地（agricultural area）に生態系重点地域（ecological focus area）を確保すること

をいう。

３．同等性とは、

（ａ）農業・環境支払（規則1698/2005の39条（2））、又は、農業・環境・気候事業（改正RDR規則の29条（2）及び水管理指令（同規則の31条（4））の条件に適合し実行される義務、

（ｂ）土壌と水質、生物多様性、景観、気候変動の緩和と適応に関する目的に適合するための加盟国又は地域の環境認証制度（クロスコンプライアンスを超える内容の加盟国の環境立法措置に適合した認証制度を含む。）

をいう。

４．作物の多様化

15ヘクタールを超えた農地には、少なくとも三種の異なる作物を作付けなければならない。主たる作物は70%を超えてはならず、主要な2作物を合わせて95%を超えてはならない。

（１）適格農地のうち、永年牧草地又は水耕栽培が、75%を超える経営体は、適用除外とされる。

〔（２）加盟国は、10ヘクタール未満の農用地であっても、その周囲の75%以上が森林によって境界が囲まれており、かつ、周囲の残りの部分が直線となっていれば、「作物の多様化」を適用しないことができる。〕

５．永年牧草地

農業者が2014年に永年牧草地として申告した経営面積は「永年牧草地の基準面積」とされ、農業者はこれを永年牧草地として維持しなくてはならない。なお、永年牧草地の基準面積のうち5%までは転用することができる。

（１）加盟国は、2012年について、総農用地に対する永年牧草地の比率が、基準年次の比率（規則（1122/2009）の3条（2））よりも、5%未満の減少である場合には、この規定を適用しないことができる。（地域レベルでGAEC義務を適用している加盟国は、この基準

が当てはまる地域につき、この規定の適用除外を行うことができる。) この場合、加盟国は、永年牧草地の比率を、加盟国、地域等のレベルで維持しなければならない。

(2) (1) の代替措置として、加盟国は、次の規定の適用を決定することができる。

(a) ある年における総農用地に対する永年牧草地の比率が、[2011年、2012年] の比率よりも、[3%] 未満の減少である場合には、その加盟国、地域等に属するすべての農業者がこの規定を満たしているものと見なされる。

(b) ある年における総農用地に対する永年牧草地の比率が、[2011年、2012年] の比率よりも、[3%] 以上 [5%] 未満の減少である場合には、その加盟国、地域等に属するすべての農業者がこの規定を満たしているものと見なされる。ただし、その経営他において耕起されたすべての永年牧草地につき、個々に申請し公的な承認を受けたということが必要である。

(c) ある年における総農用地に対する永年牧草地の比率が、[2011年、2012年] の比率よりも、[5%] を超える減少である場合には、加盟国は、前項の承認なく牧草地を耕起した農業者に対し牧草地として回復させる措置を取らなければならない。(牧草地を耕起していない農業者及び公的承認を受けて牧草地を耕起した農業者は、この規定を満たしているものと見なされる。)[5%] の閾値が達成されれば、その加盟国、地域等に属するすべての農業者がこの規定を満たしているものと見なされる。

5. 生態系重点地域の確保

農業経営体の適格面積が15ヘクタールを超える場合、農業者は、永年牧草地を除いた適格ヘクタール数の少なくとも7%を生態系重点地域(休耕地、棚地、景観地、緩衝用の細長い区画(肥料、農薬を使用しない区画。)、植林地の適格面積、1ヘクタール当たり20本超50本未満永年性作物の植えてある面積、森林境界に沿った適格面積の細長い区画、同等の農業の実践(直接支払規則29条(6)(a)義務対象の面積)として認められた措置であって、農業・環境支払(規則1698/2005の29条(2)、又は、農業・環境・気候事業(農村振興規則31条(4))及び水管理指令(同規則31条(4))に基づくもの、植林地)を確保しなくてはならない。

適格面積の75%超が永年牧草地又は水耕栽培の場合や、農用地の70%超が、牧草地、飼料作物、休耕などに使用されている場合には、この規定は、適用されない。

また、この規定の適用除外として、加盟国は、環境重点地域の50%までを集団行為として実行することができる。

このほか、野鳥保護のEC指令(92/43/EEC、2009/147/EC)、有機農業のEC規則(834/2007)を遵守する生産者については、生態系への便益を供しているとは見なされ、これらの追加的な要件を必要としない。

【参考２： 欧州議会（農業委員会）の法案修正意見】

（グリーンング支払の対象となる「新規措置」）

- ① 農業-環境支払の対象農地の自動的承認
- ② 欧州委員会の認める農家環境認証による自動的受給
- ③ 永年作物は、土壌保全に有益な実践を行えば受給対象
を追加する以下の修正意見を採択。

（グリーンング三基準の緩和）

- ① 作物の多様化

10ヘクタールから30ヘクタールまで（委員会提案：3ヘクタール超）の農地であって、そのすべてが牧草生産、休耕又は休耕栽培に使用されているのではない農地には、少なくとも2種（委員会：3種）の異なる作物を作付けなければならない。そのいずれの作物も農地の5%未満であってはならず、主たる作物は80%（委員会提案：70%）を超えてはならない。

30ヘクタールを超える（委員会提案：3ヘクタール超）農地であって、そのすべてが牧草生産、休耕又は休耕栽培に使用されているのではない農地には、少なくとも3種の異なる作物を作付けなければならない。そのいずれの作物も農地の5%未満であってはならず、主たる作物は75%、主要な2作物は95%を超えてはならない（委員会提案：70%）。

このほか、収量も考慮に入れるとされている。

- ② 既存の永年牧草地の維持

加盟国、地域における永年牧草地の割合は、維持しなくてはならない。なお、永年牧草地の基準面積のうち5%又は7%までは転用することができる。

- ③ 生態系重点地域の確保

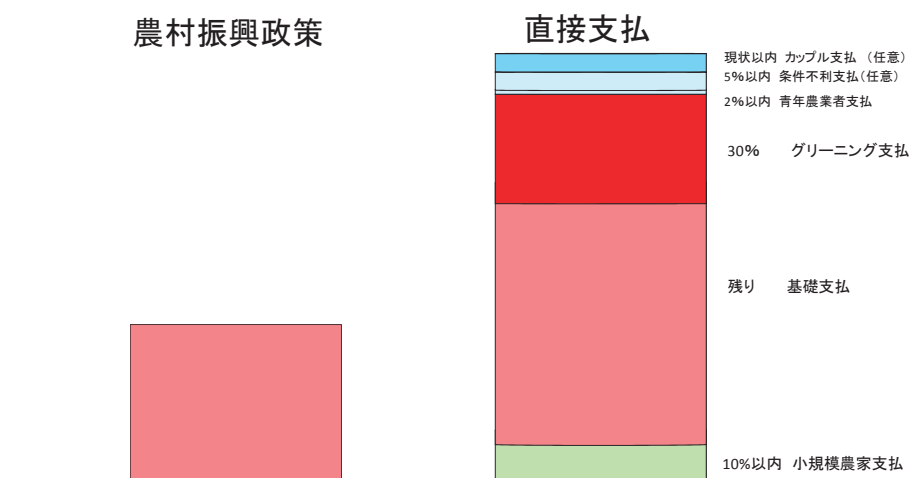
農業者は、永年牧草地を除いた適格ヘクタール数10ヘクタールを超える農地について、少なくとも3%（初年度）、5%（2016年度）、7%（2018年度）を生態系重点地域（休耕地、棚地、景観地、緩衝用の細長い区画、植林地、タンパク源作物、石壁、用水路、生け垣、また、農薬、肥料を使わなければ生産をすることも可能。）として確保しなくてはならない。

2) グリーニング基準に係る制裁措置

グリーニング支払においては、グリーニング基準（同等措置を含む。）を遵守することが、受給の前提条件となっている。

しかし、新しいCAP制度の下では、基礎支払の受給者にも、グリーニング基準の遵守が義務づけられており、グリーニング基準の遵守を怠った農業者に対する制裁措置の範囲が問題となってくる。この制裁措置の範囲によって、遵守義務履行の実効性や、グリーニング条件の性格が左右されてくるからである。

欧州委員会の案では、グリーニング基準不遵守に対する制裁措置は、最大でグリーニング支払額の200%とされている。つまり、制裁は、グリーニング支払を超えて、基礎支払や、農村振興の額にまで及びうるということである。この案に従えば、基礎支払受給者にとって、グリーニング基準の遵守は、単なる努力義務ではなく、不履行の場合には実質的な罰則が発生することになる。



※ グリーニング条件の5割以上を履行しない場合、
グリーニング支払を失い、更に、グリーニング支払予定額の2倍の罰金（基礎支払、農村振興から）

第8図 グリーニング基準不遵守に対する制裁措置（欧州委員会案）

資料：筆者作成

これに対して、農相理事会の修正意見は、制裁措置を、最大でグリーニング支払額の100%までとしており、欧州議会農業委員会の修正意見においても、制裁措置をグリーニング支払額の範囲内にとどめるとしている。これらの場合においては、グリーニング基準遵守は、基礎支払受給者にとって実質的な努力規定になり、グリーニング支払は、「上乗せ加算支払」の位置付けになる。とはいえ、直接支払総額の3割という無視し難い額がグリーニング支払

に充てられることになるので、大部分の農業者は、グリーンング支払を受給しようとして、グリーンング基準を守ることになるであろう。

CAPにおける主要な環境・気候基準としては、このグリーンング基準に加えて、従来からのクロスコンプライアンス、第二の柱（農村振興政策）の農業-環境-気候事業の対象基準がある。次に、これらの基準、グリーンング基準との政策上の関係を整理し、更に、農村振興政策における環境-気候対策のメニューにつき触れる。

3) クロスコンプライアンスとの関係

（クロスコンプライアンス）

最も基礎的な環境・気候に関する遵守基準は、「クロス・コンプライアンス」である。クロス・コンプライアンスは、①環境、気候変動、適正農業規範、②公衆衛生、植物・動物衛生、③動物愛護に関する基礎基準の遵守を直接支払の要件とするものであり、以下の事業が対象となる（CAPのすべての事業が対象となるわけではない。）。

（クロス・コンプライアンスの対象となる事業（HZR 92条））

（第一の柱）

直接支払（小規模農業者支払は除く。）、
ぶどう作の再編、青刈り、

（第二の柱）

植林事業、
農林システム樹立、
農業-環境-気候事業、
有機農業、
Natura 2000と水枠組み指令支払、
条件不利地域支払、
動物愛護、
林業・環境サービス、森林保全

次期改革法案においてクロス・コンプライアンスは、基準が整理され簡素化された。農業者に関連しない要素などが整理され、法令で定められた管理条件（S:SMR）の数が18から13に削減され、適正農業・環境条件（G:GAEC）に関する基準の数が15から8へ削減された。

クロス・コンプライアンス（共通遵守事項）

（SはSMR，GはGAEC）

環境，気候変動，適正農地条件

（水）

- S1 野鳥の保全，硝酸肥料により引き起こされる汚染からの地下水の保護指令
- G1 水流に沿った緩衝用の細長い土地の確保
- G2 灌漑水使用の認可手続きの遵守
- G3 汚染からの地下水の保護等

（土壌と炭素貯留）

- G4 最低限の土壌被
- G5 浸食を制限する用地の特定条件を反映した最低の土地管理
- G6 耕地の刈り株焼きの禁止を含む土壌有機物水準の維持
- G7 初耕起の禁止を含む湿地と炭素の多い土壌の保護

（生物多様性）

- S2 野鳥の保護指令
- S3 野生植物と野生生物の自然生息地の保全指令

（最低限の景観維持）

- G8 垣根，池，溝，直線に並んだ樹木などの景観特徴の保持

公衆衛生，動物衛生，植物衛生

（食品安全性）

- S4 食品安全法令の遵守規則
- S5 ホルモン等の物質を含む牧畜の禁止指令

（家畜の識別と登録）

- S6 豚の識別，登録に関する指令
- S7 牛の識別，登録と牛肉等の表示に関する指令
- S8 羊，山羊の識別，登録に関する指令

（植物病）

- S9 BSE規則
- S10 植物防除製品規則

動物愛護

（動物愛護）

- S11 牛の保護のための最低基準指令
- S12 豚の保護のための最低基準指令
- S13 家畜の保護のための最低基準指令

クロス・コンプライアンスの審議状況に関しては，欧州議会農業委員会において，公衆

衛生，動物衛生に関する制裁措置を緩和することなどが提案されている。

4) 農業-環境-気候事業（農村振興政策）との関係

欧州委員会法案では、このクロス・コンプライアンスを超える基準が、既に述べたグリーンニング基準となり、更に、このグリーンニング基準をベースラインとして、これを超えた環境保全誓約事項の実行が、第二の柱における「農業-環境-気候事業」の対象となる。

欧州委員会の農村振興政策法案（RDR29条3）においては、具体的に、
「農業-環境-気候事業の支払いは、クロス・コンプライアンスの関係する義務基準，グリーンニング支払の関係義務基準，肥料，植物防除の関係最低基準，加盟国の法令で定められた関係義務基準を超えた誓約事項のみが対象となる。」
と規定されている。

農業-環境-気候事業では、以下の範囲で、加盟国が支払額を定める。

（農業-環境-気候事業の支払額の上限）

- 一年生作物，1年1ヘクタール当たり600ユーロ。
- 多年生作物。1年1ヘクタール当たり900ユーロ。
- 他の土地用途。1年1ヘクタール当たり450ユーロ。
- 農業者に消滅の危機がある地域種。1年1畜産単位当たり200ユーロ。

第6表 環境関係の支払と遵守基準等の比較

	< 第 1 の 柱 > 基礎支払 グリーンング支払		< 第 2 の 柱 > 農業・環境・気候支払
支払の前提 条件	受給権＋使用しうる 土地の申告	基礎支払の受給	グリーンング基準、クロ スコンプライアンス、国 内法令基準を超えた環 境保全コミットメント
		グリーンング基準遵守	
受給者の遵 守義務(罰則 付き)	グリーンング基準		
	クロスコンプライアンス		

以上の欧州委員会法案における相互関係を整理すると、上の表のように、CAPにおける主
要な環境措置が整理される。

他方、既述した農相理事会議長妥協案（２０１３年３月４日）における環境関係措置の位置づけを整理すると次のようになる。欧州委員会法案と比較すると、第二の柱の「農業-環境-気候支払」が、明示的に、グリーンング３条件（ベースライン）を超えた措置であることが示されなくなっている点と、グリーンング条件不履行の時に基礎支払にまで制裁が課されることがない点が、大きな違いである。

欧州委員会の話では、農業-環境-気候支払（第二の柱）がグリーンング３条件（ベースライン）を超えた措置とされることは、法案において当初から規定されていたが、加盟国は、随分遅くなってこのことに気付く、修正を求めてきたというのが実情であるというこ

第 7 表

環境関係の支払と遵守基準等の比較(農相理事会議長妥協案)

	＜ 第 1 の 柱 ＞ 基礎支払 グリーニング支払		＜ 第 2 の 柱 ＞ 農業・環境・気候支払
支払の前提条件	受給権＋使用しうる土地の申告	基礎支払の受給 グリーニング3条件遵守又は、同等措置(3条件のいずれか以上の環境便益をもたらす農業-環境-気候支払、加盟国の環境認証スキームの対象)	クロスコンプライアンス、国内法令基準を超えた環境保全コミットメント
受給者の遵守義務	グリーニング基準（罰則なし）	クロスコンプライアンス	

とである。

【参考】農村振興政策等における環境・気候対策

農村振興政策における環境-気候対策の主要な事業は、「農業-環境-気候事業」であるが、農村振興政策規則（RDR(2011c)：Rural Development Regulation）附表Vでは、農村振興政策における次の事業が環境・気候に資する事業として位置付けられている。

林業地域振興，森林存続可能性の向上のための投資（RDR22条）

植林，林地創設（RDR23条）

農業・林業システムの樹立（RDR24条）

森林生態系の回復力，環境価値の向上のための投資（RDR26条）

農業-環境-気候事業（RDR29条）

有機農業（RDR30条）

Nature2000・水管理指令支払（RDR31条）

森林の環境と気候に対する便益と，森林の保全（RDR35条）

(3) 青年農業者支払

1) 青年農業者支払(直接支払)

EU では農業者の高齢化にともない 40 歳未満の農業者は全体の 14%に低下している（日本の場合，更に進行しており，2010 農業センサスで 6.8%。）。CAP では，これまで，青年農業者の新規就農対策は，第二の柱の農村振興政策の中で実施してきたが，次期 CAP 改革法案においては，新たに，第一の柱における直接支払の一形態として，青年農業者の新規就農に対する「青年農業者支払」が導入される。これは，加盟国が，基礎支払，グリーンング支払とともに，義務的に設定する支払である。青年農業者支払は，新規就農する青年農業者に対する所得支持を通じ，EU 農業の競争力を向上させるものであるとされている。

まず，「青年農業者」とは，「経営の長として初めて農業経営体を立ち上げる者，又は，基礎支払の初回申請前の 5 年間に既に経営を立ち上げた者，であって申請提出の時点で 40 歳未満である者」と定義される

青年農業者支払は，新規就農した青年農業者の基礎支払に対して，新規立上げ後の 5 年間にわたり，その受給権単価の平均額の 25%に，その発効させた受給権ヘクタール数を乗じた額を上乗せする。ただし，受給権ヘクタール数は，当該加盟国の平均農業規模が上限とされ，農業規模が 25 ヘクタール以下の加盟国では 25ha が上限とされる。

第8表 農業経営体の平均規模

加盟国	農業経営体の平均規模 (ヘクタール)
ベルギー	29
ブルガリア	6
チェコ	89
デンマーク	60
ドイツ	46
エストニア	39
アイルランド	32
ギリシャ	5
スペイン	24
フランス	52
イタリア	8
キプロス	4
ラトビア	16
リトアニア	12
ルクセンブルグ	57
ハンガリー	7
マルタ	1
オランダ	25
オーストリア	19
ポーランド	6
ポルトガル	13
ルーマニア	3
スロベニア	6
スロバキア	28
フィンランド	34
スウェーデン	43
イギリス	54

資料： EC(2011a)

青年農業者支払は、該当農業者が受給権を発効させることによって、最長5年間にわたり毎年交付される。ただし、新規就農から初めの申請提出までに既に経過した年数について

は交付されない。

加盟国が青年農業者支払に割り当てる額は、加盟国シーリングの2%までとされる。支払が2%を超える時は、2%以内に収まるよう支払単価を定率削減する。

【審議の状況】

青年農業支払については、アイルランド、ポルトガル、キプロス、マルタ、フィンランド、リトアニア、ベルギー、ハンガリー、スロベニアの農相は、青年農業者支払と小規模農業者の措置を重視していた。更に、ルーマニア、スペインは、直接支払シーリングに占める青年農業者支払の割合を2%より増額するよう求めている。

他方、スウェーデン農相は、加盟国間の多様な状況を踏まえて、青年農業者支払と小規模農業者の措置は加盟国の選択制とすべきとしている。

【農相理事会の審議状況】

農相理事会議長報告では、極めて多くの加盟国は青年年農業支払につき、加盟国の義務的支払とすべきとしたが、別の極めて多くの加盟国はこれを加盟国の選択制とすべきとしたとしている。修正意見においても、[shall/may] と、義務規定と任意規定が両論併記されており、この点は、今後更に論議される事項とされている。

【欧州議会農業委員会の審議状況】

青年農業者支払について、50ヘクタールを支払上限として追加する修正意見を採択している。

【参考】 農村振興政策における新規就農者対策

第一の柱（直接支払）の中で、青年農業者に対する新規就農対策が位置付けられるのは、次期CAP法案が初めてであるが、第二の柱（農村振興政策）における青年農業業者対策としては、次の事業が実施される（農村振興政策規則 RDR(2011c) 附表Ⅲ）ことになる。

青年農業者が初めて農業経営を準備する事業立上げ援助（RDR20条1(a)）
物的資産投資（RDR18条）
知識移転と情報活動（RDR15条）
アドバイス・サービス、農業経営・救済サービス（RDR16条）
協同（RDR36条）
非農業活動に対する投資（RDR20条1(b)）

第一の柱の「青年農業者支払」は、欧州委員会提案では、全加盟国の義務支払とされており（農相理事会意見では、義務と任意の両論併記。）、基礎支払を受給する対象要件に合

致した農業者すべてに対して25%の上乗せ支払が加算されることになる。

一方、第二の柱においては、CAPの定める枠組みの中で、加盟国が具体的な要件を定めCAP単価の範囲内で、これを実施することになる。

第二の柱の措置のうち、最初の立ち上げ援助（RDR20条1(a)）は、青年農業者による事業計画の提出を条件として、最大7万ユーロの定額が分割されて支払われ、2回目以降の支払は、事業計画が正しく実行されていることが条件となる。二つめ以降の事業は、それぞれ特定の投資、サービスなどに対する補助である。

(4) 条件不利地域対策

1) 条件不利地域支払(直接支払)

特定の自然制約下にある地域における農業の維持可能な発展を促進するため、第二の柱の関連事業を補完するものとして、第一の柱において条件不利地域に対する追加所得支持をデカップル面積支払の形で行いうることとされた。これは、自然条件不利地域を含む EU の全領域が成長、発展すべきであるという意見に沿ったものである。

加盟国は、その選択により、加盟国シーリングの5%以内で「自然条件不利地域支払」を交付することができる。「自然条件不利地域」の定義は、第二の柱の農村振興政策における定義が適用される。

「自然条件不利地域」とは、(1) 山岳地域、(2) 山岳地域以外で重大な自然制約に直面している地域、(3) 特定の制約により影響を受けているその他の地域、という範疇の地域であって、加盟国により指定された地域である。このうち、(3) の特定制約地域は、加盟国の土地の10%までに制限されている。この定義には、更に詳細な数値基準がともなっている。

条件不利地域支払を選択した加盟国は、基礎支払の受給権が付与されており、かつ、その経営体の全部又は一部が自然制約地域にある農業者に対し、この支払を交付することができる。この場合、加盟国は、該当する全部の地域に支払を交付することもできるし、客観的、無差別な基準に基づいて、支払の地域を一部に限定することもできる。

加盟国は、今後条件不利支払を選択するか否かを決定することになるが、フランスについては、サルコジ大統領の下では、これを選択しない方針であるとのことであった。ただし、2012年の大統領選挙で政権が変われば、この方針が維持されるか否かは不明としている。

【審議状況】

欧州理事会、農相理事会、欧州議会の修正意見において、条件不利地域支払については特段触れられていない。

【参考】 農村振興政策における条件不利地域対策

第一の柱（直接支払）の中で、条件不利地域対策が位置付けられるのは、次期CAP法案が初めてであるが、第二の柱（農村振興政策）における山岳地域対策としては、次の事業が実施されることになる（農村振興政策規則 RDR(2011c)附表Ⅲ）。

自然及び他の制約に直面している地域に対する支払（RDR32条）

農業-環境-気候事業（RDR29条）

協同（RDR36条）

物的資産投資（RDR18条）

農村地域における農業及び企業の振興（RDR20条）

農産物と食料品に対する品質スキーム（RDR17条）

農業-林業システムの樹立（RDR24条）

農村地域における基礎的公益サービス供給と村落の修復（RDR21条）

知識移転と情報活動（RDR15条）

アドバイス・サービス、農業経営・救済サービス（RDR16条）

生産者組織の立上げ（RDR28条）

LEADER事業（RDR42-44条）

第一の柱の自然条件不利地域支払は、欧州委員会提案において、加盟国の任意選択支払とされている。この支払を加盟国が選択すれば、自然条件不利地域（加盟国が更に地域条件を制限することもできる。）における基礎支払受給農業者すべてが支払対象になる。他方、第二の柱のうち最初の「自然及び他の制約に直面している地域に対する支払」は、当該地域における農業生産に対する制約に関連して生じる追加的なコストや、失われた所得を補償するための支払であり、第一の柱の自然及び他の制約に直面している地域に対する支払を考慮して定められる。1ヘクタール当たり25ユーロから250ユーロの間の額が支給される。

二番目以降の事業は、それぞれ特定の事業対象に対する補助となっている。

(5) 小規模農業者支払（直接支払）

1) 小規模農業者支払（直接支払）

EUでは、3ヘクタール以下の小規模農業者は、全農地の3%を使用しているにすぎないが、受給者の三分之一を占めている。小規模農業者支払は、行政事務の負担軽減のための措置として、設けられた。これにより、小規模農業者にとっても、その手続事務の軽減は図られる。欧州委員会は、「小規模農家の保護あるいは小規模農家を直接支払の対象から将来的に外していくといった構造政策的な思惑はない」としている。

2014年に配分された受給権をもち、直接支払受給の最低条件（直接支払額100ユーロ以上、適格ヘクタール1ヘクタール以上）を満たす農業者は、簡略化された「小規模農業者支払」を選択することができる。

小規模農業者スキームを選択する農業者は、2014年10月15日までに申請する。同日までに申請をしなかった農業者、後にこれを取り消した農業者、農村振興政策の「小規模農業者支払受給者の経営移譲に対する支払」を選択した農業者は、小規模農業者支払を受ける権利を失う。

この小規模農業者支払を選択した農業者は、クロス・コンプライアンスのCAP上の制裁、グリーンング基準遵守の義務から免除される一方、基礎支払、グリーンング支払、条件不利支払、青年農業者支払、カップル支払の他の第一の柱の直接支払は受給できなくなる。

毎年の小規模農業者支払額は、次のいずれかの水準に設定される。

(a) 加盟国の平均受益者当たり支払額の15%未満の額。ここで、平均受益者支払額は、「2019年加盟国シーリング」を「受給権を得た農業者数」で除した額である。

(b) 加盟国の平均ヘクタール当たり支払額に、該当ヘクタール数（最大3ヘクタール）を乗じた額。ここで、平均ヘクタール支払額とは、「2019年加盟国シーリング」を「2014年の申告適格ヘクタール数」で除した額である。

小規模農業者支払の額は、500ユーロ以上1,000ユーロ以下とする。上の計算結果が、500ユーロ未満のときは500ユーロへの切上げ、1,000ユーロを超えるときは、1,000ユーロへの切下げを行う。（例外として、キプロス、マルタの最低額は200ユーロ。）

小規模農業者支払を受けている農業者が2014年に発効させた受給権は、小規模農業者支払を受給している期間にわたり発効させたと見なされる。農業者は、小規模農業者支払を受けている期間、最低条件である1ヘクタール以上、かつ、所有する受給権ヘクタール以上の適格ヘクタール数を有していなければならない。

加盟国は、小規模農業者が支払を受けたであろう基礎支払、グリーンング支払、青年農業者支払、条件不利地域支払、カップル支払の額をそれぞれの支払の総額から差し引く。小規模農業者支払に要する額と上の差し引き額の差は、支払の定率削減によって調整される。また、小規模農業者支払に要する額が、加盟国シーリングの10%を超える場合には、支払額の定率削減を行い、10%以内に抑える。

なお、欧州委員会は、小規模農業者支払の支払総額は、加盟国直接支払総額シーリングの10%を超えることはないかもしれないとしている。⁽⁶⁾また、小規模農業者支援策としては、農村地域振興政策においても、経済開発のための小規模農業者に対する助言のための資金、小規模農業者地域に対する再編交付金が利用できる。

【審議の状況】

青年農業支払、小規模農業者支払については、アイルランド、ポルトガル、キプロス、マルタ、フィンランド、リトアニア、ベルギー、ハンガリー、スロベニアの農相は、青年

農業者支払と小規模農業者の措置を重視した。更に、ルーマニア、スペインは、直接支払シーリングに占める青年農業者支払の割合を2%より増額するよう求めている。

他方、スウェーデン農相は、加盟国間の多様な状況を踏まえて、これらの措置は加盟国の選択制とすべきとしている。

【修正意見の審議状況】

農相理事会修正案では、一層簡略化された支払額の設定方式の追加、受給額1,000ユーロ以下の農業者への小規模農業者支払の自動的適用（本人の希望で拒否することはできる。）、加盟国による選択制化などを修正している。欧州議会農業委員会案では、小規模農業者支払の選択制化、支払額、支払上限の拡大を提案している。

【参考】 農村振興政策における小規模農業者対策

第一の柱（直接支払）の中で、小規模農業者を対象とした直接支払が導入されるのは、次期CAP法案が初めてであるが、第二の柱（農村振興政策）における小規模農業者対策としては、次の事業が実施されることになる（農村振興政策規則 RDR(2011c) 附表Ⅲ）。

小規模農家の振興のための企業立上げ援助（RDR20条1(a)(i)）
物的資産投資（RDR18条）
農産物、食料品の品質スキーム（RDR17条）
知識移転と情報活動（RDR15条）
アドバイス・サービス、農業経営・救済サービス（RDR16条）
協同（RDR36条）
非農業活動に対する投資（RDR20条1(b)）
生産者組織の立上げ（RDR28条）
LEADER事業（RDR42-44条）

(6) 任意カップル支払

EUは、2005年以降、カップル支払をデカップル支払に順次移行させてきていた。しかし、今回の改革においては、地域社会の構造維持や活性化のために、特定の品目の生産の維持が重要であって、カップル支持なしには生産が消滅するおそれのある特定地域の特定の品目については、加盟国は、限定された額のカップル支払（特定作物にリンクした支払）交付を選択できる。

カップル支払に割り当てることができる額は、加盟国によって異なり、現在カップル支払を0-5%使用している加盟国にあっては5%以内、現在カップル支払を5%以上使用してい

る加盟国にあつては10%以内、更に、欧州委員会は、加盟国がその正当性を示すことができるなら、より高い率を認めることができるとされている。

【審議状況】

当初、ベルギー、フランス、フィンランド、スロバキア、マルタ、キプロスが、品目特定のカップル支払の存続を支持した。しかし、スウェーデンは、不公正な競争を招くとして、反対していた。

【修正意見の審議】

本質的な修正意見はない。

(7) 活動農業者 (active farmer)

次期改革法案では、非農業者の受給を除外するため、活動農業者(active farmer)として、直接支払受給額が全非農業活動収入の5パーセント以上となる農業者であり、かつ、放牧、耕作に適した状態に農用地を維持している農業者に受給を限定している（受給額5,000ユーロ未満の農業者はこの限定の対象外）。

「活動農業者」の規定は、スコットランドなどで狩猟用の原野を保有しているだけの大地主や、空港、鉄道会社、不動産会社、スポーツ・グラウンド経営者など、実質的な農業活動を行っていない者が多額の直接支払を受給していることは正当でないという欧州会計監査院の勧告等を受けて導入されたものである。

農業活動を行っていない者が直接支払を受給できるようになったのは、直接支払をWTO農業協定の「デカップル所得支持」の定義に適合させるために、農業生産から切り離されていることが必要となり、「農業活動」の定義に、通常の農業生産活動に加えて、「放牧、耕作に適した状態に農用地（agricultural area。耕作地、永年牧草地又は永年性作物に使用されている用地。）が維持されていること」等を含めたことに起因している。ここから、スコットランドのように運用の緩い加盟国において、何もしていない者が多額の直接支払を受給しているという事例が発生してきた。

活動農業者の規定は、すべての非農業収入に対する直接支払の比率が5%未満の申請者、主に牧草、耕作の適地として自然に保たれている農地につき加盟国が定める「最小活動」を行っていない申請者を支払対象から排除している。ただし、小規模農家の受給は妨げず、直接支払額が5,000ユーロ未満の農業者にこの規定は適用されない。

活動農業者の定義も、「デカップル所得支持」に適合するよう、農業生産には直接リンクしないよう配慮されている。

欧州委員会は、活動農業者の定義に関し、数量評価を行うための情報が限定されていること、兼業農業者を含む「正真正銘の農業者」を除いてしまうおそれがあること、加盟国によって状況が異なることなどの難しい問題があると述べている。（「影響評価附属書3」

pp. 69-70.)

また、活動農業者の定義を適用した場合の影響について、欧州委員会は、加盟国には徴税統計等あるかもしれないが、評価に使用しうるデータがないので現時点ではその影響範囲は不明であるとしている。

活動農業者の定義の規定は、困難をともなった模様であり、法案公表の1カ月前の2011年9月の時点で、加盟国に事前協議を行った内部資料では、活動農家の定義は、「農業活動収入／全収入」を5%未満とすることとなっていた。

【審議の状況】

「活動農業者」の定義については、大多数の農相は、活動農業者のみが直接支払を受給すべきという点で合意している。他方、スペイン、フィンランドは、活動農業者の定義を認めず、フィンランドは「複雑になりすぎる。」として加盟国が定義を定めることを求めている

【修正意見の審議状況】

農相理事会案では、活動農業者の定義の前半（直接支払受給額が全非農業活動収入の5パーセント以上となる農業者）の定義の適用は、加盟国の選択に任されることになり、後半の「放牧、耕作に適した状態に農用地を維持している農業者」だけが残されている。欧州議会の案では、空港、不動産業者、ゴルフ場、キャンプ場、鉱山などを例示して除外している。

(8) キャッピング（受給上限設定）

【直接支払の累進削減と上限設定 progressive reduction and capping】

農業者に支払われる暦年の直接支払額は、15万ユーロから累進的に削減され、30万ユーロで上限に達する。

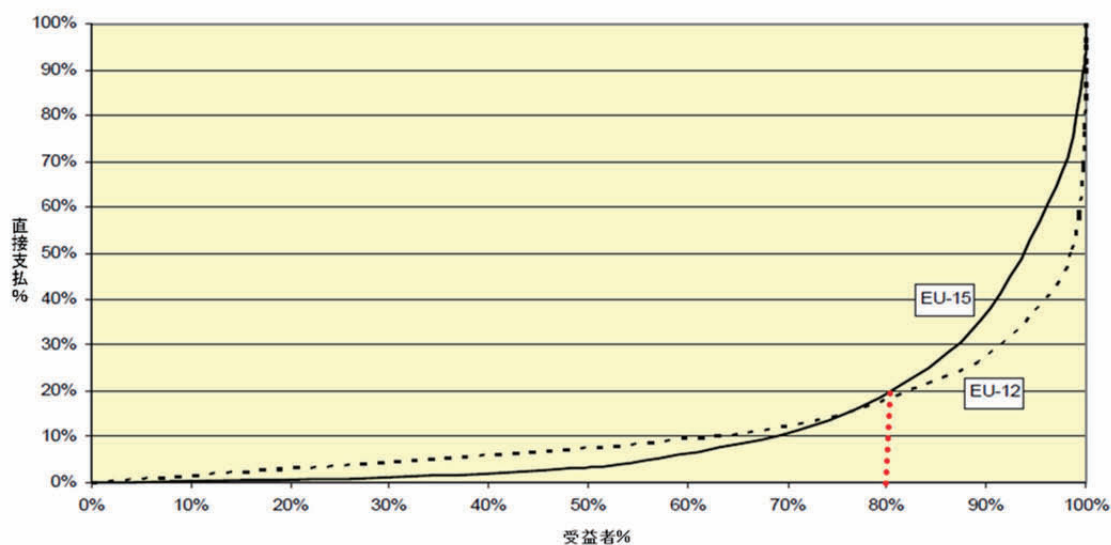
150,000ユーロを超え200,000ユーロまでの部分は、	20%削減
200,000ユーロを超え250,000ユーロまでの部分は、	40%削減
250,000ユーロを超え300,000ユーロまでの部分は、	70%削減
300,000ユーロを超える部分は、	100%削減

累進削減と限度設定の基準となる直接支払受給額からは、グリーンング支払、前年の給与と支払額（税、社会保障を含む。）が控除される。すなわち、基準となる直接支払受給額に、基礎支払、条件不利地域支払、青年農業者支払（小規模農業者支払受給が15万ユーロを超えることない。）は含まれるが、環境保全対策促進の観点からグリーンング支払は控除され、

地域雇用促進の観点から雇用労働者に対する給与支払も控除される。

第一の柱の高額受給削減により捻出される額は、第二の柱に移し替えられ、技術革新を促進する事業に充てられる。

欧州事務局の『影響評価』によると、2009年度において、受益者の80%は、5,000ユーロ以下を受給し直接支払総額の20%を受け取っている。また、受給者の0.5%は、100,000ユーロ以上を受給し直接支払総額の16%を受け取っている。



第9図 直接支払受給者の累積分布

資料：EC(2011h)Annex3

つまり、直接支払受給者の20%が支払総額の80%を受け取っているということである。2003年改革以降、モジュレーションによる高額受給者に対する受給制限が導入されているものの、依然として少数の受益者が高い割合の直接支払を受け取っていることが分かる。

大規模農家に関しては、規模の利益があるので、所得支持が規模と比例的である必要はないという議論がある一方、小規模農家に関しては、多くの農村地域の活性化に極めて重要な役割を果たしており、また、所得支持に対する必要性が高いという議論がある。今回の措置は、こうした議論を踏まえて導入されたものである。

また、欧州委員会の『影響評価』には、30万ユーロの上限設定の下で給与支払を控除した場合の影響試算がある（p49）。これによると、受給総額に対する削減の影響が大きい加盟国は、ブルガリア（5.4%）、イギリス（3.8%）、ギリシャ（2.8%）が最も大きく、次いで、ハンガリー（1.8%）、ルーマニア（1.7%）、スロバキア（1.7%）、スペイン（0.7%）への影響が大きい。残りの国にはほとんど影響がなく、リトアニア（0.2%）、チェコ（0.1%）、ドイツ（0.1%）でわずかに影響があり、それ以外の加盟国への影響は、0.0%となっている。右側の所得変化率も同様の傾向を示している。

容易に想像されるとおり、このキャッピング（上限設定）に強く反対している加盟国は、イギリスであり、ブリュッセルでは、活動農業者、キャッピングは、基本的にイギリスの問題として認識されている。

第9表 受給額上限設定の影響

	第1の柱の支払総額に占める 上限設定による削減額の比率	2020年所得の変化率
	30万ユーロの上限設定。 雇用賃金の控除。	30万ユーロの上限設定。 雇用賃金の控除。
ベルギー	0.0%	0.00%
ブルガリア	5.4%	-2.10%
キプロス	0.0%	0.00%
チェコ	0.1%	-0.10%
デンマーク	0.0%	0.00%
ドイツ	0.1%	0.00%
ギリシャ	2.8%	-0.80%
スペイン	0.7%	-0.20%
エストニア	0.0%	0.00%
フランス	0.0%	0.00%
ハンガリー	1.8%	-0.70%
アイルランド	0.0%	0.00%
イタリア	0.0%	0.00%
リトアニア	0.2%	-0.10%
ルクセンブルグ	0.0%	0.00%
ラトビア	0.0%	0.00%
マルタ	0.0%	0.00%
オランダ	0.0%	0.00%
オーストリア	0.0%	0.00%
ポーランド	0.0%	0.00%
ポルトガル	0.0%	0.00%
ルーマニア	1.7%	-0.50%
フィンランド	0.0%	0.00%
スウェーデン	0.0%	0.00%
スロバキア	1.7%	-0.90%
スロベニア	0.0%	0.00%
イギリス	3.8%	-1.40%
EU-27	0.8%	-0.20%

資料：EC(2011h)

【審議の状況】

上限設定に反対したのは、イギリス、ルーマニア、スロバキアの数カ国であり、チェコは、特定の農業者を差別する「不自然な基準」に基づく差別措置に反対している。また、欧州議会において、上限設定については、ドイツ、チェコ、スロバキアの農相が反対を表明している。

【修正意見の審議状況】

欧州理事会では、受給上限の設定は、加盟国の選択によって導入されるべきとしている。農相理事会議長報告では、未解決案件として位置付けられている。欧州議会は、欧州委員会

提案を基本的に支持しているが、25 万ユーロ以上の受給制限を 70%から 80%へ強化することを求めている。

4. 市場措置の審議状況

(1) 市場介入

次期改革法案では、通常の世界介入、入札買入については、現行制度と変わることはないが、以下に概要を掲げておく。

(a) 普通小麦、大麦、トウモロコシ

(基準価格 reference price)

101, 31€/t

(発動メカニズム)

300万トンまで基準価格買入、300万トンを超えると入札買入。

(対象期間)

11月1日から5月31日まで

(基準買入価格の数量シーリング)

300万トン

(b) 他の穀物

(基準価格 reference price)

他の穀物は101, 31€/t。コメは150€/t

(発動メカニズム)

欧州委員会決定による数量シーリング拡大。

(対象期間)

他の穀物は11月1日から5月31日まで。コメは4月1日から7月31日。

(基準買入価格の数量シーリング)

0トン（他の穀物、コメ）

(c) 脱脂粉乳

(基準価格 reference price)

169, 80€/100kg

(発動メカニズム)

109, 000トンまで基準価格買入、これを超えると最低価格なしで毎月入札。

(対象期間)

3月31日から8月31日まで

(基準買入価格の数量シーリング)

109,000トン

(d) バター

(基準価格 reference price)

246.390€/100kg (左の90%で買入。)

(発動メカニズム)

30,000トンまで基準価格の90%で買入、これを超えると90%以下で毎月入札。

(対象期間)

3月31日から8月31日まで

(基準買入価格の数量シーリング)

30,000トン

(e) 牛肉

(基準価格 reference price)

1,560€/100kg以下で買入。(基準価格は2,224€/t。)

(発動メカニズム)

加盟国の市場価格水準が2週間以上1,560€/tを下回る。

(対象期間)

1年中

(基準買入価格の数量シーリング)

30,000トン

このほか、欧州委員会は、民間保管助成として、牛肉、バター、脱脂粉乳、豚肉、羊肉、山羊肉、白砂糖、オリーブ油、亜麻繊維について、平均市場価格と基準価格、特に困難な市場状況に対応する必要性などを考慮して、交付することができる。

牛乳の割当とワインの作付権の期限は終了するが、残る砂糖の割当制度は2015年9月末に期限が終了することになっている。欧州委員会は、割当をやめることが砂糖部門に長期展望を与える唯一の選択肢であるとしている。割当が終了すれば、砂糖は民間在庫助成の対象になり、精糖工場と農業者との間の合意について一般的な規定が設定される。

【農相理事会の審議状況】

指標価格については、多くの加盟国が、改訂のメカニズム導入の可能性を検討すべきとしているが、かなり多くの加盟国は、予算への影響、WTO関連の帰結を懸念して、指標価格の改訂に反対し欧州委員会の提案を支持しており、未解決となっている。

砂糖の割当制度については、多くの加盟国が少なくとも2020年まで延長すべきとしているが、かなり多くの加盟国は2006年の決定に即して2015年までに終了すべきとしれおり、未決着の状況である。

【欧州議会の審議状況】

価格介入対象から除外されたデュラム小麦，ソルガムの再対象化，バターの買入限度数量の拡大（3万トン→7万トン）などを修正要求している。

砂糖の割当てについては，2019－2020年までの延長，牛乳割当てについては，2015年の廃止後における新しい供給管理策（5％以上生産削減する牛乳生産者に対する補助）の導入を修正要求している。

（2）生産者組織

改革法案には，既に2010年末からの乳製品提案（文書契約義務とフード・チェーンにおける交渉力強化）と産地概念を含む品質市場規格に関する提案も反映されている。フードチェーンにおける農業者の交渉ポジションを向上させるため，欧州委員会は，部門のよりよい組織化を求めている。生産者組織と部門間組織の承認に関するルールは，すべての部門に拡張されている。

加盟国は，生産者の発意による生産者団体を承認することができる。生産者団体は，①品質，数量に関する生産計画，需要への調整，②供給の集中と組織成員による生産物の市場出荷，③生産コストの最適化と生産者価格の安定，④維持可能な生産方法と市場開発に関する研究，⑤環境によい耕作慣行と生産技術の促進，提供，⑥特に水質，土壌，景観，生物多様性の保全のための副産物，廃棄物の管理，⑦気候安定のための自然資源の維持可能な使用への貢献，のうち一つ以上を目的としていることが必要である。また，同様に，部門間の組織も，承認することができる。

市場の要求に見合った供給の調整（市場隔離措置は除く。）を促進するため，欧州委員会は，植物，牛肉，仔牛肉，豚肉，羊肉，山羊肉，卵，鶏肉について，品質向上，生産，加工，流通の組織化，市場価格趨勢の記録促進，使用した生産手段に基づく短期，長期の予測を樹立する措置を実施する。

【審議状況】

農相理事会においては，ほとんどの加盟国は，「生産者団体が支配的立場を有していない」という欧州理事会提案の規定を支持しているが，いくつかの加盟国は，欧州連合の機能に関する条約では，支配的立場を濫用していないことが求められているに過ぎないとしているが，議長は，修正意見は不要との立場である。

欧州議会においては，生産者団体の強力な役割を促進するため「生産者団体が支配的立場を有していない」という規定の削除を要求している。

（3）例外措置

(a) 市場攪乱に対する措置

EUの域内、域外の市場における価格の著しい乱高下などによる市場攪乱の脅威に対して、効率的、効果的に対処するため、欧州委員会には、必要な措置を実施する委任された法行為（delegated acts）を採択する権限が与えられる。かかる措置は、必要な範囲と期間について、市場措置の通常規則に規定された他の措置の範囲、期間などを拡大、修正することができる。

(b) 動物病、公衆・動植物衛生による消費者の信頼喪失に関連した市場支持措置

欧州委員会は、動物病、公衆、動植物衛生による消費者の信頼喪失に関連し、実施法行為（implementing acts）によって、次の例外的な支持措置を採択することができる。

(i) 動物病の蔓延を防ぐため措置の適用から生じる可能性のある域内貿易と域外貿易に関する規制を考慮した影響を受けている市場に対する例外的な支持措置

(ii) 公衆衛生、動植物衛生のリスクによる消費者の信頼喪失に直接起因する深刻な市場攪乱を考慮した例外的な支持措置

対象品目は、牛肉、子牛肉、牛乳、乳製品、豚肉、羊肉、山羊肉、卵、鶏肉であるが、(ii)の公衆衛生、動植物衛生のリスクによる消費者の信頼喪失は、他のすべての農産物（馬肉、馬鈴薯、コーヒー等一部例外あり。）に適用される。

これらの措置は、当該加盟国が、病気撲滅のため迅速に保健、獣医措置を講じたときのみ、当該市場を支持する必要がある範囲および期間に限り、講じられる。

欧州委員会は、加盟国が上の措置に要した額の50%を補助する。ただし、口蹄疫の防除を行うときにおいては、牛肉、子牛肉、牛乳、乳製品、豚肉、羊肉、山羊肉について、かかる支出の60%を補助する。

(c) 特定の問題

欧州委員会は、実施法行為によって、特定の問題を解決するために必要かつ正当化される緊急措置を採択することができる。これらの措置は、この規則の規定から、厳密に必要な範囲でのみに限り、かつ、厳密に必要な期間の間のみに限り、逸脱することができる。

(4) 農業危機予備費

欧州委員会の次期CAP改革法案では、市場措置について、第一の柱とは別枠として危機予備費が設定されることとされていたが、中期財政フレームをめぐる一層の財政削減圧力の中で、第一の柱の中に位置付けられる方向にある。

危機予備費においては、著しい市場価格の上昇・下落等による市場攪乱に対応して、すべての部門に対して緊急措置を発動することができる。

農業部門の危機予備費から移し替えられる予算は、通常の市場展開を超えた環境の下で実行される措置に使用される。この予算は次の支出に充てられる。

- (a) 公的介入と民間保管補助
- (b) 輸出補助金
- (c) 例外的な措置

欧州委員会は、(b)の輸出補助金の特定の支出につき、通常の市場管理に属するものである場合には、予算を移し替えないことを決定することができる。

【審議状況】

欧州理事会資料は、次期財政フレームの中で、農業危機管理予備費を28億ユーロとし、農業予算内部に位置付けるとしている。

欧州議会意見では、「農業生産コストの著しい増嵩」を危機予備費の緊急措置の発動対象として加えること修正要求している。

5. 農村振興政策の審議状況

(1) 農村振興政策

「欧州 2020 戦略」の目的（維持可能な成長、スマートな成長、あまねく広がる成長）を達成するため、農村振興基金に対する欧州農業基金は、新たな共通戦略フレームの中で、欧州地域開発基金、欧州社会基金、結束基金、欧州海事漁業基金も利用できるようになる。

農村振興政策においては、他の基金と同様に、その目標達成とリンク付けされ、6の優先政策に対する目標が設定される。更に、基金の約5%は「成果予備費」に留保され、これらの目標達成への前進が示された時のみに使われる。

加盟国による事業設計と、加盟国と共通負担する中期事業という農村振興政策のコンセプトは継承されるが、現行の3軸（経済、環境、社会の軸と各軸への最低支出額の条件）に代えて、次期期間では、EU 共通戦略枠組みを農村振興に適用した「6 優先政策」となり、その下で33の事業が実施される。また、加盟国は、農村振興政策シーリングの25%を土地管理及び気候変動対策に使うことが義務づけられる。

（6つの優先政策と焦点地域）

6 優先政策と各事業との対応関係は、次のとおりである。

① 複数の優先政策に関連する事業

アドバイス・サービス、農業経営・救済サービス（RDR16 条）

物的資産投資（RDR18条）

農家，企業の振興（RDR20条）

協同（RDR36条）

LEADER事業（RDR42-45条）

② 農林業及び農村地域における知識移転と技術革新の促進

知識移転と情報活動（RDR15条）

林業技術と林産物の加工，流通に対する投資（RDR27条）

③ 農業全部門における競争力の向上及び農家の存続可能性の向上

農産物と食料品に対する品質スキーム（RDR17条）

自然及び他の制約に直面している地域に対する支払（RDR32-33条）

④ フード・チェーン組織と農業リスク管理の促進

自然災害により被害を受けた農業生産力の修復，適切な予防措置の導入（RDR19条）

森林火災，自然災害による損害の予防と修復（RDR25条）

生産者組織の設立（RDR28条）

動物愛護（RDR34条）

リスク管理（RDR37条）

作物，家畜，植物保険（RDR38条）

動植物病と環境事象に対する相互基金（RDR39条）

所得安定措置（RDR40条）

⑤ 農業，林業に依存した生態系の修復，維持，向上，及び，資源効率の向上低炭素及び気候回復可能な経済への移行

林業地域振興，森林存続可能性の向上のための投資（RDR22条）

植林，林地創設（RDR23条）

農業・林業システムの樹立（RDR24条）

森林生態系の回復力，環境価値の向上のための投資（RDR26条）

農業-環境-気候事業（RDR29条）

有機農業（RDR30条）

Nature2000・水管理指令支払（RDR31条）

森林の環境と気候に対する便益と，森林の保全（RDR35条）

⑥ 農村地域における社会包摂，貧困削減，経済発展

農村地域における基礎的公益サービス供給と村落の修復（RDR21条）

LEADER事業（RDR42-45条）

これらの優先政策について設定された数量目標に対応して、加盟国は、農村振興政策の事業メニューを組合せて事業を設計する。予算上は、農村振興政策の加盟国分配にはほとんど変化がなく、欧州委員会提案における EU 負担率は、未開発地域、海外領地とエーゲ海諸島では 85%、他の地域におけるほとんどの支払は 50%であるが、技術革新・知識移転、協同、生産者組織の設立、青年農業者の新規就農交付金、LEADER 事業に対しては更に高くなることもある。

また、次期改革の期間において加盟国は、青年農業者、小規模農業者、山岳地域及び短いサプライ・チェーンの対策に取り組むため、引き上げられた補助率のサブ事業を設計する選択肢が与えられる。

（農村振興政策の事業補助率）

CAP法案で定めている農村振興政策の事業のうち、約半分については、EUが補助額（ユーロ）と補助率の上限を定めている。それらは、次のとおりである。

アドバイス・サービス、農業経営・救済サービス（RDR16条(8)）

アドバイス 1 件当たり 1,500ユーロ。

アドバイザーの訓練に対して3年間まで、200,000ユーロ。

情報と販売促進活動（RDR17条(2)）（農相理事会案における追加項目）

活動の適格コストに対して70%

品質制度、農産物、食品（RDR17条(3)）

1 経営体当たり、1年当たり3,000ユーロ。

物的資産投資（RDR18条(3)）

（農業部門）

適格投資額の50%（低開発地域）、75%（海外領土）、65%（エーゲ海諸島）、40%（他の地域）

「青年農業者の新規就農」、「集団投資と統合プロジェクト」、「自然制約に直面している地域」、「EIPの枠内で補助される活動」に対しては、上の率は、最大補助率が90%を超えない範囲で20%引き上げることができる。

（加工・販売）

適格投資額の50%（低開発地域）、75%（海外領土）、65%（エーゲ海諸島）、40%（他の地域）。

「EIPの枠内の補助活動」に対しては、上の率は、最大補助率が90%を超えない範囲で20%引き上げることができる。

物的投資（RDR18条(4)）（農相理事会案における追加項目）

非生産的投資，農業インフラに対するもの

自然災害により被害を受けた農業生産力の修復，適切な予防措置の導入（RDR19条(5)）

個々の農業者により実施される予防活動適格投資額の80%

農家と企業の振興発展（RDR18条(3)）

青年農業者は70,000ユーロ，非農業企業は70,000ユーロ，小規模農家は15,000ユーロ。

農林システムの樹立（RDR24条(3)）

農林システムの樹立に対する適格投資額の80%。

新林業技術と，林産物の加工，販売に対する投資（RDR27条(5)）

適格投資額の50%（低開発地域），75%（海外領土），65%（エーゲ海諸島），40%（他の地域）。

生産者組織の設立（RDR28条(4)）

（1,000,000ユーロまでの販売生産額）

承認以後5年間の販売生産額の10%（1年目），10%（2年目），8%（3年目），6%（4年目），4%（5年目）。

（1,000,000ユーロを超える販売生産額）

承認以後5年間の販売生産額の5%（1年目），5%（2年目），4%（3年目），3%（4年目），2%（5年目）。

上のすべての場合における年最高額は，100,000ユーロ。

農業・環境（RDR29条(8)）

一年生作物，1年1ヘクタール当たり600*ユーロ。

多年生作物。1年1ヘクタール当たり900*ユーロ。

他の土地用途。1年1ヘクタール当たり450*ユーロ。

農業者に消滅の危機がある地域種。1年1畜産単位当たり200*ユーロ。

有機農業（RDR30条(5)）

一年生作物，1年1ヘクタール当たり600*ユーロ。

多年生作物。1年1ヘクタール当たり900*ユーロ。

他の土地用途。1年1ヘクタール当たり450*ユーロ。

Natura 2000と水枠組み指令支払（RDR31条(73)）

5年以内の初期間における1年1ヘクタール当たり最高額500*ユーロ。

1年1ヘクタール当たり最高額200*ユーロ。

水枠組み指令に対する1年1ヘクタール当たり最高額50ユーロ。

条件不利地域支払（RDR32条(3)）

1年1ヘクタール当たり最高額25ユーロ。

1年1ヘクタール当たり最高額250*ユーロ。

山岳地域における1年1ヘクタール当たり最高額300*ユーロ。

動物愛護（RDR34条(3)）

1家畜単位当たり500ユーロ。

林業・環境サービス，森林保全（RDR35条(3)）

1年1ヘクタール当たり200ユーロ。

収穫作物，動物，植物の保険（RDR38条(4)）

納付保険料の65%。

動植物の病害と環境事象に対する共済基金（RDR39条(5)）

適格コストの65%。

所得安定手段（RDR40条(5)）

適格コストの65%。

* 印の付いた額は，農村振興政策において正当化される特定の事情を考慮して，例外的な場合に引き上げることができる。

【審議の状況】

各国の農相は，研究開発と技術革新を重視した良好に機能する第二の柱を求めている。ハンガリー，チェコ，リトアニアの農相は，5%の成果予備費に対する留保を表明している。多くの加盟国，とりわけ，ハンガリー，ポルトガル，ギリシャは，リスク管理手段の導入を歓迎している。

スウェーデン，フィンランド農相は，管理が極めて困難として，農業と林業の統合に反対している。

多くの加盟国は，簡素化が第二の柱でも行われるべきことを表明している。ハンガリー，イギリスの農相は，農業者が成長に寄与するには，より多くの弾力化措置が必要だとしている。

【欧州理事会の審議】

欧州理事会決定では，第二の柱におけるEUと加盟国の負担率を具体的に設定している。これによると，EUの負担率は，未開発地域，海外領地とエーゲ海諸島では75%（欧州委員会提案では，85%），1人当たりGDPがEU平均の75%以下の地域では75%，これら以外の移行経済地域では63%とされ，他の地域では53%とされている。また，環境，気候変動の緩和等に資する事業に対しては75%，第一の柱から移し替えた予算額に対しては100%とされている。

【農相理事会の審議】

自然条件不利地域支払については，大多数の加盟国は，もはや既得権化された地域指定は選択の対象ではなく，欧州委員会の提案を支持するとしているが，一部の加盟国は，地

理的特性の考慮に当たって柔軟性を付与するよう求めていることから、2016年までの経過措置を軸に調整している。

リスク管理及び所得安定化措置については、第二の柱に位置付けるべきでない、作物特定とすべき、支持水準を拡大すべきなどと意見が大きく分かれており、欧州委員会提案が正しいバランスを有した提案であると考え、議長としては、当初案を変えない方針であるとしている。

【欧州議会の審議】

農業-環境-気候事業については、EU負担率を55%に、未開発地域、海外領地とエーゲ海諸島に対しては90%に高めることを要求している。

自然条件不利地域支払については、新たに対象から外れる地域に対して4年間の経過措置を行うよう求めている。

所得安定化措置については、基本的に欧州委員会案を支持している。

6. 今後の審議スケジュール

2012年12月に、農相理事会、欧州議会は、これまでの審議を踏まえ、それぞれのCAP改革法修正意見の原案を作成している。

欧州議会における手続きは、まず、1月23日、24日の欧州議会農業委員会において修正意見につき採決が行われる。その後、2月7日、8日のEU理事会における中期財政フレームの議論を経て、3月11日から14日の欧州議会総会において欧州議会としてのCAP改革法修正意見が確定される予定である。

他方、農相理事会における手続きは、まず、1月中旬から、農相理事会議長は、CAP改革全体にわたる「四段表（4-column）文書（法原案、議会修正案、農相理事会修正案等を比較したもの。）」を作成する。この文書は、1月23日、24日の欧州議会農業委員会の法案修正意見を踏まえ修正が加えられる。2月末から3月初めにかけて農相理事会の作業部会を行い「四段表文書」が検討される。3月18日、19日の農相理事会に先だって、3月4日、5日に農業特別委員会（在ブリュッセルの加盟国代表部農業担当者）を行い、「四段表文書」の技術的な詰めを行った上で、農相理事会において四段表文書を審議し農相理事会の立場（法案修正意見）を確定する。本文中で言及した農相理事会議長の妥協案（2013年3月4日）は、この農業特別委員会で議論されたものであり、農相理事会までに、更に、修正が加えられることになっており、内容はまだ流動的である。

その後、4月からは、欧州議会と農相理事会との間で集中的な議論、調整が図られ、6月下旬までに欧州議会と農相理事会の政治合意がなされ、6月25日、26日の農相理事会においてCAP改革法が採決されるというスケジュールが想定されている。（この6月政治合意の機を

逃すと、秋には、ドイツにおける選挙があり、更に、2014年には、欧州委員の改選もあって、CAP改革をめぐる状況は複雑になってくる。）

なお、グリーンング支払における同等措置などについては、欧州委員会が実施法行為を定めて、これに即して加盟国各国が同等措置を定めるということになっているが、この実施法行為は、6月末の政治合意の後に作成に着手せざるをえないということで、グリーンング支払は、2014年度からの実施には間に合わず、2014年度については、既存の直接支払が継続され、2015年度からの実施となる。また、これと連動して、農業・環境・気候事業を含む農村振興政策も、実施は2015年度からになり、2013年の4月から5月にかけて、2014年度CAP経過措置法案が提案される予定である。

しかし、欧州議会が、欧州理事会の中期財政フレーム決定につき反撥していることから、この調整に時間がかかれば、CAP改革に関する政治合意は、7月から9月にずれ込み、欧州委員会の実施法行為の制定に向けた作業も10月以降になると考えられている。

CAP法案改革のスケジュール

（農相理事会議長の1月時点での案等から作成）

【2012年】

- 12月12日 農相理事会（CAP法案修正の議長中間報告）
- 12月14日 欧州議会農業委員会ラプルトゥールCAP法案修正意見

【2013年】

- 1月中旬 農相理事会議長：4-column文書作成
- 1月23日、24日 欧州議会農業委員会（COMAGRI。 法案修正意見投票）
農相理事会議長：4-column文書修正
- 1月28日 農相理事会
- 2月7日、8日 EU理事会（中期財政フレームの確定。）
- 2月25日、26日 農相理事会
- 2月末－3月初め（2日間）農相理事会作業部会（4-column文書）
- 3月11日－14日 欧州議会総会
（中期財政フレームの合意。CAP改革に対する欧州議会の立場の確定）
- 3月 （農相理事会前）農業特別委員会（SCA）（4-column文書、技術的事項）
- 3月18日、19日 農相理事会（4-column文書、CAP改革に対する農相理事会の立場の確定）
- 3月末 欧州議会の中期財政フレーム同意時期
- 4月上旬－ （欧州議会と農相理事会の間の集中的議論）
- 4月・5月 2014年度経過措置法案の提案
（2014年度は現行の直接支払、農村振興政策、

2015年度からグリーンング導入。)

4月22日, 23日農相理事会 (ルクセンベルグ)

5月13日, 14日農相理事会

○法案の各言語翻訳

○法案の法文審査

5月26日, 27日非公式農相理事会 (ダブリン。要すれば, 最終調整。)

6月下旬 農相理事会, 欧州議会の政治合意

6月25日, 26日農相理事会 (ルクセンベルグ: CAP改革採決 (予定))。

○「欧州委員会実施法行為」の作成開始。

【2014年以降】

2014年度 2014年度CAP経過措置の実施

2015年度 CAP改革の本格実施 (グリーンング支払など)

7. 次期 CAP 法案の意義と今後の展望

過去における主要なCAP制度改革においては, 基本的に, 農業者に対する所得分配を維持する方向で実施されてきている。

1993年のマクシャリー改革においては, 従前の介入価格水準を大幅に引下げたが, 介入価格の引き下げ分に見合う額を面積当たり単価に換算し, 直接支払として農業者所得を補償した。また, 2003年の中間見直しにおいては, 面積支払をデカップル支払に移行させるに当たり, 2000年-2002年の農業者の面積支払受給実績額を受給権として設定し, 農業者所得と分配の維持を図っている。

農業者間の分配を変更する制度改革は, 加盟国の内部, 加盟国の相互間における政治的調整が極めて困難になってくるので, 制度改革の前後で農業者の所得分配には大きな変化がないと説明しうる制度であることが重要になってくる。

次期CAP改革が直接支払を再構成する形式をとっているのも, こうした考慮を反映したものである。また, 第一の柱の直接支払を一定の累進性の下で削減し, 第二の柱の「環境支払」等に移し替えるモジュレーションでは, 直接支払を受けている大部分の農業者から第二の柱の環境支払事業等を実施する一部の農業者へ直接支払が移転することになり, 大きな額を環境保全, 気候変動緩和などの新しい課題に充当することに限界が見えてきていたところであった。

この意味においては, ほぼすべての農業者を対象とする直接支払のまま制度を維持しつつ, 新たな環境・気候に資する条件を満たせば, ほぼ従前の水準の支払を受けうるとした制度設計は巧みである。新たに第一の柱の中に創設された青年農業者支払, 条件不利地域

支払も、第一の柱の中に位置付けられることで、モジュレーションを行うよりは、容易に優先政策に資する事業額を確保し得る。

一方、WTO協定上のデカップル支払は、生産刺激的な政策を排除する観点から、生産に対して中立的な政策として設けられた分類である。ところが、EUにおける現実の農業政策の上では、2000年－2002年時点の直接支払受給実績が、そのまま既得権化し、取引対象となってきたという実態がある。こうした状況の下では、デカップル直接支払の根拠の説明がつかなくなり、正当性が失われてきていた。

デカップル直接支払については、生産と直接関連しない「環境、気候に資する条件」の付加は、直接支払の対価として農業者に対して課すことのできる限界的な条件である。これが、EUとしての優先課題であることもあり、EUは、これを更に積極的に公共財として、農業者による環境保全、気候安定に貢献する公共財サービスの供給を実施させるための支払と規定し直したのである。これによって、実質的に農業者所得を支える大きな役割も果たしている直接支払に新しい価値、意味を付与しようとしている。

EUにおいては、次期改革よりも後の改革においても、グリーンング、公共財供給政策という考え方は、更に、拡大、一般化され、農業政策の中核的な考え方となっていくことになるものと思われる。

[引用文献]

European Commission (2010), “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS” The CAP towards 2020: Meeting the food, natural resources and territorial challenges of the future” COM(2010) 672 final

European Commission (2010), “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION EUROPE 2020 A strategy for smart, sustainable and inclusive growth” COM(2010) 2020 final

European Commission (2011a), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing rules for direct payments to farmers under support schemes within the framework of the common agricultural policy”, COM(2011) 625 final/2

European Commission (2011b), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a common organization of the markets in agricultural products (Single CMO Regulation)”, COM(2011) 626 final/2

European Commission (2011c), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on support for rural development by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD)” COM(2011) 627 final/2

European Commission (2011d), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the financing, management and monitoring of the common agricultural policy” COM(2011)

628 final/2

European Commission (2011e), “Proposal for a COUNCIL REGULATION determining measures on fixing certain aids and refunds related to the common organization of the markets in agricultural products” COM(2011) 629 final

European Commission (2011f), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Council Regulation (EC) No 73/2009 as regards the application of direct payments to farmers in respect of the year 2013” COM(2011) 630 final

European Commission (2011g), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Council Regulation (EC) No 1234/2007 as regards the regime of the single payment scheme and support to vine-growers” COM(2011) 631 final

European Commission (2011h), “COMMISSION STAFF WORKING PAPER EXECUTIVE SUMMARY OF THE IMPACT ASSESSMENT Common Agricultural Policy towards 2020” SEC(2011) 1154 final/2

European Commission (2011i), “COMMISSION STAFF WORKING PAPER IMPACT ASSESSMENT Common Agricultural Policy towards 2020” SEC(2011) 1153 final/2

Annex 1: Situation and prospects for EU agriculture and rural areas

Annex 2: Greening the CAP

2A: Fact sheet Biodiversity and Agriculture

2B: Assessment of selected measures under the CAP for their impact on greenhouse gas emissions and removals, on resilience and on environmental status of ecosystems

2C: Available information on costs of greening

2D: Greening – Results of partial analysis on impact on farm income using FADN

2E: Technical annex on cross-compliance

Annex 3: Direct payments

3A – 3D

3E: Suppression of coupled support for beef, sheep and goat sectors

Annex 4: Rural Development

Annex 5: Market measure

Annex 6: Risk Management

Annex 7: Research and Innovation

Annex 8: Simplification

Annex 9: Report on the Public Consultation

Annex 10: Impact of Scenarios on the Distribution of Direct Payments and Farm Income

Annex 11: Methodology; evaluations and research projects

Annex 12: Developing countries

European Commission (2011j), “The Common Agricultural Policy after 2013 Public debate Summary Report”

European Commission (2011k), “The Common Agricultural policy after 2013- Public Debate Executive summary of contributions”

European Commission (2011l), “Communication on the future of the CAP The CAP towards 2020: meeting the food, natural resources and territorial challenges of the future”

European Commission (2011m), “CAP Reform – and explanation of the main elements”

European Council (2012), “ European Council (22-23 November 2012) – Draft Conclusion ” SN 37/12 LIMITE, Brussels, 22 November 2012

European Council (2013), “ European Council (7/8 February 2013) – CONCLUSIONS (MULTIANNUAL FINANCIAL FRAMEWORK) ” EUCO 37/13, Brussels, 8 February 2013

European Court of Auditors (2011), *SINGLE PAYMENT SCHEME (SPS) Issues to be addressed to improve its sound Financial Management*

Council of the European Union (2012a), “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of Council establishing Rules for Direct Payment for farmers under support schemes within the framework of the common agricultural policy ” -Presidency questionnaire on equivalence to greening practices- 16690/12

Council of the European Union (2012b), “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of Council establishing Rules for Direct Payment for farmers under support schemes within the framework of the common agricultural policy ” -Presidency revised consolidated draft Regulation- 17383/1/12, Brussels, 14 December 2012

Council of the European Union (2012c), “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of Council establishing a common organisation of the markets in agricultural products (single CMO Regulation) (CAP Reform) ” -Presidency revised consolidated draft Regulation- 17370/1/12 REV1, Brussels, 13 December 2012

Council of the European Union (2012d), “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of Council on support for rural development by European Agricultural Fund for Rural development (EAFRD) ” -Presidency revised consolidated draft text- 17352/1/12 REV1, Brussels, 13 December 2012

Council of the European Union (2012e), “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of Council on the financing, management and monitoring of the common agricultural policy ” -Presidency revised consolidated draft text- 17354/1/12 REV1, Brussels, 13 December 2012

Council of the European Union (2012f), “CAP Reform : Presidency Progress Report (December 2012), 17592/12, Brussels, 12 December 2012

EUROPEAN PARLIAMENT Committee on Agriculture and Rural Development (2011), “DRAFT REPORT the CAP towards 2020: meeting the food, natural resources and territorial challenges of the future” 2011/XXXX(INI)

EUROPEAN PARLIAMENT Committee on Agriculture and Rural Development (2012a), “DRAFT REPORT on the

Proposal for a Regulation of the European Parliament and of Council establishing Rules for Direct Payment for farmers under support schemes within the frame work of the common agricultural policy ” 2012/5.30 2011/0280(COD)

EUROPEAN PARLIAMENT Committee on Agriculture and Rural Development(2012b), “DRAFT REPORT on the Proposal for a Regulation of the European Parliament and of Council establishing a common organisation of the markets in agricultural products (single CMO Regulation) ” 2012/6.5 2011/0281(COD)

EUROPEAN PARLIAMENT Committee on Agriculture and Rural Development(2012c), “DRAFT REPORT on the Proposal for a Regulation of the European Parliament and of Council on support for rural development by European Agricultural Fund for Rural development (EAFRD) ” 2012/5.24 2011/0282(COD)

EUROPEAN PARLIAMENT Committee on Agriculture and Rural Development(2012d), “DRAFT REPORT on the Proposal for a Regulation of the European Parliament and of Council on the financing, management and monitoring of the common agricultural policy ” 2012/5.30 2011/0288(COD)

PRÉSIDENCE DE LA RÉPUBLIQUE (2012), “Déclaration des ministres de l’Agriculture sur la réforme de la Politique agricole commune PAC : Bilan d’étape”, 14ème Conseil des ministres franco-allemands Palais de l’Elysée – Lundi 6 février 2012

増田敏明(2011), 「EU共通農業政策の変遷と価格・収入支持水準の設定」, 農林水産政策研究所

増田敏明, 勝又健太郎(2011), 「EUの価格所得政策と農業の構造」, 農林水産政策研究所レビューNo. 42

増田敏明(2011), 「EU共通農業政策ドーハ・ラウンドと次期改革」, 農林水産政策研究所

増田 敏明, 勝又健太郎(2012), 「次期CAP改革法案—直接支払による公共財供給へ—」, 農林水産政策研究所レビューNo. 45

増田敏明(2012), 「次期CAP改革法案—チオロシュ農業委員による公共財供給へのパラダイムシフト—」, 農林水産政策研究所

第2章 フランスの作物保険制度

吉井 邦恒

本稿では、EU 諸国の中で近年作物保険を重要な農業リスク管理手段として位置づけているフランスを取り上げて、その作物保険制度の歴史、仕組み、助成、実績、今後の展開方向等について、文献調査及び現地調査¹⁾に基づき、整理・分析を行う。

1. 作物保険制度の歴史

(1) 雹害保険とFNGCAによる災害補償制度

フランスでは、16 世紀頃から、試行錯誤を繰り返しながら自然災害による農業被害に対応するための救済措置の導入が図られてきた。18 世紀末からは、民間保険会社による雹害保険が実施されるようになったが²⁾、20 世紀に入っても、雹害保険を除くと、自然災害による農業被害に対する総合的な救済制度は確立されなかった。

ようやく 1964 年農業災害法により、政府の財政資金と農業者からの拠出金に基づく全国農業災害保証基金（FNGCA:Fonds National de Garantie des Calamités Agricoles）を活用した災害補償制度が創設され、保険の対象になっていない自然災害（すなわち雹害以外の災害）により被害を受けた農業者に対して補償金が支払われるようになった。また、同法に基づいて、民間保険会社が実施しているすべての作物の雹害保険加入者に対して、政府により FNGCA を通じて保険料の一部補助が行われるようになった。ほとんどの自然災害や農作物等を対象に FNGCA から補償金を支払う災害補償制度が、フランスでは 40 年間以上にわたり、自然災害による農業被害に対応するための政策の柱になっていたのである。

雹害保険以外の作物保険については、フランスにおいては、地域によって主たる作物や自然災害による被害の発生態様が大きく異なることから、全国的に統一された制度の開発・設計がなかなか進まなかった。さらに、1992 年の EU 共通農業政策（CAP）の改革が作物保険の開発にとってはむしろ逆風となった。同改革により、農産物の支持価格が引き下げられ、その価格低下分を補てんする面積当たりの直接支払制度が導入された。直接支払制度の下では、面積当たりの生産量の多寡にかかわらず、面積当たり一定額が支払われるので、自然災害により生産量が減少しても、直接支払いによりある程度の生産量の減少に伴う収入の減少は補てんされることになる。したがって、面積当たりの生産量の減少を補てんする作物保険は、保険対象リスクが限定されていることもあって、農業者にとって保険料を支払ってまで加入するほど魅力的なものとはいえなかった。このような状況の中で、すべての作物の雹害保険に対して行われていた保険料の一部補助が 1991 年には停止されてしまった。雹害の多発等のため 1994 年には再開されたが、補助対象は果樹と野菜の雹害保険に限定されることになった。

ところが、① CAP 改革の進展により、支持価格がさらに引き下げられたものの、引下げ分に対する補てんが十分には行われなくなったこと、② WTO 農業協定で農業保険が一定の要件を満たせば「緑」の政策（補助金の削減対象とはならない政策）に分類されるよ

うになったこと、③北米（アメリカ、カナダ）やスペイン、イタリア等の南欧で農業保険が政府の助成によって重要なリスク管理手段となってきたこと等から、フランスでも農業保険の活用を求める農業者等の声が高まってきた。

FNGCA を通じた災害補償制度は、発動までの手続きが面倒であるとともに、補償金の支払いに時間を要し（災害発生後 8 ヶ月から 12 ヶ月程度）翌年の生産準備に間に合わないケースが頻繁に生じた。また、災害ごとの補償金の支払率や農業者からの拠出金が個々の農業者の被害状況にかかわらず一定であること、被害額に対して平均で 3 割程度の補償金しか支払われないこと等から、同制度に対する農業者の不満も高まっていた。

（２） 複合危険作物保険の導入

このような事情を背景として、1995 年に、フランス政府は Groupama 社に対して、雹害以外にも保険対象を拡大するため、ワイン用ぶどうに対する霜害の追加、穀物や油糧種子に対する複合危険作物保険（MPCI: Multiple Peril Crop Insurance）等の研究を行うように要請し、同社はプログラムの開発・実験に着手した。その結果等を受けて、果樹と野菜の雹害保険に限定されていた保険料補助の見直しが行われ、試験的に 2002 年から 2004 年まで、保険料補助の対象となる災害と作物の範囲が拡大された。さらに、2005 年には、飼料作物を除く全作物を対象に MPCI が導入され、保険料補助率も大幅に引き上げられた。そして、2006 年からは、雹害保険に対する保険料補助は廃止され、保険料補助の対象は MPCI に限定されることになった。

EU においては、自然災害等による農業被害への補償措置として、国家助成（State Aid）に関する EU 規則に基づき、加盟国が自国の負担で、作物保険の保険料補助を実施できることになっている。ところが、2008 年の CAP のヘルスチェックにおいて、2010 年から 2012 年までの 3 年間について、加盟国の選択により、単一支払制度に関する財源の一部を作物保険への助成に使用することが認められ、加盟国と EU の拠出分をあわせると、保険料の 65 % までの補助が可能になった。期間は限定されたものの、これまでとは異なり、作物保険の保険料補助に EU の資金を利用できるようになったのである。フランスは、作物保険の加入拡大のため、この措置を活用して 2010 年から作物保険の保険料補助率を 65 % にまで引き上げた。

（３） フランスの作物保険市場

2005 年に MPCI が導入されるまでに雹害保険を扱っていた民間保険会社は、農業関係の Groupama 社や L'Étoile 社のほか、Axa、Allianz、Generali 等の大手保険会社を含め 10 社であった。それらの保険会社（8 ～ 10 社）が雹害保険に加えて、MPCI を提供するようになった。MPCI の開発に深く関与した Groupama 社をはじめとして各保険会社は、政府主導による MPCI の実施に際して、MPCI に関する信頼できるデータの蓄積もなく、商品研究の時間も十分ないままに、過去の雹害保険のデータやノウハウを活用しつつ、MPCI を販売せざるを得なかった。特に、Groupama 社については、MPCI の開発を担ってきた経緯があるとともに、作物保険最大手として雹害保険をベースに農業者に対して他の保険商

品をセットで販売してきたことから、今後作物保険の中心となる MPCCI を積極的に販売するしか選択肢はなかったといえよう。また、それまで作物保険のウエイトが小さかった保険会社の中には、MPCCI の販売をきっかけに作物保険の取扱いを増やし、それとあわせて他の保険商品を販売したいという戦略もあって、MPCCI の販売に踏み切ったところもあるようである。現在の MPCCI の販売シェアは、Groupama 社が 95 %と圧倒的であり、2 番手の会社とあわせると、2 社で MPCCI 契約のほとんどを販売している。なお、保険料ベースの市場規模は、2010 年で雹害保険が 172 百万ユーロ、MPCCI が 161 百万ユーロ（2011 年 216 百万ユーロ）と同程度となっているが、雹害保険市場はすでに成熟・安定した市場であるのに対し、MPCCI 市場は発展途上の市場であるとみなされている。

2. 災害補償制度の概要

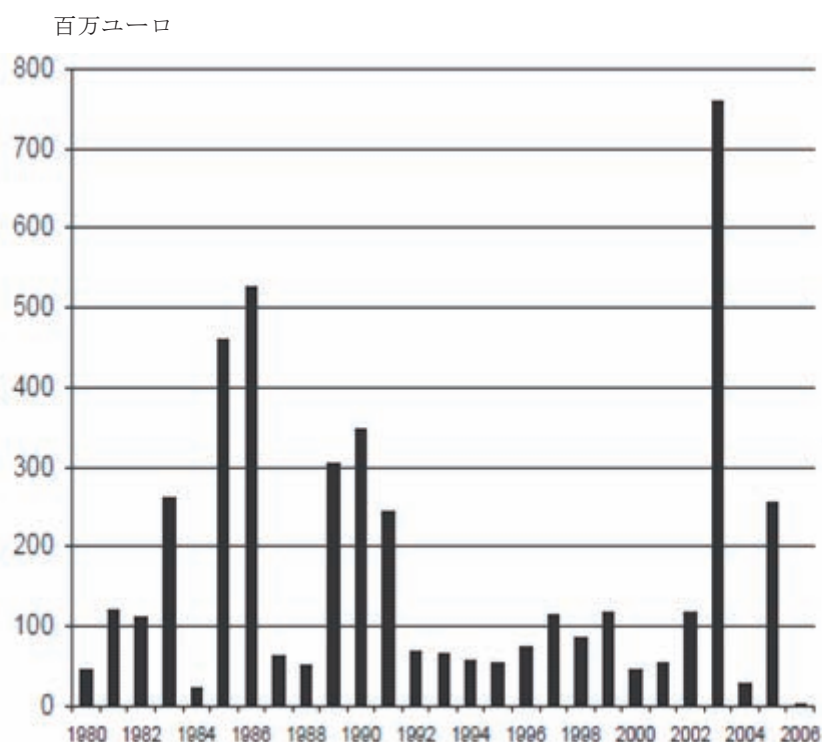
1964 年に創設された FNGCA を通じた災害補償制度は、政府と農業者から拠出された資金を原資として、大きな農業被害が発生する都度、政府が指定する災害について、知事が認定・申請を行うことにより被害を受けた農業者の損害に対して補償金が支払われる制度である。政府からの拠出分は、毎年度、予算から FNGCA に繰り入れられる。他方、農業者の拠出分は農業者が加入する農業用の建物と自動車の保険料に課せられる税金（保険料の 11 %相当）が充当される。FNGCA からの補償金は、地域ベースでみて、平均的な作物収量の 27 %（CAP の直接支払制度の対象作物の場合は 42 %）を超える損害があり、かつ、すべての農作物の損害額の合計が平均的な生産額の 14 %を超えるときに、被害の状況を勘案して被害額のおおむね 12 %から 45 %の範囲内で決定される支払率に基づいて支払われる。平均支払率は約 30 %である。なお、生産額の計算には補助金も含まれる。

多少古いデータになるが、2003 年から 2006 年までの制度の実績をみると、4 年間の平均で政府の拠出分が 144 百万ユーロ、農業者の拠出分が 91 百万ユーロである。また、1980 年から 2006 年までの補償金の平均は 165 百万ユーロであるが、第 1 図に示すとおり、年ごとの支払額の変動がきわめて大きい。災害別補償金の全体に占めるシェアをみると、干ばつ 60 %、霜 18 %、豪雨・洪水 13 %となっている。また、補償金のほとんどは果樹と肉牛に対して支払われており、果樹の損害の大半は霜、肉牛の被害は干ばつによる牧草の被害によるものである。

ところで、災害補償制度には 1 の(2)で述べたような問題点があるため、FNGCA の補償対象作物に対して複合危険をカバーする MPCCI が実施されるようになってきた。そして、2009 年からは、MPCCI の対象となっている穀物・油糧種子、2011 年からはワイン用ぶどうが FNGCA（2011 年については、以下で述べる FNGRA）による補償対象から除外された³⁾。

FNGCA は、基本的には天候のリスクによる被害のみを対象としたが、2010 年からは、CAP の枠組みに沿った改善が図られることになり、FNGCA に代わって FNGRA (Fonds national de gestion des risques en agriculture) が創設された。FNGRA の補償金の支払いや作物保険の保険料補助の仕組みは FNGCA とほとんど変わっていない⁴⁾。それらに加えて、FNGRA は、新たに、相互基金（CAP のヘルスチェックにおいて単一支払制度の財源の一部利用が認められたもの）が行う農作物や家畜の病気による被害や近くの工場から排出さ

れた薬品等による被害を受けた農業者への支払いに対する補助（補助率 65 %のうち 75 %は EU が負担）を 2012 年下半期から実施する予定になっている。



第1図 FNGCAによる補償金の支払実績

出典：Mortemousque(2007)の 6 ページの図を掲載。

3. 作物保険制度の概要

(1) 作物保険の引受けと支払い

現在、フランスで実施されている政府による保険料補助の対象となっている MPCCI には、作物ごとに保険契約を行う作物別保険と複数の作物を農業経営単位で統合する農業経営単位保険の 2 つのタイプがある。加入者の 99 % 以上が前者を選択している⁵⁾。

1) 作物別保険

保険料補助の対象となる MPCCI は、少なくとも、雹、霜、暴風、干ばつ及び洪水の 5 つのリスクによる収量の減少を補てんしなければならない⁶⁾。保険会社によっては、作物や地域ごとに異なるリスクにきめ細かく対応するため、5 つの補助対象のリスクを 10 種類以上に細分化している場合もある⁷⁾。なお、病虫害は保険の対象リスクとはなっておらず、日本やアメリカ、カナダの農業保険とは異なっている。

作物別保険の加入に当たっては、逆選択を防ぐため、当該作物を生産するすべてのほ

場を付保しなければならない。

加入者は、保証の最高限度である保険金額（＝基準単収×保証価格×保証水準×作付面積）を決定し、支払うべき保険料を算定するため、基準単収、保証価格、保証水準を選択する必要がある。

基準単収には、原則として、加入者の直近3年または直近5年中3年の平均単収（最高と最低の年を除く）が用いられる⁸⁾。ただし、基準単収を高めを設定することが認められるケースがある。たとえば、Groupama 社では、過去の収穫単収が低く、農業者が計算上の基準単収よりも自分の本来の基準単収は高いと考える場合には、過去3年または5年中3年の平均単収の120%を上限に基準単収を設定することができる⁹⁾。この場合、通常の基準単収を上回る単収分に係る保険料に対して保険料補助は行われない。果樹については、樹齢により収穫量が変わることから、毎春現地確認の上で基準単収が設定される。

保証価格については、毎年作物の播種期の前に市場価格等を参考に保険会社が作物ごとに上限価格と下限価格を設定し、その範囲内で加入者が選択する。Groupama 社では、上限価格として WTO 農業協定上許容される最高価格を計算し提示するが、加入者には保険料負担等を考慮した「お手頃価格」を契約時に推奨している。

保証水準は、100%から損害不填補割合（Franchise）を引いた割合であり、作物別保険における保険料補助の対象となる Franchise は、25%から50%までである。25%未満の Franchise を選択すると、25%を下回る部分は保険料補助の対象外となる。MPCI について、25%よりも低い Franchise を選択するケースはほとんどない。これは、MPCI の場合、被害による収量変動が平均15%程度であり、Franchise としては25%が妥当な水準であると思われること、Franchise を25%よりも下げると保険料率が相当程度上昇することによると考えられる。多くの農業者は、Franchise は25%を選択しつつも、特約として雹害について0～10%の低い Franchise を組み合わせた保証内容を選択している。もちろん、Franchise に関する雹害特約部分は、保険料補助の対象外である。

加入者の収穫単収が、基準単収×70%を下回る場合に、言い換えると、30%を超える被害を受けたときに、

保険金＝（基準単収×保証水準－収穫単収）×保証価格×作付面積
が支払われる。

第1表は、作物 A と作物 B を生産している農業者が、Franchise が25%の作物別保険に加入した場合の保険金の計算例を示したものである。作物 A の被害による減収量が基準単収の30%を超えていることから、作物 A については保険金が支払われるが、作物 B の減収量が基準単収の30%を超えていないため、作物 B については保険金は支払われない。

2) 農業経営単位保険

農業経営単位保険は、農業者ごとに生産している全作物について、作物別に基準単収、収穫単収、保証価格と Franchise を用いて増収額と減収額の計算を行って、それらを全作物について合計し、減収額が生じた場合に保険金を支払う方式である。

基準単収や保証価格の設定方法は、作物別保険と同じである。保険料補助が適用される Franchise は、作物間の増収額と減収額の相殺による保険金支払機会の減少が考慮され、作物別保険の最低25%よりも低く、最低20%から最高50%までである。

農業経営単位保険に加入するためには、2 種類以上の作物を生産しており、かつ、当該経営の全作付面積の 80 %以上を付保しなければならない¹⁰⁾。農業経営単位保険の場合の保険金の計算方法を第 2 表に示した。第 2 表で用いられる作物 A と作物 B の算定要素は、Franchise を除き、第 1 表の作物別保険の計算例と同じである。

第1表 作物別保険の保険金計算例 (Franchise 25%)

	作物A	作物B
作付面積	25 ha	30 ha
保証価格	180 ユーロ/トン	200 ユーロ/トン
足切り割合	25%	25%
基準収量	7.2 トン/ha	6.0 トン/ha
収穫収量	3.6 トン/ha	5.1 トン/ha
30%超被害の有無	$(7.2-3.6) \div 7.2=0.5 \rightarrow 30\%超被害有り$	$(6.0-5.1) \div 6.0=0.15 \rightarrow 30\%超被害無し$
保険金計算	$\{7.2 \times (1-0.25)-3.6\} \times 180 \times 25=8,100$	0
保険金合計	8,100+0=8,100 ユーロ	

出典：Boyer(2008)の 19 ページ事例を著者が加工。第 2 表において同じ。

第2表 農業経営単位保険の保険金計算例

	作物A	作物B
作付面積	25 ha	30 ha
保証価格	180 ユーロ/トン	200 ユーロ/トン
足切り割合	20%	20%
基準収量	7.2 トン/ha	6.0 トン/ha
収穫収量	3.6 トン/ha	5.1 トン/ha
30%超被害の有無	$\{(7.2-3.6) \times 180 \times 25 + (6.0-5.1) \times 200 \times 30\} \div (7.2 \times 180 \times 25 + 6.0 \times 200 \times 30) = 0.316 \rightarrow 30\%超被害有り$	
保険金計算	$\{7.2 \times (1-0.2)-3.6\} \times 180 \times 25=9,720$	$\{6.0 \times (1-0.2)-5.1\} \times 200 \times 30=-1,800$ (マイナスは増収)
保険金	9,720-1,800=7,920ユーロ	

注．表中の増収とは、減収量が Franchise を上回った分に保証価格をかけたものである。

計算結果はあくまで一事例にすぎないが、結果を比較すると、作物別保険で支払われる保険金よりも農業経営単位保険で支払われる保険金の方が少ない。農業経営単位保険では、一般的には、作物間の収穫量の相殺効果のため、作物別保険よりも支払機会は少なくなるが、作付面積（作付面積が大きいほど相殺効果がある）や作物間の収穫量の相関係数（たとえば小麦となたねの収量被害率の比率）等を考慮した保険料率の算定によって、保険料率は低くなる。また、農業経営単位保険は、Franchise が低いため、栽培作物すべてが保険金支払基準の 30 %を超える減収となった場合には、作物別保険よりも多額の保険金が支払われる可能性が高い。したがって、農業者にとって、作物別保険と農業経営単位保険のどちらが有利かは、一概にはいえない。

しかしながら、先に述べたように、農業経営単位保険の契約数は非常に少ない。この理由として、作物間の相殺により保険金支払機会が少なくなることのほか、農業者は、複数の栽培作物のそれぞれについて、どのような被害を受けやすいのかを理解しており、すべての作物について保険に加入する必要はないと考えていること、複数作物のうち収入金額

のウエイトが高い作物だけを付保したいと考えていること等があげられよう。

なお、L'Étoile 社は、農業経営単位保険しか実施していない。これは、フランスにおいて政府による再保険が実施されておらず、MPCI に対するデータの蓄積が不十分な状況の下では、作物別の MPCI は保険金支払リスクが大きすぎ、作物間の相殺によってそのリスクを下げることを重視しているためである。このような農業者の保険需要（作物別保険の選択）と保険会社の保険供給（農業経営単位保険の供給）のギャップは、政府の再保険がなく、民間保険会社及び再保険会社が主体となって全面的に保険金支払リスクを負担する作物保険システムにおいて、より観察されやすいと考えられる。

（２） 損害評価

フランスの作物保険では、損害評価は保険会社ごとの独自の方法に委ねられている。以下では、Groupama 社の損害評価システムの概要についてみていくことにしたい。

まず、加入者から被害申告があった時に、損害評価人が現地のは場に行き、保険対象となる災害による被害の発生の有無を確認する。そして、被害発生時（雹害の場合）や収穫時に損害の査定を行い、保険対象の災害による被害と対象外の被害を見積もり、収穫量を評価する。このようなシステムは基本的には各国共通である。

Groupama 社の場合、損害評価人は地域管理者や損害評価人の管理業務を行う者も含めて全国で 450 人程度おり、うち 400 人程度が現地で作物別に損害評価を行う。管理的な業務を担当する損害評価人は Groupama 社と年間契約を結んでいるが、実際に現地で損害評価を行う者は損害評価の時期だけに雇われるパートタイムで、その多くは農業者である。

2005 年に MPCI が実施されてから、2011 年までの損害評価の実績をみると、保険契約の 3 件に 1 件の割合で損害評価が行われている状況である。比較的簡単な雹害の損害評価に比べると、MPCI の損害評価では、保険対象の複数災害による被害と、保険対象外の災害や病虫害による損害を分割評価する必要があり、なによりも熟練が必要である。被害申告が多く、図らずもこのように頻繁に現地で損害評価が行われることによって、MPCI の損害評価技術も相当に向上してきているようである。Groupama 社は、研究組織とも連携を図りつつ、年間のべ 300 日程度、損害評価人の研修会を開催している。

また、保険会社としては、農業者の被害申告にかかわらず、いち早くどの地域でどのような災害が発生しているかの情報を入手することが重要であることから、気象庁の平均気温や湿度、風速等のデータを GIS 上で衛星画像に重ね合わせて、地域差のチェック等が行われている。ただし、そのような情報が損害評価に直接利用されていない。

現在のところ、損害評価の仕組みは概ね順調に機能しており、保険金も収穫後早期に支払われているようである。一方で、損害評価には多額のコストを要しており、また、損害評価人の高齢化に伴う人員補充、損害評価水準の維持等の問題を抱えている。

(3) 作物保険に対する助成

1) 保険料補助率

フランスの作物保険制度への政府の助成は、民間保険会社が提供している保険に保険料補助を行うという形で実施されている。

保険料の補助対象と補助率は、毎年政令で定められることになっており、その変遷を第3表に示した。1994年から開始された果樹及び野菜の雹害保険の保険料補助率は7.5%であったが、2002年からは果樹が25%、ワイン用ぶどうや穀物、油糧種子等で10%となり、2005年からは全作物（飼料作物を除く）について35%の補助率へと引上げが行われた。若年農業者（就農後5年以内で40歳未満の者）には従来から保険料補助率の上乗せが行われており、2005年から2008年は5%上乗せされ40%であった。2009年には、低加入率の作物の加入促進のため、作物により補助率に差がつけられた。加入率が比較的高い穀物や油糧種子は25%、それ以外の作物は40%とされ、若年農業者はそれに5%上乗せした補助率が適用された。

2010年から2012年まではCAPのヘルスチェックにより認められたEUからの助成を活用して、すべての作物について保険料補助率が65%に引き上げられたが、若年農業者への補助率の上乗せ措置は中止された。

第3表 保険料補助の対象と補助率

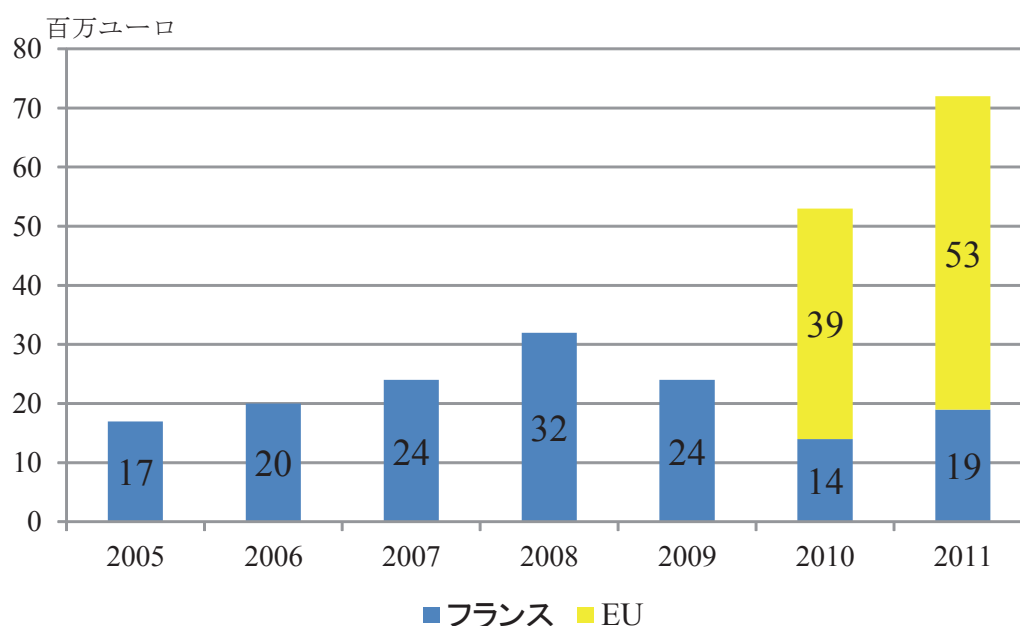
対象となる作物・リスク	保険料補助率
＜1994年～2001年＞ 果樹及び野菜の雹害保険	7.5%
＜2002～2004年＞ 果樹及び野菜の雹害保険 果樹の雹害・霜害保険 ワイン用ぶどうの雹害・霜害保険 穀物・油糧種子の複数の危険に対する保険	7.5% 25% 10% 10%
＜2005年＞ 果樹及び野菜の雹害保険 果樹の雹害・霜害保険 ワイン用ぶどうの雹害・霜害保険 穀物・油糧種子・豆類の複数の危険に対する保険 全作物を対象とした複合危険作物保険	7.5% 25% 10% 10% 35%
＜2006～2008年＞ 全作物を対象とした複合危険作物保険	35%
＜2009年＞ 果樹・野菜・ワイン用ぶどうの複合危険作物保険 穀物・油糧種子の複合危険作物保険	40% 25%
＜2010～2012年＞ 全作物を対象とした複合危険作物保険	65%

資料：著者作成。

2) 保険料補助への助成額

保険料補助に要する政府の助成額は、毎年、作物保険への加入予測等に基づき、予算計上されている。仮に、実際の助成額が予算額を上回った場合には、補助率を引き下げ、予算の範囲内に支出を抑えることになる。通常は、保険料補助への助成額は、多めに見積もられてきているが、2005 年は助成額が予算額を超えてしまい、補助率を 35 %から 33 %まで削減した。

保険料補助への助成額の推移を第 2 図に示した。2009 年までは、作物保険の保険料補助は State Aid であり、全額フランス政府の負担であったが、2010 年からは EU が所要額の 75 %を拠出することになり、助成額も 2010 年から大きく増加している。2010 年及び 2011 年の保険料補助の予算額は 133 百万ユーロであり、フランス政府が 33 百万ユーロ、EU が 100 百万ユーロ負担することになっていた。実際の支出額は、2010 年が 53 百万ユーロ、2011 年が 72 百万ユーロにとどまった。予算額と支出額にはかなりの差があるが、2010 年については、EU の助成を受けて 65 %という高い保険料補助率を提供できるようになった初年度でもあり、作物保険の加入がどんなに増えてもきちんと 65 %相当の補助は支払うという姿勢をアピールする意図もあって、多額の予算を確保したようである。2012 年の保険料補助の予算額は 100 百万ユーロで、フランス政府が 25 百万ユーロ、EU が 75 百万ユーロ負担する。



第2図 保険料補助への助成額

出典：フランス農林省資料から掲載。

3) 保険料補助の対象となる保証と実際の保険料補助率

加入者が選択する基準単収、保証価格、Franchise の水準によっては、保証額のうち保険料補助の対象がその一部となってしまう場合が生ずる。第 4 表は、保険料補助の対象となる保証に係る保険料を保険料合計額で割った数値を記載したものである。この数値は、

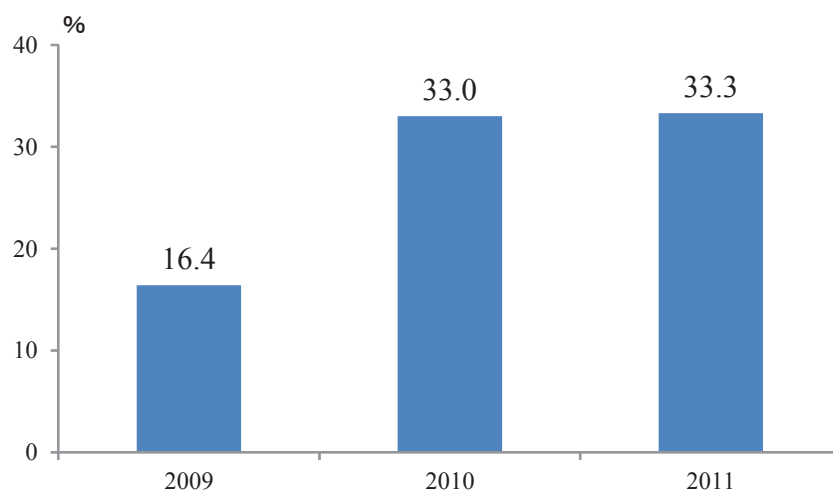
加入者が選択した保証のうち、どの程度が保険料補助の対象となっているのかを示している。これをみると、2011年には穀物・油糧種子で55.7%、野菜で54.2%となっており、これらの作物では、保険料補助の対象外である雹害特約による低いFranchiseや高い基準単収を選択する割合が、保険料ベースで4～5割程度となっていることになる。これに対して、果樹では9割以上の契約が保険料補助の対象となっている。果樹については、後で示すように、保険料率が高いため、保険料補助の対象とならない保証のオプションが選択されにくいものと考えられる。

第4表 保険料補助の対象となる保証の割合

	補助対象割合(保険料ベース:%)		
	2009年	2010年	2011年
穀物・油糧種子	55.3	53.9	55.7
ワイン用ぶどう	63.1	65.0	69.8
果 樹	93.1	91.6	93.9
野 菜	61.9	58.9	54.2
合 計	57.6	57.0	58.6

資料：フランス農林省の資料から著者が計算。

では、実際に支払っている保険料に対する保険料補助額はどの程度なのであろうか。保険料補助額を保険料合計で割って実際の保険料補助率を求めたものを第3図に示した。これをみると、2010年及び2011年の制度上の保険料補助率は65%であるが、実際の保険料補助率は33%程度にすぎない。第4表と第3図から、加入者は、保険料補助を多く受け取るよりも、保証を充実させ、保険金の支払い可能性を高めるような保険商品の構成を選択している状況がうかがえる。



第3図 実際の保険料補助率

資料：フランス農林省資料から著者が計算。

4) 保険料補助の受給手続き

2009 年までは、フランス政府が、FNGCA を通じて、保険会社に必要な保険料補助額を交付し、保険会社はその部分を保険料から差し引いて保険料補助率適用後の保険料を加入者に請求し、加入者はそれを納入していた。したがって、加入者自らが保険料補助の受給手続きを行う必要はなかった。

しかしながら、2010 年からは、保険料補助に EU からの助成分が加わるようになったことから、直接支払い等 EU からの他の補助金と同様に、農業者自身で受給手続きを行わなければならないようになったのである。2012 年に加入する作物保険についての具体的な手続きは、以下のとおりである。

- ① 2012 年 5 月 15 日までに、加入者が農林省地域出先機関（DDT）へ保険料補助の受給申請書を提出する。受給申請書は、他の EU 補助金と一体の様式になっており、申請する補助金のうち、作物保険への助成の欄にチェック印を付けて提出する。
- ② 作物保険に加入し、2012 年 10 月 31 日までに、加入者は保険会社に保険料を全額支払う。全額支払われていない場合には、ペナルティとして、未納額に応じて保険料補助額は削減される。
- ③ 保険会社から加入者あてに、保険契約に関する必要事項が記載された申告書類が送付されてくるので、それに誤りがないか確認し、必要な修正等を行う。その上で、2012 年 11 月 30 日までに、加入者は DDT へ保険契約に関する申告書類を提出する。
- ④ 2013 年春頃に、保険料補助の予算額の範囲内で調整された保険料補助金が加入者に支払われる。

これらの受給手続きは、加入者の自己責任の下で行わなければならない、保険会社や代理店が加入者に代わって、受給手続きを行うことはない。申請・申告書類の審査については、DDT は保険契約の適格性を、支払庁（ASP）は保険料支払証明の確認を中心に行う。

なお、保険料補助を加入者が直接申請するように変更されたことによる影響について、その詳細は明らかにされていないが、申請を忘れたケースや保険料補助の受給により CAP 政策の制限を受けることを嫌って申請を行わなかったケースが、多少ではあるが、あった模様である。

（4） 作物保険の実績

1) 加入率と加入面積

フランスの MPCCI の加入契約数は、2009 年 67,854 件、2010 年 65,742 件、2011 年 67,699 件と 68 千件程度で横ばいになっている。2010 年センサスによると、全農家戸数は畜産農家も含めて 490 千戸であり、このうち MPCCI の対象作物を主として生産する農家戸数は 223 千戸である。したがって、MPCCI への加入者数は、全農家の約 14 %、対象作物生産農家の約 30 %に相当する¹¹⁾。

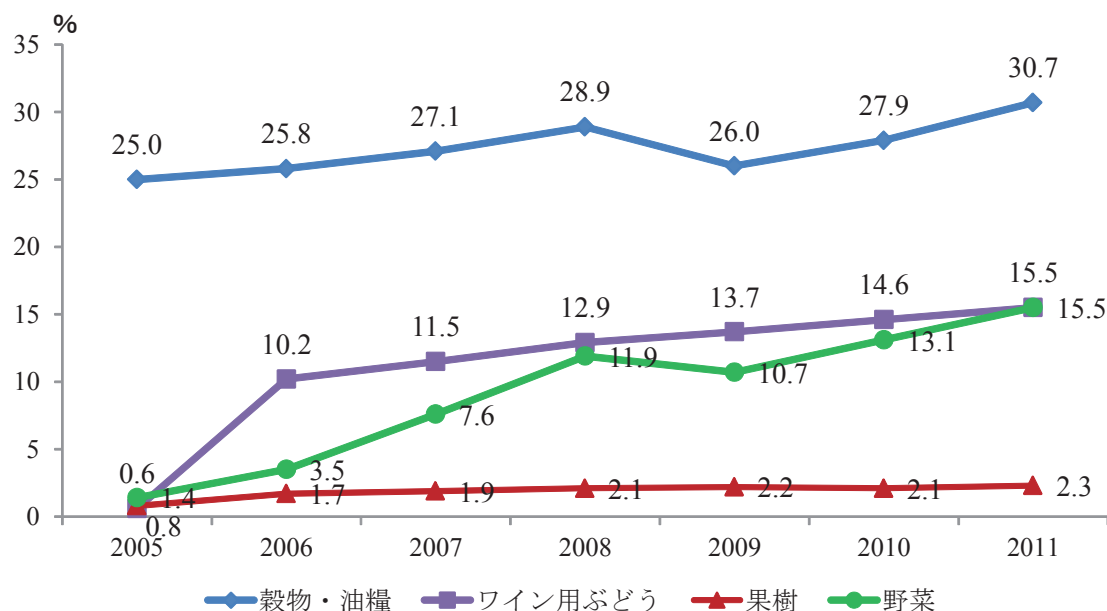
次に、MPCCI の面積ベースでみた作物別の加入状況をみておこう。第 4 図に面積加入率、第 5 表に加入面積の推移を示した。

穀物・油糧種子については、第 4 図に示すとおり、MPCCI が導入された 2005 年の面積

加入率は 25 %と比較的高く、保険料補助率が 35 %から 25 %へ引き下げられ、農作物価格も低下した 2009 年には加入率が若干低下した。しかしながら、保険料補助率が 65 %に引き上げられた 2010 年の加入率は上昇し、2011 年には 30.7 %となっている。第 5 表により、2005 年と 2011 年を比較すると、加入面積が 85.2 万 ha、率にして 24.8 %増加している。特に、2010 年と 2011 年に加入面積が大きく増加している。穀物・油糧種子のうち、パリ周辺を含む経営規模が大きい北フランスでは、小麦、なたね、大麦等、経営規模が小さいフランス南西部では小麦やとうもろこしの加入が多くなっている。

ワイン用ぶどうは、2005 年には面積加入率がわずかに 0.6 %であったが、2006 年以降着実に伸びて 2011 年には 15.5 %となっている。加入面積も 2011 年には 2005 年の 24 倍に拡大している。ぶどうには、AOC ワイン向けのような高級なものとテーブルワイン向けのものがあるが、加入面積の 8 割はテーブルワイン用である。地域別にみると、ワイン用ぶどうは、最初に MPCCI の試験実施を行った南フランスでの加入が多く、加入地域は、リヨン、ボージョレイ、ブルコーニュ、シャンパーニュ、アルザス等へと北上してきている。高級ワインの産地であるボルドーでは MPCCI への加入が非常に少ない。この理由として、ボルドーでは、収穫したぶどうは生産者のシャトーで加工され、長期間にわたり貯蔵・販売されるので、ある年にぶどうの収穫が少なくても収入には困らないこと、ボルドーがある西フランスは霜害が多く保険料が高いことの 2 点があげられる。これに対して、テーブルワイン用のぶどうは、収穫後すぐに農協等に出荷されるので、収穫量の減少は収入の減少に直結する。

第4図 作物別の面積加入率



出典：フランス農林省資料。

果樹については、2005 年の面積加入率が 0.8 %であり、2006 年には 1.7 %に上昇したが、その後は横ばいが続き、2011 年の面積加入率は 2.3%にとどまっている。加入面積で

みても、2006 年から 4,000ha 台で推移している、このように果樹の加入が低位にあるのは、保険料が高いためである。

野菜については、面積加入率は 2005 年の 1.4 %から 2008 年まで順調に伸びていたが、2009 年には若干低下した。しかし、2010 年から再度加入率は上昇し、2011 年には 15.5 %となっている。野菜の加入面積は増加しており、2011 年には 2005 年の 12 倍にまで伸びている。

第5表 作物別の加入面積

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
穀物・油糧種子	3,433,415	3,513,553	3,658,241	4,020,430	3,620,493	3,904,528	4,285,547
ワイン用ぶどう	5,342	86,735	99,963	110,194	117,630	122,404	129,900
果 樹	2,187	4,696	3,871	3,911	4,147	4,317	4,732
野 菜	3,062	6,660	20,997	28,287	26,037	31,364	36,914
合 計	3,444,006	3,611,644	3,783,072	4,163,001	3,768,335	4,062,613	4,457,094

出典：フランス農林省資料。

注：2008 年の加入面積データは未入手。

2) 保険収支と保険料率

MPCI の保険収支の状況を Loss-Ratio によりみておこう。Loss-Ratio は、保険金を保険料で割ったものであり、1 を超えていれば保険金支払が保険料収入を上回っており、保険収支は赤字であることを示す。第 6 表によると、2009 年から 2011 年の 3 年間の平均では Loss-Ratio は 1 を下回っているものの、全作物平均では 0.886 と比較的高くなっている。年別・作物別にみると、2009 年のワイン用ぶどう及び果樹、2011 年の穀物・油糧種子の Loss-Ratio は 1 を大きく上回っている。特に、2011 年は、干ばつにより大きな被害が穀物・油糧種子に発生したため、全作物を通じた平均 Loss-Ratio も 1 を超えている。Groupama 社によると、2005 年から 2009 年の全作物を通じた Loss-Ratio は 0.8 程度であったようである。

保険料には、付加保険料部分として保険会社の経費や利益部分も含まれており、一般的には Loss-Ratio が 0.7 から 0.75 程度にならないと保険会社は利益を確保できないといわれている。

第6表 作物別のLoss-Ratio

	Loss-Ratio			
	2009年	2010年	2011年	3年平均
穀物・油糧種子	0.520	0.753	1.234	0.888
ワイン用ぶどう	1.605	0.996	0.363	0.915
果 樹	1.349	0.718	0.727	0.898
野 菜	0.789	0.514	0.544	0.595
合 計	0.698	0.782	1.089	0.886

資料：フランス農林省資料から著者が計算。

では、MPCI の保険料率はどの程度の水準になっているのであろうか。第 7 表に保険料を保険金額で割った作物別の平均的な保険料率を示した。平均的な保険料率は、全作物を通じて 3 %程度であり、果樹は 10 ～ 12 %と他の作物に比べるとかなり高くなっている。

第 3 図に示した実際の保険料補助率を用いて、加入者負担の保険料率を求めると、穀物・油糧種子で 2 %、果樹で 7 ～ 8 %となる。なお、日本の農業共済の加入者負担掛金率は、水稻が 1.2 %、小麦が 5 %、果樹が 2 ～ 3 %である。

第7表 作物別の平均保険料率

	平均保険料率 (%)		
	2009年	2010年	2011年
穀物・油糧種子	2.9	3.0	2.9
ワイン用ぶどう	2.9	3.1	3.4
果 樹	9.5	12.0	12.2
野 菜	5.2	4.7	6.0
合 計	3.0	3.2	3.1

資料：フランス農林省資料から著者が計算。

4. フランスの作物保険制度の展開方向

現在までのところ、フランスでは、自然災害による農業被害への対策として、FNGRA（以前の FNGCA を含めて）による災害補償制度と作物保険制度が機能してきている。災害補償制度には既に述べたとおりいろいろな問題点はあるが、作物保険が対象としない農産物やリスク、全国的な規模で発生する大災害等に対して、同制度は幅広い対応が可能である。このため、補償対象から作物保険対象作物が徐々に除外され削減の方向にあるものの¹²⁾、FNGRA を通じた災害補償制度は、対象を変えながら一定の役割を果たすことが期待されている。

農業被害に対応する制度の役割を考慮していくと、今後のフランスにおける農業リスク管理システムは、大規模な災害には FNGRA による災害補償制度、中規模を中心に幅広い気象上のリスクに対しては民間保険会社を活用した作物保険制度、そして作物保険ではカバーされない部分（Franchise）やわずかな収入減少には DPA（Déduction Pour Aléas: 危険控除）¹³⁾ による積立等自助努力への助成という 3 段階で構築されていくものと考えられる。

以下では、フランスの農業リスク管理システムの中で最も広い範囲をカバーしていくことが求められている作物保険の今後の展開方向を考える上での論点を提示しておきたい。

（１） 作物保険の加入予測

作物保険への加入は、果樹を除き、毎年増加傾向で推移してきたが、2010 年からの保険料補助率の 65 %への引上げは、そのような傾向を大幅に上方シフトさせることを意図していた。2010 年 1 月末では、現行の CAP の期限が到来する 2013 年には、穀物・油糧種子で 60 %、ワイン用ぶどうで 35 %、果樹で 20 %の加入率に到達すると、フランス政

府は予測していた。そして、加入率の上昇により保険料補助のための財源が不足する事態を想定し、保険料補助率引下げのシナリオまで描いていた。

しかしながら、2010 年及び 2011 年の加入状況をみる限り、予測された加入水準に到達することは困難であろう。政府や農業界からも、EU 諸国の中で最も長く 35 年間にわたり農業保険を実施してきたスペインですら加入率は 50 %～ 60 %であり、MPCI が実施されてから 10 年も経過していないフランスにおいて、スペイン並みの加入率に到達するのはむずかしいとの認識が示されている。また、保険料補助率の引上げに EU の助成を用いたため、WTO 農業協定上緑の政策となるように、保険金の支払いは 30 %超の収穫量の減少が生じた場合とされ、従来よりも保険金の支払基準が厳格化されたことも、加入が予想よりも伸びない一因とされている¹⁴⁾。

確かに、作物保険への加入について農業者の意識を変革していくためには、ある程度の時間が必要である。とはいえ、最近、高水準の農産物価格のため、農業者が先物市場で先売りする傾向が強くなる一方で、収量変動の幅が大きくなっており、作物保険の重要性は高まっているので、作物保険の加入拡大はフランスにおける重要な農業リスク管理上の課題であると考えられる。

なお、2008 年に、議会から作物保険の義務加入が提案されたが、採用されなかった経緯がある（付説参照）。

（２） 新しい保険商品の開発

１） インデックス保険

作物保険はほとんどの作物を保険対象としているが、牧草等飼料作物だけが対象外である。牧草等の被害は災害補償制度の対象となっており、牧草被害が FNGRA の支出に占める割合は 50 %に達しているといわれている。

牧草等が作物保険の対象となっていないのは、現行の損害評価システムを前提に牧草の作物保険を仕組む場合、ほ場面積が大きすぎることで、損害評価人による損害評価にばらつきが大きすぎることで（評価人の間で 30 %以上の評価の差が発生）等の問題のためである。牧草等を保険対象とするため、Groupama 社では、5 年間程度をかけて、衛星画像を用いて独自に作成した複雑な指標（単純な積算温度や植生指数だけではない）に基づく牧草インデックス保険を開発してきた。牧草インデックス保険は、コストも低く、人間による評価よりも信頼性の高い評価結果が得られている。

フランス政府も早い段階での牧草インデックス保険の実施を期待しているが、実際に農業者に提供するに当たっては、保険料補助や再保険の問題を解決する必要がある。

２） 収入保険

近年の農産物価格の変動に対して、フランス農業界では収入保険の導入を期待する声が強い。Groupama 社では、農作物に関する収入保険として、価格と収穫量を掛け合わせた収入に着目し、その変動を緩和する保険プログラムを研究してきた。具体的には、作物別にみて、収穫時価格×収穫収量が基準価格×基準収穫量×保証水準を下回るときに収入保険金が支払われるものである。基準収穫量の計算は現在の作物保険と同じ方法で、基準価

格には、その年に実現が期待される価格を用いるべきとの考え方から、先物価格が用いられている。モデルとしてはほぼできあがっているようであるが、実施までには至っていない。実施に当たっては、牧草インデックス保険と同様に、保険料補助や再保険の対象になるのかどうか重要な課題である。

なお、フランス政府関係者は、私見として、先物価格を用いた収入保険は先物市場を活用する限られた農業者を対象とするものであること、農業以外の部門において経済的なリスクへの保険に助成が行われていないこと等の留意点をあげ、現段階では農作物の収入保険に対する政府の助成はむずかしいとの考えを示している。

(3) 政府による再保険

現在までのところ、フランスでは政府による MPCCI の再保険は実施されていない。したがって、保険会社が引き受けた MPCCI の保険責任は、民間再保険会社に出再されている。

出再の状況については、MPCCI 単独の出再が 75 %、他の火災保険等とのセットでの出再が 25 %であり、再保険の方式は、Loss-Ratio の 130 ~ 350 %部分を責任範囲とするストップ・ロス方式¹⁵⁾がほとんどである。現在でも MPCCI の再保険市場は、再保険金額ベースで7億から7億5千万ユーロ程度の市場規模があると推計され、MPCCI は引き続き加入の促進が図られることから、民間の再保険業界からみて、フランスの農業保険分野は、今後拡大が期待できる市場であると考えられている。

政府による再保険の実施については、保険会社や農業界から強い要望があり、2011 年に議会から政府に対して再保険実施に関する提案してはどうかという議論もあったが、最終的には提案等はされなかった。政府内部で様々な検討が行われているようだが、政府から議会へ正式に文書等で提案されたものはこれまでのところない。

一方で、作物保険の加入拡大のため、たとえば、牧草インデックス保険を実施するとしても、民間による再保険はむずかしいことから、政府による再保険の実施が新しい保険商品の開発を通じた作物保険の加入促進の鍵となっている。

政府による再保険については、既に作物保険に関する一定の再保険市場がある以上、実施するとしても、民間の再保険が提供できない特別な部分に関して補完的に参入すべきであるというのがフランス政府の考え方であると思われる¹⁶⁾。

これまで政府が再保険の実施に前向きでなかった理由としては、まず、再保険市場がうまく機能しているのであれば、それを活用することを優先すべきであり、政府の参入によって民間（再保険）部門を縮小させるべきではないというイデオロギー論があげられる。また、当然のことながら財政上の問題も大きな課題である。FNGCA なり FNGRA から作物保険へ農業災害対策のウェイトをシフトさせていく理由の1つは、毎年度の歳出額を平準化させることである。それにもかかわらず、政府が再保険を行うことになると、歳出額の予測が困難となり年度間変動が大きくなるので、それを避けるべきであると考えられている。いずれにせよ、政府による再保険の実施については、政治的な判断等もあり、現段階では方向性は明確でない模様である。

(4) CAP改革とリスク管理

EU 理事会の 2011 年 10 月 12 日付けの提案によると、2014 年 CAP 改革においては、価格所得政策（第 1 ピラー）の柱である単一支払制度について、過去実績を基準とした支払方法から国別または地域別の一律単価に基づく支払方法へ変更される方向が示されている。このような見直しの方向により、各地で気象変動の幅が拡大している中で、農業災害等による収量変動や価格変動が大きくなり、それに伴って農業者に経済的な損失をもたらす農業収入の変動リスクが増加することが懸念されている。そのような経済的な損失を緩和するために、2014 年 CAP 改革では、農村振興政策（第 2 ピラー）の中で、リスク管理として、①作物、動物及び植物の保険、②動物・植物の病気及び環境上の事故に関する相互基金、③所得安定化手段（としての相互基金）¹⁷⁾ の 3 つの措置が提案されている。

フランスでは、これらのリスク管理に関する提案を積極的に活用していくよう検討が進められている。

このうち、作物保険については、保険料補助を活用して保険会社の保険対象品目を拡大し、加入率を高めていくことによって、保険対象作物を FNGRA の対象から除外し、幅広い気象上のリスクに対しては作物保険による対応を主体とする方向を推し進めていくものと考えられる。フランスでは、作物保険の加入拡大を図る上で、2014 年 CAP 改革の作物保険の提案について 2 つの修正すべき点が指摘されている。第 1 点目は、保険料補助に対する EU の助成についてである。現在、フランスにおける作物保険の保険料補助率は 65 %で、保険料補助の 75 %は EU からの助成が充当されている。2014 年 CAP 改革の提案では、保険料補助率は 65 %のままであるが、EU の助成が 50 %に減額される。フランスとしては、保険料補助に対する EU からの助成分を現行どおり 75 %に維持するよう主張している。第 2 点目は、保険料補助の受給手続きに関してである。2010 年の保険料補助に対する EU 助成の開始に伴い、フランスでは、加入者が保険料を全額支払い、5 ～ 6 ヶ月後に保険料補助金を受け取るようになっている。しかしながら、加入者の保険料負担や申請手続きを考慮すると、2009 年までのように、加入者の保険料支払時には保険料から補助金を控除した額を納入する方式に戻すべきであるとの考え方が強い。

所得安定化のための相互基金は、農業団体等からは、作物保険に加えて、農産物の価格やコストの変動等の中規模のリスクに対応するための手段として重要なものと考えられている。現段階では、全国的あるいは地域別ではなく、業種別の基金の設立が検討されているようである。また、政府としても、実施する上で再保険等解決すべき課題を抱えている収入保険よりも、2014 年 CAP 改革の提案の中で位置づけられている相互基金の方に関心を寄せているようであり、相互基金からの補償金の支払いを早期に行うため、民間が設立する相互基金に何らかの形で政府が支援する方法等の検討が行われている模様である。

〔付説〕 作物保険の義務加入が見送られた理由

作物保険の義務加入については、危険分散を図る上で有用であり逆選択を防止できるという点から賛成意見もあったが、主に以下の 5 つの理由が勘案された結果、義務加入が採用されなかった。

まず第 1 に、原則として、自動車の自賠責保険等の加入義務を課す保険は加入者以外の他人に対する弁償のためのものであるのに対して、農作物被害は加入者にだけ関係するものである。農業者の中には十分な資金を持っている者もあり、そのような者にまで強制的に保険料を払わせて保険に加入させるべきではない。

第 2 に、経済省の保険管理部局から、経験的に、保険加入を義務化するとモラルハザードが高まり、損失を過大に申告したり、被害の予防を怠るケースが多く発生するようになるとの指摘を受けた。

第 3 には、保険を義務加入にすると、すべての農業者が加入できる作物保険プログラムを提供する必要が生ずるが、リスクが非常に高い、損害評価が困難である等により保険を提供できない作物や地域がある。

第 4 として、政府が作物保険の義務化を行うと、保険会社が引き受ける保険責任の一定部分に対して政府が再保険を実施する必要が生ずるとともに、加入拒否者に対して何らかの罰則を与えなければならない。

第 5 は、EU のルールでは、加入を義務化した場合には、EU の助成の対象とならないことになっているので、ヘルスチェックに伴う作物保険への保険料補助に対する EU から助成が得られなくなる。

注 1 現地調査は、2012 年 10 月 23 日及び 24 日に、フランス農林省、農業団体連合会（FNSEA）及び民間保険会社 2 社（Groupama 社及び L'Étoile 社）において実施した。このうち、Groupama 社は、農業者の共済的な組織から始まった保険会社であり、農業保険の最大手（雹害保険を含めた全体で 65 % のシェア）である。L'Étoile 社は、フランスでは唯一の農業保険専門の保険会社である。

注 2 L'Étoile 社によると、最初の雹害保険は 1799 年に実施された。

注 3 2012 年に果樹及び野菜を対象から除外する予定であったが、対象作物数が多く調整に手間取り、除外は見送られた。

注 4 フランス農林省の担当官からは、「地域ベースでみて、平均的な作物収量の 30 % を超える損害があり、かつ、すべての農作物の損害額の合計が平均的な生産額の 13 % を超えるとき、損失の約 25 % が支払われている」と FNGCA のときの支払基準と異なる説明を受けたが、著者による規定上の確認はできていない。

注 5 Groupama 社によれば、同社の 2009 年の 6.5 万件の MPCCI 契約のうち、農業経営単位保険の契約数は 2 ～ 300 件程度である。また、Mortemousque(2007)の 12 ページの表によると、2006 年の MPCCI の契約 66,294 件のうち、農業経営単位保険の契約数は 369 件である。

注 6 作物や用途（たとえば種子用）によっては、品質低下を保証することも認められている。

注 7 「保険の販売戦略上、多くの災害をカバーしているという PR のために、保険対象リスクを細分化しているにすぎない」という指摘もある。

注 8 基準単収の算定に用いる過去の収獲単収には、被害が発生し収獲量を損害評価人が決定する場合を除き、加入者の自己申告に基づいた収量が用いられる。前年の基準単収との比較等により、申告収量の訂正が求められる場合はあるが、ほ場で申告単収の確認が行われることはない。

注 9 穀物・油糧種子については、試験実施の 2005 年以前の 5 年間被害が大きく、当該期間の収獲単収が過去 20 年間と比較して低かったことから、MPCCI の導入当時に基準単収の 115 % を上限としていた。

- 注10 フランス農林省の2012年10月23日付けの通達により、2012年の農業保険の保険料補助において、作付面積の80%以上を付保することは、補助対象要件から除外された。しかしながら、引き続き保険会社が保険加入要件とすることは認められている。
- 注11 2010年センサスによると、全農家のうち中・大規模経営は312千戸、中・大規模経営のうちMPCIの対象作物を主として生産する農家は137千戸である。仮に、MPCIに加入する農業者が中・大規模経営であるとするれば、全農家戸数に対する加入割合は22%、対象作物生産農家戸数に対する加入割合は50%となる。
- 注12 2006年に制定された農業方向付け法においては、作物保険は主要な政策テーマにあげられており、作物保険制度をすべての農産物に拡大していく旨の方向が規定されている。
- 注13 DPAは自然災害による被害に対応するため作物保険への加入と自発的な貯蓄を促進し、FNGCAの対象を削減することを意図して、2002年に創設された。DPAによる積立を行うためには、納税申告を行う農業者であって、火災保険に加入するとともに、FNGCAの対象外の作物については作物保険、FNGCAの対象作物については雹害保険に加入する必要がある。収入の多い年には、年間2.3万ユーロ、累積で15万ユーロの上限まで非課税で積み立てることができる。積立金の引出は、①加入している保険により保証される危険により収入が減少した場合は当該保険のFranchiseに相当する金額の範囲内、②保険による補てんが行われないような危険によって前3年の平均収入の10%以上の収入の減少が生じた場合には当該収入損失の範囲内で行うことができる。DPAの利用者はごくわずかであり、約2千戸と見込まれている。
- 注14 WTO農業協定の農業保険に関する規定では、保険金の支払いは30%超の収穫量の減少が生じた場合とされているが、収穫量が30%を超えて減少したとして、減少分のどこまで補償してよいかは規定されていない。EUでは、30%を超えた損失の分のすべて補償しても構わないという解釈をしており、どこまで補償するか、裏返して言えばFranchiseの水準の決定は、加盟国の判断に委ねられている。そのため、フランスでは、作物別保険のFranchiseは25%、農業経営単位保険は20%とされた。2009年までは、保険料支払基準とFranchiseは一致しており、作物別保険は25%、農業経営単位保険は20%であった。
- 注15 出再の際に約定した一定のLoss-Ratioを上回る保険金の支払いが生じた場合に、その超過分が再保険金として支払われる契約方式である。
- 注16 政府の再保険については、政府が実施する以上、すべての保険会社が出再可能なものとするが、出再の義務は課さない。また、現在民間が提供している作物保険の再保険の責任部分よりも上のLoss-Ratioが350%～450%部分を対象としたストップ・ロス方式が考えられる（フランス農林省担当者の私見）。
- 注17 EU理事会の提案によれば、所得安定化のための相互基金は、加盟国の法律に基づき認可されたもので、自らの所得減少を保証するために加入した農業者に対して、前3年または前5年中3年の平均農業所得（公的助成を含む収入総額から投入費用を控除したもの）の30%を超える減少が生じた年に、減少した所得の70%を超えない額を補償金として支払うものである。

〔引用文献〕

- [1] Babusiaux C. (2000), *L'assurance récolte et la protection contre les risques climatiques en agriculture*, MINEFI, MAP, octobre.
- [2] Boyer, P.(2002), *Le système français de protection contre les risques de la production agricole et ses récentes*

évolutions,. Conférence internationale sur les assurances agricoles, Madrid, 13-14 mai.

- [3] Boyer, P.(2006), *La situation de l'assurance récolte en France*, Madrid, novembre.
- [4] Boyer, P.(2008), "*Assurer les calamités agricoles?*", Notes et Etudes Economiques", n°30, pp. 1-32.
- [5] Enjolras, G. and P. Sentis (2008), *The Main Determinants of Insurance Purchase: An Empirical Study on Crop Insurance Policies in France*, Working Papers 08-06, LAMETA, Universtiy of Montpellier.
- [6] Ménard, C. (2004). *Gestion des risques climatiques en agriculture. Engager une nouvelle Dynamique*, MAAPAR, Paris,
- [7] Mortemousque, D. (2007). *Une nouvelle étape pour la diffusion de l'assurance récolte*, Rapport du Sénat, 28 février.
- [8] Soulage, D. (2008), *Proposition de loi tendant à généraliser l'assurance récolte obligatoire*, Rapport n°50 du Sénat, 22 octobre.
- [9] 吉井邦恒(2008),「フランスの農業保険制度」, 全国農業共済協会『月刊 NOSAI』第 60 巻 7 号, pp.27-33.

第3章 韓国のFTA 国内対策

－構造調整政策を中心に－

樋口 倫生

1. はじめに

韓国は、生産性を向上させ経済のさらなる成長を実現させるため、2003 年以来、積極的に同時多発的な自由貿易協定（以下、FTA）を進めている。これまでの FTA の進捗状況を確認すると、既に、チリ、シンガポール、EFTA、ASEAN、インド、EU、ペルー、米国との FTA が発効しており、トルコ、コロンビアとは署名を終え、カナダ、インドネシア、中国などとは交渉を推進中である。また日本、メキシコ、オーストラリアなどとは、FTA 再交渉のための環境を調整している段階にある。

米国との FTA に関しては、2007 年 4 月に交渉が妥結し、6 月に正式署名を終え、紆余曲折を経て、2012 年 3 月に発効した。農産物に関する譲許（関税の撤廃・削減等の概要）内容をみると、韓国で最もセンシティブな品目であるコメは、いかなる追加的な市場開放条件なしに譲許対象から除外された。その他のセンシティブな品目についても、関税撤廃までの期間を長くして、その間に生産性を引き上げ、輸入農産物に対応しようとしている。例えば、リンゴは「ふじ」が 20 年間（その他の品種が 10 年間）で、ナシは「東洋ナシ」が 20 年間（その他の品種は 10 年）で関税をなくす。また唐辛子、ニンニク、タマネギなども 15 年間で撤廃することになっている。

本稿では、このような韓米 FTA について、その国内農業対策に焦点を当て、構造改革に係わる政策の目的や方法などを整理分析する。

2. FTA 国内農業対策

まず 2007 年に出された韓国農林部の資料をもとに、農業支援対策の基本的な考え方を述べておこう。補完対策の政策目標は、韓米 FTA に備え、農業競争力を強化し、所得基盤を拡充させて、韓国農業の持続可能な発展を図ることにある。この目的を実現させるため、農業構造改善を通じて農業体質を強化する計画であり、農業を主業にする農家を中心に経営規模を拡大させて、高齢者比重が高い農業労働力構造を一定年齢以下の専業農家が中心となるものに改編する。

また韓米 FTA による急激な価格下落の可能性に対しては、輸入急増による短期的被害を

補填する仕組みを充実させ、被害補填の対象品目を拡大させるとともに、補填比率を上方調整する。さらに FTA により、栽培・飼育の継続が難しくなった場合に、廃業を支援することにもしている。

競争力の向上では、品目別の特性に従って生産・加工・流通段階別の脆弱部分を補完する計画である。その方法として、施設近代化支援などを通じた生産性の向上、安全性の強化と高品質化で消費者の信頼を確保することなどが挙げられている。

以上のような基本的な枠組みの中で、特に、農業体質強化と短期的な所得補填に関わる政策について詳細に説明しよう。

(1) 短期的な輸入被害の補填

1) 所得補填直接支払い

短期的な輸入の急増による被害に対する補填は、韓チリ FTA 対策で既に実施されており、現行価格が基準値以下になった場合、下落分の一定部分を補うものであった。2007 年に公表された国内対策では、この補填制度を韓チリ FTA 対策に準じて、協定発効後の 7 年間実施することにした。ただしチリとの FTA では価格基準でキウイとハウスぶどうが補填対象であったが、粗収益基準に変更され、また事前に品目を決定せず、輸入増加で被害を受けたものに補填を行うことになった（第 1 表）。

第 1 表 所得補填直払い制度の変遷

区分	既存制度 1)	2007年対策	総合対策(2011年)	追加対策(2012年)
発動基準	価格が80%以下に下落	粗収益が80%以下に下落	価格が85%以下に下落	価格が90%以下に下落
補填比率	差額の80%	差額の85%	差額の90%	差額の90%
対象品目	キウイ、施設ブドウ	事後指定	事後指定	事後指定
施行期間	2004~10年	7年	10年	10年

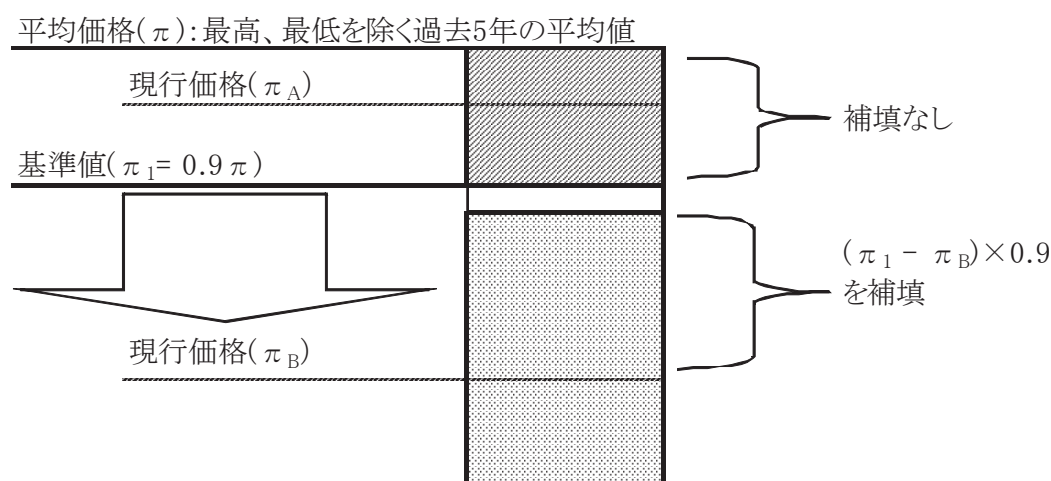
資料：韓国政府関係部署合同資料

注：1) 2004 年に導入されたもの。韓チリ FTA では、平均価格が一度も基準値を下回ることがなかったため、この制度は結局実施されなかった。

その後 2011 年の夏に、「総合対策」が発表され、実施期間を競争力強化に十分な時間となる 10 年間（2021 年 6 月 30 日まで）とし、発動基準が粗収益から価格に戻されて、平均価格の 85%以下に下落した場合、90%の補填比率が適用されることになった。2012 年の「追加補完対策」では基準値がさらに緩和され、平均価格の 90%以下に下落した時に発動されるように変更された。

「追加対策」で示された制度を第 1 図で説明すると、まず、過去 5 年間の最高値と最低

値を除く平均価格を π 、 π の90%を基準値（ π_1 ）とする。輸入増加に起因して、図のように現行価格が π_A （ $\geq \pi_1$ ）になると、基準値 π_1 よりも大きいため補填されない。しかし、輸入が急増し価格が π_B （ $\leq \pi_1$ ）となった場合には、 π_1 と π_B の差額の90%が補填される。



第1図 輸入被害に対する補填措置

資料：韓国政府関係部署合同資料をもとに、筆者作成。

注：）ただし大統領令で、法人 5000 万ウォン、個人 3500 万ウォンの支払い上限を規定。

2) 廃業支援

第二に、韓米 FTA 履行により農業を継続するのが困難な農家に対し、協定発効後の 5 年間、廃業資金支援を行う。この制度の従来の対象は、キウイ、ハウスぶどう、桃であったが、FTA 被害補填直払制の品目選定基準に準じて、輸入増加による被害品目に拡大されている。また支援の中心は、固定投資がなされ長期にわたって生産された品目としている。なお廃業による構造調整効果を確保するため、廃業資金を支給された農家は競争力向上支援対象から除外される。支援金額は、廃業の場合、廃業面積×単位当たり純収益（粗収益－生産費）×3 年分であり、譲渡した場合、譲渡面積×単位当たり純収益（粗収益－生産費）×1 年分である。

韓チリ FTA での実績値を確認しておくと、2004～08 年の 5 年で、総額 2377 億ウォン（16860 農家、5812ha）が支援された。年平均 475 億ウォン費やされ、2006 年に最も大きく投入されていた。

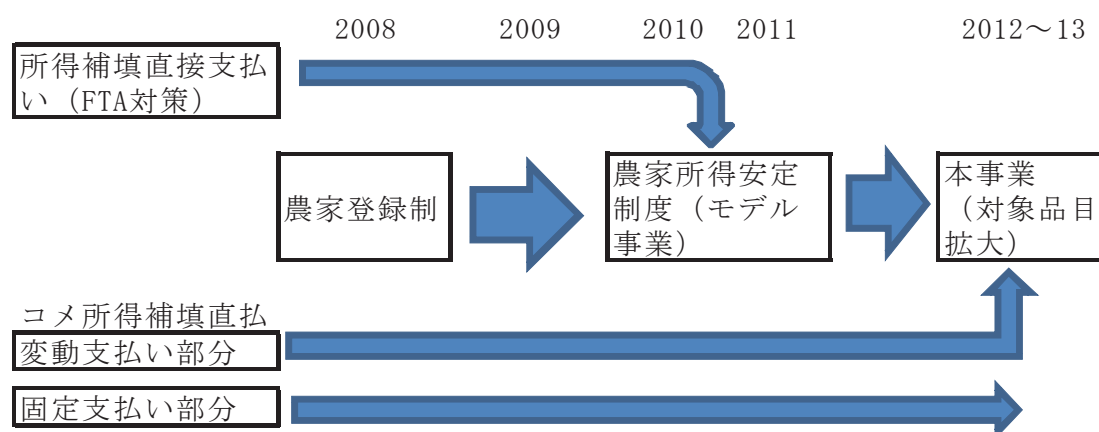
(2) 農業の体質改善政策

1) 農家単位所得安定支援制度

韓国政府は、積極的に構造改善を行い、農業の体質を強化する計画であり、その1つとして、農家単位所得安定直接支払制度を実施し、主業農に政策支援を集中することになっている。

韓国農林部の資料によると、農家単位所得安定支援制度の導入について、次のように記述されている。まず目的として、一定年齢未満、一定規模以上の主業農に対し、当該年度の農業所得(粗収入)が基準所得より低くなった場合に、その格差の一部を補填する、としている。

導入推進の日程は(第2図)、「第1段階」として韓米FTA批准後、関係省庁が参加する「農家単位所得安定支援制度推進企画団(農林部)」を設置(2008年)し、「第2段階」で農家別の経営資料の蓄積、金融所得などの農外所得の正確な把握のために、農家登録制を本格的に実施(2008年)する。「第3段階」では、地域別または品目別(FTA被害品目中心)モデル事業を実施(2010~11年)し、これによりFTA被害補填直払制と統合する。最後の「第4段階」で、モデル事業実施の経験を土台に、対象品目と地域を段階的に拡大(2012年以後)し、コメ所得補填直払いとの統合を図ることになっていた。



第2図 農家単位所得安定支援制度の推進日程

資料：韓国農林部 (2007d) p. 29

実際の推進内容を確認すると、2009年7月に農漁業先進化委員会において、農家単位所得安定制度の導入を含め直接支払い制度の改善が必要であると合意がなされた。しかしながら、農家単位所得安定制度を導入するためには詳細な農家の所得情報が必要であるが、韓国では、農家所得の申告が制度的に十分でないため、そのような情報が適切に整理されておらず、即座の導入は非常に困難であるとの結論に至った。そこで、2010年から「図上

演習」(モデル事業)として、各道で一つの村を対象として所得の不安定性などを観察した後、2013年から本格的に導入することにした。

しかし「図上演習」を通じて、制度導入の前提条件となる農家所得の把握が容易ではないことが明らかになり、2013年からの実施は極めて難しい状況にある。

2) 経営移譲直接支払制

「経営移譲直接支払い制度」は、農業経営を移譲する高齢引退農家に補助金を支給して所得を安定させ、また専業農の営農規模拡大支援を通じて専業中心の営農規模拡大を促進することを目的に、1997年から実施されていた。根拠法令は、「世界貿易機構協定の履行に関する特別法」第11条第2項第5号、「農漁業・農漁村および食品産業基本法」第39条第3項第3号および第5号、「農産物生産者のための直接支払制度施行規定」第4条など、である。

この制度は、韓米FTA妥結を契機に改善され、現状は、第2表のようになっている。事業対象者は、65～70歳の農業者で、支給対象選定申請日直前まで10年以上継続して農業をしている必要がある。対象地域は、振興地域では、田、畑、果樹園であり、振興地域以外でも、耕地整理がなされている田、畑、果樹園が含まれる¹。年度別の財政投入計画は、2007年まで1524億ウォン、2008年131億ウォン、2009年845億ウォン、2010年699億ウォンであり、財源は、農漁村構造改善特別会計から調達している。また支給単価は、1ha当たり25万ウォン/月で、支給上限面積は2haである。

第2表 高齢農家に対する経営移譲制度

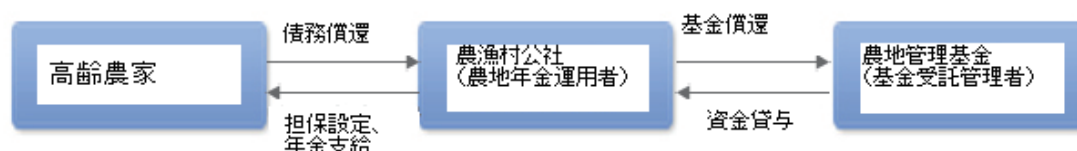
改善前		現行
対象地域	振興地域の田	振興地域、あるいは振興地域外でも耕地整理がなされた、田、畑、果樹園
条件	農地売渡条件	売渡・引退し賃貸同一単価
申し込み年齢	63～69歳	65～70歳
支給期間	70歳まで(最長8年)	75歳まで(最長10年)
支給金額	支給上限2ha	
	(売渡) 月24.1万ウォン/ha (賃貸) 297.7万ウォン/haを1回	(売渡) 月25万ウォン/ha (引退し賃貸) 月25万ウォン/ha
施行期間	97年～2013年	FTA発効後5年間だが、評価後、必要時延長

資料：韓国農林部(2007c) p. 14を一部修正。

3) 農地年金制度²

2009年の韓国の農家高齢化率は34.2%であり、全国人口の高齢化率(10.6%)と比べ、格段に高い。また経営主の年齢が65歳以上の農家(59.4万戸)のうち年金未受給農家は27.2

万戸で 45.7%に達する。このように年金を欠く高齢農家が多数存在する現状を解決するため、2011 年から農地担保老後年金支援が実施されている。この制度では、65 歳以上の高齢農家に対し、所有する農地を担保として、毎月年金を支給しており、老後の生活資金が不足する高齢農業家の生活を安定させ、農村社会のソーシャルセーフティーネットを拡充、維持すると同時に、農地資産の流動化を促進することを狙っている。



第3図 農業年金事業

資料：韓国農漁村公社（2013）

この制度の根拠法令は、『韓国農漁村公社および農地管理基金法』と『韓国農漁村公社および農地管理基金法』施行令である。事業施行者は韓国農漁村公社であり、財源は農地管理基金である（農地管理基金については、別途言及）。

この事業の枠組みでは（第3図）、加入者（高齢農家）が、農漁村公社（農地年金運営者）に年金相談、申請をして農地を提供（債務償還）し、農漁村公社が農地の評価、担保の設定、年金の支給を実施している。また農漁村公社は農地管理基金（基金受託管理者）から資金の貸与を受け、基金の償還を行う。

年金加入の条件は、①申請年末基準で、農地所有者本人、配偶者とも 65 歳以上、②営農経歴が 5 年以上、③零細農を主な対象とするため、総所有農地が 3ha 以下（2 人以上の共同所有農地の場合、夫婦共同での持分以外は除外）、④対象農地が、公簿の地目上、畑、水田、果樹園であり、実際に営農に利用されていること、である。

農地年金を受けるメリットとしては、①農地年金を受けとっていた農業者が死亡した場合、配偶者が継承すれば、配偶者死亡時まで、引き続き農地年金を受けとることができる、②年金を受けとりながら、担保農地を直接耕作したり、賃貸したりでき、年金以外の追加所得を得ることができる、③政府予算を財源としており、政府が直接施行して、安定的に年金を支給、④年金債務償還時、担保農地の処分で償還した後に、残った金額は相続人にもどし、不足した場合には、不足額を請求しない（公社で負担）、ことなどがある。

年金の支給方式をみると、終身型と期間型の二種類あり、加入者がどちらかを選択することになっている。終身型は、加入者（配偶者）の死亡時まで毎月一定の金額を支給するものであり、期間型は、加入者が選択した一定期間の間、毎月一定の金額を支給するものである。期間型で選択した場合には、毎月受けとる支給金は、終身型より多くなる。

2011 年の事業実績を確認すると（当初目標値は、500 名加入、月額 34 万ウォン支給）、

加入者は1007名で、1人当たり月支給額は、平均で77万6千ウォンであった。月額別被支給者の構成比をみると（第3表）、50万ウォン未満層が最も多く36.5%を占めており、続いて50～100万ウォン層が27.4%となっている。表から分かるように、250万ウォン以上を受け取る人も9.4%ほど存在する。また加入者を年齢別では、70～74歳が最も多く、90歳以上は5名だけである（第4表）。

第3表 月支給額別の加入者構成

区分	50万ウォン未満	50～100	100～150	150～200	200～250	250万ウォン以上	合計
加入件数	368	276	149	77	43	94	1007
比率(%)	36.5	27.4	14.8	7.6	4.3	9.4	100

資料：韓国農漁村公社（2013）

第4表 加入者の年齢構成

区分	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90歳以上	合計
加入件数	155	361	322	127	37	5	1007
比率(%)	15.4	35.8	32	12.6	3.7	0.5	100

資料：韓国農漁村公社（2013）

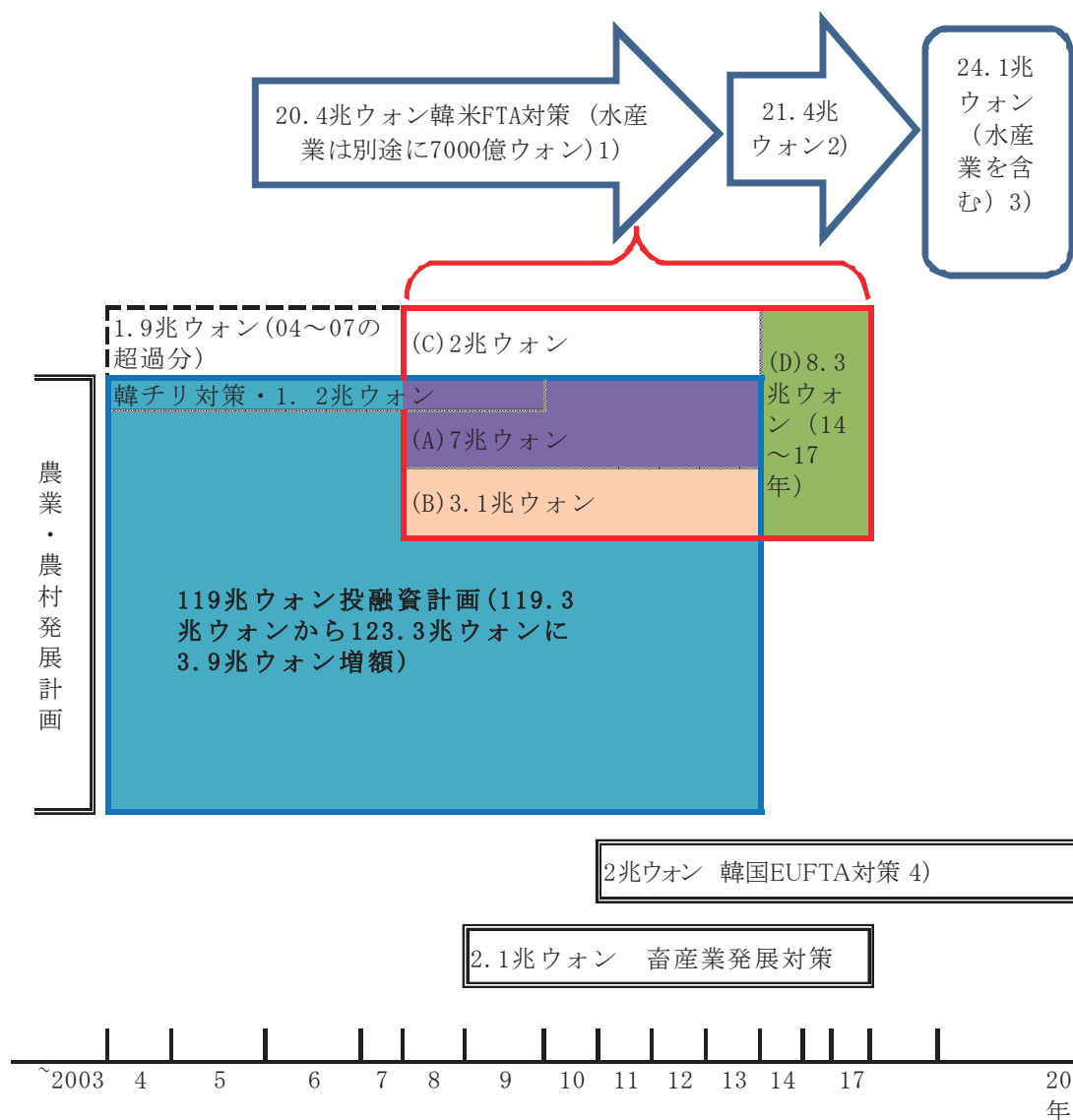
2012年の事業費は190億3500万ウォン（2011年は15億3000万ウォン）となっており、加入戸数を1082戸増やし（合計2089戸）、月額94万ウォン支給する計画である。

以上から分かるように、「経営移譲直接支払い制度」と「農地年金」にはいくつかの違いが存在する。まず前者は、文字通り、経営から引退することが前提となっているが、後者は、年金を受給しつつ農業経営を続けることができる。また対象年齢が、前者は65～70歳に限定されているが、後者は65歳以上となっており、前者の支援期間は6～10年であるが、後者には終身型が存在する。農家の立場からみると、経営移譲直接支払いは補助金であるため返済する必要がないが、農地年金は、形式上、農地を担保にした借金であり債務返済の義務を負う。

3. 韓米FTAを受けての国内投融資計画

（1）当初の投融資計画

第1回目の韓米FTA交渉妥結による農業部門への影響の試算値（対外経済政策研究院ほか（2007））が2007年に報告された。この計算結果を受け韓国農林部は、2007年6月28日に具体的な国内農業対策案を発表し（以下、「2007年対策」）、農民団体などとの協議



第4図 FTA 対策事業と 119 兆ウォン投融資⁵⁾ 調整との関係

資料：韓国農林水産食品部（2010a p.336），（2010b）。韓国政府関係部署合同（2011）。

注：1）(A)2008～2013 年の 119 兆ウォン計画に既に含まれている対策事業の規模。(B)119 兆ウォン計画で投資実績が不振な事業を減額し，韓米 FTA 対策事業を増額。(C)119 兆ウォン計画への増額分。(D)119 兆ウォン計画終了後の投融資支援規模。なお水産業には別途に 7000 億ウォンの支援が計画されている。

注：2）2011 年に「総合対策」（韓国政府関係部署合同（2011））で出された数値。水産業を除く。なお水産業への支援額（7000 億ウォン）に変更なし。

注：3）「追加補完対策」（韓国政府関係部署合同（2012））の値。他に税制支援として，29.8 兆ウォンが投入される。

注：4）畜産分野の追加的な支援規模。既存 119 兆ウォン投資の不振事業の振り替えがどの程度か明確ではない。

注：5）盧武鉉政権下の 2003 年に，農業・農村総合対策の中で，期間を 2004～13 年として立てられた計画。これは，金大中前政権による「農業・農村発展計画（1999～2003 年で 45 兆ウォン）」等を組み替えたもので，全て農林水産食品部予算で手当てしている。農林水産食品部予算と大部分が重複。

第5表 20.4兆ウォン韓米 FTA 対策¹⁾の財政支援計画(2008~17年) (単位:億ウォン)

区 分	合計 (A+B)	2008 (A)	2009~17 (B)	主要事業 3)
合計	203627 (21660) 2)	14498	189129	61事業
品目別競争力強化	69968	6108	63860	33事業
○畜産分野	46940	3542	43398	17事業: 畜舎施設近代化(14700)、粗飼料生産基盤拡充(8028)、糞尿処理施設(6418)等
○園芸分野	22822	2508	20314	14事業: 高麗人参系列化(6801)、園芸作物ブランド育成(4202)、果樹高品質生産施設の近代化(3856)等
○食糧分野	206	58	148	2事業: 畑作物のブランド(170)、高冷地ジャガイモ広域流通(36)
農業の体質改善	121459 (21660) 2)	6190	115269	26事業
○オーダー メイド型農政 推進	88748	3753	84995	8事業: 農業経営体登録制(690)、経営移譲直払い(17895)、教育訓練(2330)、農機械賃貸(2980)、担い手農家育成(26202)、農家単位所得安定直払い(17200)、災害保険(20719)等
○新しい成長 エンジン拡充	32711	2437	30274	18事業: 広域食品クラスター(1000)、親環境物流センター(500)、農林技術開発(8930)、バイオ技術産業化(1320)、海外市場開拓(4046)、韓国料理世界化(480)等
短期的被害補填	12200	2200	10000	2事業: 被害補填直払い(7200)、廃業支援(5000)

資料: 韓国企画財政部 FTA 国内対策本部 (2008) . p.32

注: 1) 第4図参照.

注: 2) () 内は農協資金。内数である.

注: 3) () 内は投融資額.

を経て、11月6日に10年間(2008~17年)20.4兆ウォンの投融資を骨子として修正した補完対策を公表した(韓国農林部 2007b, c)。

第4図にあるように、20.4兆ウォンの投融資は、既存の119兆ウォン投融資計画にある7兆ウォン(図の(A))に、実績不振の他事業からの振替分3.1兆ウォン(B)と新たな増額分2兆ウォン(C)、計画後の14~17年分8.3兆ウォン(D)を計上したものである。

この20.4兆ウォンの投融資は(表5表)、財政から18.2兆ウォン、農協資金から2.16兆ウォン(政府が利子差額補填)支援することになっており(第5表の注2参照)、財政

の財源は、その半分が農漁村構造改善特別特会計（9.4兆ウォン）からのもので（第6表）、FTA 履行支援基金や畜産発展基金などからも調達する。

この計画では（第5表）、重点的に推進する事業を61選定し、品目別競争力向上（畜産4.7兆ウォン、園芸2.3兆ウォン、食糧206億ウォン）、農業の体質改善（オーダーメイド型農政8.9兆ウォン、新しい成長エンジン拡充3.3兆ウォン）、短期的輸入被害補填（補填直接支払い7200億ウォン、廃業支援5000億ウォン）に資金を配分する。61の対策事業には、第5表にあるように非常に多岐に渡っている。

第6表 財政支援の内訳 （単位：兆ウォン）

財源	金額
FTA履行支援基金	4.1
農漁村構造改善特別会計	9.4
畜産発展基金	2.4
農産物価格安定基金	2
その他	0.3
合計	18.2

資料：韓国企画財政部 FTA 国内対策本部（2008）。

注：その他は筆者の計算。

（2） 119兆ウォン投融資の増額³

20.4兆ウォンの投融資が出された時に、119兆ウォン投融資計画に関し、2004～07年の超過確保額（1.9兆ウォン）を含め、3.9兆ウォン増額して123.2兆ウォンとすることが発表された（第7表）。

増額内容は次のようになっており、まず2004～07年について、当初投融資計画では39.6兆ウォンであったが、1.9兆ウォンを上乗せして41.5兆ウォンとした。これは、2004、05年は当初計画と実績値にほとんど差はないが、2006年に0.7兆ウォン、07年に1.2兆ウォンの超過執行があったためである。超過執行の理由は、コメ所得補填直払い制が、2005年に固定・変動直払い制に改編され、2006～07年のコメ所得補填直払い制予算が当初計画より1兆1324億ウォン多く必要とされたためである。また当初の計画に含まれていない新活力事業や奥地開発事業が、2007年から農林部に移管され、3016億ウォン増加した点もある。

2008～13年の投融資は（第7表）、当初の79.7兆ウォンから2兆ウォン増の81.7兆ウォンに調整された。農業競争力強化分野は、4.1兆ウォン増額され40.8兆ウォンとなった。高齢農の経営移譲支援は1027億ウォン増やして9794億ウォンとし、畜舎施設・装備現代化は2.2兆ウォン、生産基盤整備は1.5兆ウォン増額し支援を拡大する。なお営農規模の拡大事業が1兆ウォンほどの減額となっているのは、農地買い入れ支援などを縮小調整し、農地銀行を通じた賃貸借の活性化に重点を移したためである。

経営および所得安定分野は、大幅に減額（4.4兆ウォン）させ、19.5兆ウォンとなっている。当初に過剰策定された経営安定強化（コメ所得補填など）で1.4兆ウォン、条件不利直払い事業で7410億ウォン、主業農の所得安定強化（農家単位所得直払いの施行延期など）で2.5兆ウォンの縮小調整がなされたためである。農食品安全および流通革新分野では、農産物安全性調査（8027億ウォン増）等の消費者・健康関連分野を充実させ、2兆ウォン増額の8.2兆ウォンとした。

農村福祉・地域開発分野では（第7表）、2410億ウォン増やした13.1兆ウォンとした。教育環境の改善で、小・中・高支援事業を地方に委譲して投資額を縮小（1兆6887億ウォン）させる一方で、農村基礎生活環境を改善させるため1兆5556億ウォンと農村資源産業化のため1兆3204億ウォン増額した。

（3） 韓 EU 対策における財政⁽⁴⁾

韓 EU FTA 締結にともない、韓米 FTA 対策とは別途に、2010 年 11 月に補完対策を実施することを発表した。自由化に伴い打撃が予測される畜産分野での競争力引き上げなどが中心になっており、10 年間（2011～20 年）の投融資額は、補助金 6000 億ウォン、融資 1.4 兆ウォンの総額 2 兆ウォンである（第4図、第8表）。

第8表から分かるように、畜産部門での競争力を強化するため、生産性向上、衛生安全、流通の改善など生産から販売に至るまで全段階で脆弱分野に増額支援する方針である。

なお被害補填直払いおよび廃業補償金支援のための財源は、既存の韓米 FTA 対策投融資計画に既に反映されている（2011 年に 865 億ウォン反映）。

第7表 119兆ウォン投融資計画の調整

(単位 億ウォン)

区 分	2004~13		
	当初	調整	増減
合計	1192903	1232092	39189
A. 農業競争力強化	570686	633571	62885
1) オーダーメイド型農政推進システム	390	713	323
2) 高齢農家の経営移譲促進	11267	10509	-758
3) 農家の教育訓練	3594	5292	1698
4) 営農規模拡大事業	52676	43163	-9513
5) 施設装備の現代化支援	208472	242044	33572
6) 生産基盤整備	158657	181963	23306
7) 輸出拡大支援	7166	8056	890
8) 成長エンジンの拡充	58862	54643	-4219
9) 山林資源育成	69602	87188	17586
B. 経営および所得安定部門	339443	299201	-40242
1) 主業農の所得安定強化	166507	150193	-16314
2) 需給および価格安定	38753	26936	-11817
3) 経営安定強化	113603	101595	-12008
4) 条件不利・景観保全直接支払い	16929	7205	-9724
5) 輸入被害補填(廃業含む)	3651	13272	9621
C. 農食品安全および流通革新	103202	118295	15093
1) 農畜産物安全管理強化	8751	19082	10331
2) 親環境・高品質農食品	21799	21202	-597
3) 農食品流通革新	66940	74464	7524
4) 食原料および外食産業育成	1088	2010	922
5) 健康な食生活教育広報	4624	1537	-3087
D. 農村福祉および地域開発	179572	181025	1453
1) 福祉環境改善	46832	40777	-6055
2) 教育環境改善	27453	7595	-19858
3) 農村基礎生活環境	21687	45569	23882
4) 面・村単位総合開発	61920	50881	-11039
5) 農村資源産業化	21680	36203	14523

第7表 (続き)

区分	2004~07			2008~13		
	当初	調整	増減	当初	調整	増減
合計	395934	415112	19178	796969	816980	20011
A	203479	225231	21752	367207	408340	41133
1)	390	273	-117	0	440	440
2)	2500	715	-1785	8767	9794	1027
3)	1473	1485	12	2121	3807	1686
4)	16044	16798	754	36632	26365	-10267
5)	67354	78711	11357	141118	163333	22215
6)	71362	79206	7844	87295	102757	15462
7)	2225	1679	-546	4941	6377	1436
8)	17759	16750	-1009	41103	37893	-3210
9)	24372	29614	5242	45230	57574	12344
B	100110	103727	3617	239333	195474	-43859
1)	37554	46508	8954	128953	103685	-25268
2)	15779	10547	-5232	22974	16389	-6585
3)	40550	43309	2759	73053	58286	-14767
4)	3605	1291	-2314	13324	5914	-7410
5)	2622	2072	-550	1029	11200	10171
C	41752	36518	-5234	61450	81777	20327
1)	3249	5553	2304	5502	13529	8027
2)	7130	5498	-1632	14669	15704	1035
3)	29742	24884	-4858	37198	49580	12382
4)	317	125	-192	771	1885	1114
5)	1314	458	-856	3310	1079	-2231
D	50593	49636	-957	128979	131389	2410
1)	13849	11966	-1883	32983	28811	-4172
2)	5695	2724	-2971	21758	4871	-16887
3)	10661	18987	8326	11026	26582	15556
4)	14960	9212	-5748	46960	41669	-5291
5)	5428	6747	1319	16252	29456	13204

資料：韓国農林部（2007c）。

第8表 2兆ウォンの追加投融資と既存計画との関係

(兆ウォン)

計画事業	今回の追加計画	既存計画1)	合計	追加計画における主要事業と投融資額 2)
生産性向上	0.63	3.2	3.83	畜舎施設近代化(0.37)、市道家畜防疫(0.14)
経営支援	0.32	2.48	2.8	家畜糞尿処理施設(0.33)、韓牛農家の組織化(0.23)
需給安定	0.25	0.46	0.71	加工原料乳支援(0.23)、原乳需給安定(0.02)
流通改善	0.78	2.55	3.33	屠殺加工業者支援(0.44)、畜産物総合流通センター(0.04)
衛生安全	0.03	0.09	0.12	豚肉輸出作業場近代化 (0.04)
合計	2.01	8.78	10.79	

資料：韓国農林水産食品部（2010b）p26

注：1）既存計画とは、第5表の畜産分野競争力強化（4兆6940億ウォン）に加え、第4図の畜産業発展対策（2009～17年、2.1兆ウォン）などを含む。

注：2）主要事業の投資額合計が追加計画の金額を超えているものがある。これは、事業改編計画などで需要が減少した一部既存事業で減額措置がとられており、これを利用したためと思われる。

（4）競争力強化総合対策で1兆ウォン上積み

韓米 FTA 対策の 20.4 兆ウォン投融資に関し、専門家から、全般的に農漁業の競争力強化に寄与していると思われるが、一部事業については一層拡充させる必要がある、という評価を受けた。また飲食店での原産地表示制、牛肉履歴追跡制などの制度改善は、国産畜産物需要の増加に寄与しているが、畜舎・園芸施設の近代化事業、拠点流通センターの設置など一部事業は、支援規模が需要に比べて不足しているとの指摘もあった。

農林水産食品部は、以上の評価を考慮し、2011 年 8 月に競争力強化総合対策を発表した〔韓国政府関係部署合同（2011）〕（以下、「総合対策」）。この対策によると、農民の需要が大きい施設近代化事業を中心に支援規模を拡大して、農業への総支援額を 20.4 兆ウォンから 21.4 兆ウォンに増額する計画となっている（水産業支援の 7000 億ウォンは変更なし）（第4図）。この金額は、15 年間の予想生産減少額の 2 倍（24 兆 4504 億ウォン）水準になる。

総合対策では、執行状況が芳しくない経営移譲直接支払い事業などは、実際の需要にあうよう支援規模を縮小調整する。また農漁業の体質改善のための制度改善、生産費節減など農漁民の経営安定のための税制支援も並行して推進する。

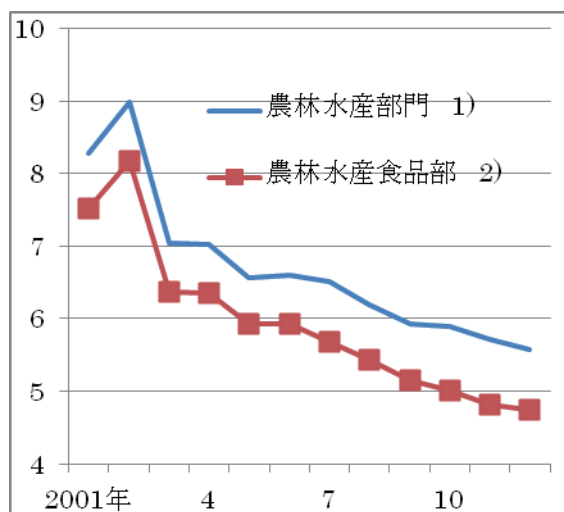
なお韓米両国議会で批准同意案が処理されたのを受け、2012 年 1 月に、韓国政府関係部署合同（2012）で「追加補完対策」が発表された。その対策では、財政投融資額が 24.1 億ウォン（水産業を含む）に増額されている（第4図）。

4. 農林水産部門の予算

(1) 韓国の農水産部門の予算

本節では、FTA 対策の基礎となる投融資計画の財源に関してみていきたい。最初に韓国の国家全体の予算を確認しておく、2001 年からほぼ毎年増額されており、2012 年に 325 兆ウォンであった（第 9 表）。農林水産業関係の予算に関しても、予算額は毎年ほぼ増加しており、2012 年の農林水産部門予算は 18.1 兆ウォン、農水産食品部予算が 15.4 兆ウォンとなっている。

農水産業関連予算の全体に占める比率をみると（第 5 図）、2002 年以降低下傾向にあるが、2012 年においても 5%を超えている（農林水産部門の比率）。GDP に占める農林水産業の比率が、2010 年で 2.3%であることを考えると、比較的高い比率の予算が農業部門に配分されていたといえる。



第 5 図 農林水産関係予算の国家全体規模に占める比率 (%)

資料：第 9 表から筆者計算。

注：1) $(B+D) / A \times 100$ 。注：2) $(C+D) / A \times 100$ 。

第9表 農林水産部門（外庁含む）の年別予算（億ウォン）

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
国家全体規模・総支出A	1367650	1360470	1723450	1833550	2096000	2241000
農林水産部門1) B+D	113225	122193	121316	128849	137720	147703
比率(%) : (B+D)/A	8.3	9.0	7.0	7.0	6.6	6.6
農林水産食品部 : C+D	102897	111253	109793	116334	124374	132789
比率(%) : (C+D)/A	7.5	8.2	6.4	6.3	5.9	5.9
予算 B	80509	84647	84566	85433	93386	96439
農林水産食品部 C	70181	73706	73043	73120	80257	81730
農村振興庁	3201	3550	3862	4154	4346	4756
山林庁	7127	7390	7661	8159	8783	9953
基金 D	32716	37546	36750	43214	44117	51060
農産物価格安定基金	20693	20717	21145	20694	19052	18732
畜産発展基金	5015	6313	5639	7459	7064	6731
農地管理基金	5552	7461	7227	7131	9172	8742
コメ所得補填変動直払い基金	-	-	15	979	1399	9134
FTA履行基金	-	-	-	1580	1649	1993
農作物災害再保険基金	-	-	-	-	264	205
糧穀証券整理基金 2)	1406	2468	2142	3988	0	0
水産発展基金	50	587	582	1383	5517	5523
養殖水産物災害再保険基金	-	-	-	-	-	-

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
国家全体規模・総支出A	2384000	2572000	2845000	2928000	3091000	3254000
農林水産部門1) B+D	155147	159240	168745	172730	176514	181480
比率(%) : (B+D)/A	6.5	6.2	5.9	5.9	5.7	5.6
農林水産食品部 : C+D	135539	139548	146363	146738	148644	154083
比率(%) : (C+D)/A	5.7	5.4	5.1	5.0	4.8	4.7
予算 B	103476	107778	118812	121545	122987	129432
農林水産食品部 C	86307	89082	97277	96209	95328	102757
農村振興庁	5129	5509	6315	9128	10917	8724
山林庁	12040	13187	15220	16208	16742	17951
基金 D	49232	50466	49085	50529	53316	51326
農産物価格安定基金	18418	19152	20366	20756	21760	22648
畜産発展基金	6075	7212	8753	5788	5481	6914
農地管理基金	7880	7845	9450	8815	8500	9508
コメ所得補填変動直払い基金	9537	5367	726	6024	8068	696
FTA履行基金	1842	5162	3873	3698	3816	5737
農作物災害再保険基金	215	235	235	294	106	87
糧穀証券整理基金 2)	0	0	0	0	0	0
水産発展基金	5265	5493	5632	5154	5584	5736
養殖水産物災害再保険基金	-	-	50	-	-	-

資料：韓国農林水産食品部（各年版）。

注：1） 外庁を含む。

注：2） 基金の予算は事業費と基金運営費から算出しており，2005 年以降，廃止されたわけではない。

(2) 農漁村構造改善特別会計

農漁村構造改善特別会計は1992年に新設され、2006年に農漁村特別税管理特別会計(1994年度途中設置)を吸収したものであり、農漁村構造改善事業勘定、農漁村特別税事業勘定、林業振興事業勘定、以上の3勘定からなる。

1992年に設置された当初は、第10表から分かるように、歳入の大半が一般会計からの転入金であった。

第10表 農漁村構造改善特別会計の歳入 (単位：億ウォン)

年	歳入	農地・山林転用負担金	一般会計からの転入
1992	11219	2500	8719
1993	14790	2818	11972
1994	27412	1653	11722

資料：韓国企画財政部（各年版）。

第11表 農漁村構造改善特別会計の構成 (単位：億ウォン)

項目	1995	1999
農漁村構造改善特別会計		
歳入合計	45285	51468
1. 農漁村構造改善事業勘定		
歳入合計	38077	44670
一般会計からの転入金	16655	
財特会計受け取り金	10545	
2. 農漁村特別税転入金事業勘定		
歳入合計	7207	5297
農漁村特別税特別会計からの転入	7207	5246
3. 林業振興事業勘定(99年より)		
歳入合計	—	1501
一般会計からの転入		1000
農業村特別税管理会計		
歳入・歳出合計	15432	11765
農漁村特別税	15432	9988
農漁村特別税転入金事業勘定へ転出	7207	5246

資料：韓国企画財政部（各年版）

注：韓国企画財政部（各年版）の1995年版には、1994年の予算として農漁村特別税が3479億ウォンとある。これは追加更正予算として提出されたものである。農林水産部の『1994年度 農業動向に関する年次報告書』（206ページ）によると、予算配分は、既存の農漁業競争力強化だけではなく、農漁村環境改善や農漁民福祉など、従来あまり支援されてこなかった部門にも投入する、とある。

1994 年に農漁村発展基金が農漁村構造改善特別会計に統合され、また年度途中で農漁村特別税管理特別会計が設置された。この農漁村特別税は、ウルグアイラウンドの妥結を受け、自由貿易が進む中で、農水産業の競争力強化に必要な財源を確保するために、1994 年 7 月から賦課されている。1994～2003 年の 10 年間に、毎年 1.5 兆ウォン、合計 15 兆ウォンを投入する計画であった。2003 年になると、コメ関税化再交渉などがあり、その対策のため、農漁村特別税法を改正、2014 年 6 月末までさらに 10 年間延長した。この 10 年間で、農業の福祉・教育および地域開発分野に 20 兆ウォンを集中投資する計画となっている。

第 12 表 農漁村構造改善特別会計の 2011, 12 年度予算

主な歳入・歳出項目	2011年		2012年	
	金額 (億ウォン)	歳入・歳出 に占める比 率(%)	金額 (億ウォン)	歳入・歳 出に占め る比率(%)
1. 農漁村構造改善事業勘定				
歳入合計	33566		74146	
一般会計からの転入金	7388	22.0	35423	47.8
農特税事業勘定からの転入金	19108	56.9	33379	45.0
2. 農漁村特別税事業勘定				
歳入合計	47469		56638	
農漁村特別税	42240	89.0	55339	97.7
歳出合計	47469		56638	
農家所得補填	7736	16.3	8496	15.0
会計基金間転出	8724	18.4	2486	4.4
農漁村構造改善事業勘定へ転出	19108	40.3	33379	58.9
3. 林業振興事業勘定				
歳入合計	6232		6030	
一般会計からの転入	4134	66.3	3363	55.8
法定負担金など	1328	21.3	1352	22.4

資料：韓国企画財政部（各年版）。

農漁村特別税管理特別会計は、この税金を効率的に管理するために設置された。これに伴い、農漁村構造改善特別会計の会計も、構造改善財政と農特税転入金財政に区分して運営される。

農漁村特別税管理は年度途中から運用が始まったため、当初の予算には存在しない。しかし 1995 年の予算には新設された農漁村特別税管理特別会計をみることができる（第 11 表）。その後 1999 年に林業振興事業勘定が設置され、2007 年に農漁村特別税管理特別会計と統合され、3 つ勘定が設置された。

2012（2011）年における3勘定の歳入合計は13兆6814億（8兆7267億）ウォンで、2011から12年に50%以上増加している。予算の概要は第12表の通りで、農漁村特別税事業勘定の歳入の大部分（2011年89%、12年97.7%）が農漁村特別税からの税収である。2011年にこのうちのほぼ40%が農漁村構造改善事業勘定に転出しているが、2012年には比率が高まっており、転出は59%であった。

最後に農漁村特別税収実績を確認すると（第13表）、1994～2003年までは、総額14.2億ウォンでほぼ計画通りであった。2004年以降をみると、当初予定（毎年2兆ウォン）より税収が大きく膨らんでいることが分かる。この点は、酒税との比較からも分かる。2005年以降、酒税の伸びはあまり大きくないが、特別税は急増している。この点は、インフレーションによる増額、GDP成長による増収、企業の設備投資増加にともなう法人税減免税額増加、株式取引代金増加などに起因すると考えられる。

第13表 農漁村特別税の税収実績値

年度	農漁村特別税	酒税	農特税が GDPに占める比率
	兆ウォン	兆ウォン	%o1)
1994	0.2	1.5	0.83
1995	1.3	1.8	3.25
1996	1.4	2	3.22
1997	1	1.7	2.05
1998	1	1.8	2.03
1999	2	2	3.69
2000	1.8	1.9	3.03
2001	1.5	2.4	2.34
2002	2.1	2.6	2.95
2003	1.9	2.7	2.52
2004	2.1	2.6	2.50
2005	2.5	2.6	2.86
2006	3	2.4	3.26
2007	3.8	2.3	3.90
2008	3.8	2.8	3.66
2009	3.8	2.8	3.61
2010	3.9	2.9	3.50
2011	4.9	2.5	3.15
2012 予算	5.5	2.9	

資料：韓国企画財政部（2013）。

注：1) 1%o=0.1%.

(3) 自由貿易協定 (FTA) 履行支援基金

FTA 履行支援基金は韓チリ FTA を契機として、2004 年から設置、運営されている。この基金を財源として、所得補填直接支払いと廃業支援が農水産物流通公社によって行われている。基金設置の根拠は、自由貿易協定締結による農漁業者などの支援に関する特別法である。2012 年計画では（第 14 表）、競争力向上事業に 4801 億ウォン、直接被害支援に 900 億ウォン割り当てられており、総運営費は、6270 億ウォンである。

第 14 表 FTA 履行支援基金の造成と運営（実績値と計画値）（単位：億ウォン）

区分	2010実績	2011実績	2012計画
造 成			
政府出えん金	1488	2423	5323
自体収入	519	588	629
負担金	1	4	5
その他経常移転収入	57	14	73
融資元金回収	373	468	403
融資利子回収	55	70	120
予備据置き金利子	33	32	28
造成合計	2007	3011	5952
運 営			
事業費	2778	3169	5701
競争力向上など	2778	3169	4801
直接被害支援 1)	0	0	900
基金運営費	33	33	35
純支出計	2811	3202	5736
余裕資金運用	649	458	534
運営合計	3460	3660	6270

資料：韓国企画財政部（2012）

注：1) 所得補填と廃業支援からなる。2012 年の計画では、所得補填に 600 億ウォン、廃業支援に 300 億ウォン割り当てている。

当初計画では、2004～10 年の 7 年間に総額 1.2 兆ウォンの基金造成を予定していた。しかし韓米 FTA 補完対策を実施するため、2008 年から基金運営規模が大幅に拡大され、今後 10 年間（2008～17 年）に 4.1 兆ウォン支援する計画である。この点は、第 9 表で、2007 年の 1842 億ウォンから 2008 年に 5162 億ウォンになっていることから分かる。しかし基金の純支出実績でみると（第 15 表）、2007 年から 2008 年に 2 億ウォンほどの増額であり、実績値は計画値よりかなり小さかった。

第 15 表にあるように、造成の大部分は、政府出えん金（農特会計からの転入金）であり、

基金が設置された当初はほぼ 100%が政府出えん金であった。近年においては 9 割弱で、残りは融資元金の回収などである。

運営項目については、直接被害支援が 2008 年まで純支出の 2～3 割を占めていた。この直接被害支援は、所得補填が一度も実施されずに 2009 年に終了しているため、すべて廃業支援（2008 年に終了）にあてられていた。廃業支援以外の純支出は、競争力強化事業に配分されている。2007 年からは畜産関連事業もはじまり、畜舎施設近代化支援、優良子牛の生産肥育施設支援、ブランド牛育成支援等などの 19 事業に活用されている（ただし FTA 履行支援基金による運営実績は 2009 年から開始）。

第 15 表 FTA 履行支援基金の造成と運営（実績値）（単位：100 万ウォン）

区分	2004	2005	2006	2007	2008	2009
造 成						
政府出えん金	160000	160000	144500	160000	176325	300139
自体収入	416	14404	27991	28484	26275	38069
負担金	14	32	0	1	22	32
その他経常移転収入	0	312	2096	6063	7789	11140
融資元金回収	88	12299	21832	17029	13055	20378
融資利子回収	0	516	1860	2162	2350	3252
予備据置き金利子	314	1245	2203	3228	3059	3267
造成合計	160416	174404	172491	188484	202600	338208
運 営						
競争力向上	67591	115378	127789	116442	136778	263360
果樹競争力向上	67591	115378	127789	116442	133778	110089
畜産競争力向上	0	0	0	0	0	107039
食糧および園芸競争力向上	0	0	0	0	3000	46232
直接被害支援 1)	24693	53014	66788	56486	36692	0
基金運営費	2271	3593	4065	4099	3733	3398
純支出計	94555	171985	198642	177027	177203	266758
余裕資金運用	65861	68280	42129	53586	78983	149337
運営合計	160416	240265	240771	230613	256186	416095

資料：『FTA および農安基金の運営現況』内部資料，農水産物流通公社，2009 年

注：1) 所得補填と廃業支援からなる。韓チリ FTA に関わる廃業支援は、2008 年で終了。所得補填は 2009 年まで一度も行われていない。

第 16 表 2012 年畜産発展基金運用計画

(100 万ウォン, %)

区分	11年計画 (a)	12年計画 (b)	増減 (b-a)	増加率 (b-a)/a
調達	641515	736997	95482	14.9
○ 自体収入	601263	577655	-23608	-3.9
負担金	3727	3727	0	0.0
融資元利金回収	394661	365507	-29154	-7.4
財産収入	37521	38067	546	1.5
馬事会納入金など	165354	170354	5000	3.0
○ 余裕資金回収	40252	159342	119090	295.9
運用	641515	736997	95482	14.9
○ 事業費	544191	687949	143758	26.4
畜産物需給管理	121791	205184	83393	68.5
畜産物需給管理	41873	141815	99942	238.7
原乳需給安定	55108	41973	-13135	-23.8
畜産自助金	24810	21396	-3414	-13.8
畜産業競争力向上	180715	213498	32783	18.1
畜産経営総合資金(融資)	124000	139600	15600	12.6
飼料産業総合支援(融資)	40000	60000	20000	50.0
馬匹育成	8525	6745	-1780	-20.9
牛肉生産性向上支援	2980	2533	-447	-15.0
屠殺場構造支援	2450	2100	-350	-14.3
小牛競売市場現代化(融資)	500	1000	500	100.0
家畜・鶏卵輸送特別車両支援	760	1520	760	100.0
農畜産展示・体験広報館	1500		-1500	-100.0
畜産技術普及	48115	58077	9962	20.7
種畜場専門化支援	11242	24700	13458	119.7
家畜改良支援	34371	32717	-1654	-4.8
畜産総合指導	1793		-1793	-100.0
畜産物衛生専門家養成	709	660	-49	-6.9
親環境畜産	130780	148198	17418	13.3
粗飼料生産基盤拡充	106546	123964	17418	16.3
自然循環農業活性化	24234	24234	0	0.0
畜産物衛生安全性	27901	32383	4482	16.1
畜産物履歴制	15400	16509	1109	7.2
畜産物等級判定	9060	9560	500	5.5
屠殺検査員運営	3441	3674	233	6.8
(新規)畜産物HACCPコンサルティング		2640	2640	
家畜防疫	34889	30609	-4280	-12.3
家畜衛生防疫本部	22206	19815	-2391	-10.8
家畜病気根絶	12683	10794	-1889	-14.9
○ 基金運営費	3937	3478	-459	-11.7
○ 公共資金管理基金利子償還	5554	5570	16	0.3
○ 余裕資金運用	87833	40000	-47833	-54.5

資料：韓国政府関係部処合同（2012）。

(4) 畜産発展基金

設置根拠は、畜産法であり、1974年に設置され、1976年から運営が開始されている。畜産法の第43条（畜産発展基金の設置）には、政府は畜産業を発展させ、畜産物需給を円滑にし、価格を安定させるのに必要な財源を確保するために、畜産発展基金を設置する、とある。主な事業は、畜産業の構造改善および生産性向上、家畜改良および経営改善などであり、2010年において主務部署は農林水産食品部である。

基金の収入実績は、2008年8645億ウォン、2009年7138億ウォンであり、融資資金の回収、民間出えん金などからなる。

2012年に公表されたFTA追加補完対策では（韓国政府関係部処合同（2012））、畜産発展基金の拡充が示されており、畜産業を支援するため、今後10年間、畜産発展基金財源に2兆ウォンを追加することにした。事業内容は、粗飼料生産基盤の拡充、種畜施設現代化などの競争力強化策において投資規模を拡大するものになっている。

また2012年の畜産発展基金規模（事業費）も大幅に増額し（第16表）、2011年の5442億ウォンから2012年に6879億ウォンとした（1438億ウォン（26.4%）増）。なお表中の畜産自助金は、畜産生産者団体等が自発的に納付する資金を指す。

以上のような追加補完対策は、FTAで被害が予想される畜産業に対する支援を大幅に拡大することで、畜産物需給管理の強化および畜産業の競争力強化に寄与すると期待されている。

(5) その他の基金

1) 農産物価格安定基金

設置根拠法律は、農水産物流通および価格安定に関する法律であり、1966年に設置され、1968年に運用が開始された。設置目的は、農産物の円滑な需給および価格安定の企画と農産物の流通構造改善促進である。主要事業としては、農産物価格安定事業（政府備蓄や民間買い入れ）などがある。主務部署は農林水産食品部である。

基金収入は、9年実績23613億ウォン、10年計画22298億ウォンであり、内訳は、融資元利金回収（9年実績12818、10年計画12903億ウォン）、官有物の売却代（5955億ウォン、6170億ウォン）などからなり、政府出えん金はほとんどない。

2) 農地管理基金

この基金は、「韓国農漁村公社および農地管理基金法」を設置根拠法律として、1981年に設置された。運営・管理は、農林水産食品部の農地課が、受託管理は、韓国農漁村公社が行っている。設置目的は、営農規模適正化、農地の集団化、農地の造成および農地の効率的な管理と海外農業開発に必要な資金の調達・供給である。

基金運営の現況をみると分かるように（第 17 表）、2008 年の収入の半分以上が、法的負担金、つまり農地保全負担金であった。2009 年、10 年、11 年には、比率は小さくなるが、6973 億ウォン、8926 億ウォン、7809 億ウォンの負担金収入があった。また 2012 年の計画では、6689 億ウォンの収入を見込んでいる。

政府内部収入については、2011 年から一般会計からの転入金がなくなっており、2012 年には公共資金管理基金からの仮受金で 112 億ウォンほどの収入を見込んでいる。

第 17 表 農地管理基金の収入内訳（実績値と計画値）（億ウォン）

項目	2008	2009	2010	2011	2012計画
収入合計	23281	24411	26527	18592	16645
経常移転収入（法定負担金）	14127	6973	8926	7809	6689
融資元金回収	3448	3463	3486	3281	3182
金融機関予置金回収	3138	10899	12190	5873	5593
一般会計からの転入金	400	380	380	-	-
公共資金管理基金仮受金	-	-	-	-	112

資料：韓国企画財政部（各年版）。

おわりに

以上で述べてきたように、韓国は、積極的に FTA を推進し、農業については、貿易自由化による市場の価格圧力を活用して、構造の改善を図り、農業の効率性、生産性を向上させる道を選択した。そこには、農業も 1 つの産業として自由化の中で切磋琢磨して競争力を養えば、高付加価値農産物の輸出産業になり得るという期待がある。

国内対策の内容にも、市場による資源配分を通じて生産の機会費用が相対的に小さい部門に生産要素を集中させ、農業部門の効率性を改善させようとする意図が確認できる。まず、廃業資金支援や経営移譲直払制などによって、輸入との競争で収入が減少し規模を縮小する農家や廃業する農家及び高齢農家への支援を行いながら、農業からの退出を促進させる。そして非効率な農家数が縮小する過程で、農地銀行を利用した貸貸借などを通じて、土地を含む生産要素を主業農に集積させ、構造改革を実現させることを企図している。

貿易の自由化という市場の力による再生を選んだ韓国農業に、今後、期待通りの構造変化が起こるのか、その推移を見守っていく必要があろう。

[注]

(1) 菜園栽培などによる 0.3ha 以下の営農は認定している。

(2) 本節は、韓国農漁村公社（2013）を参考にした。

(3) 韓国農林部（2007c）p.26 を参考にした。

(4) 韓国農林水産食品部（2010b）を参考にした。

[引用文献]

- 韓国農林部（2007a）「韓米自由貿易協定締結による農業部門補完対策（案）」
- 韓国農林部（2007b）「韓米自由貿易協定締結による農業部門補完対策」
- 韓国農林部（2007c）「韓米自由貿易協定締結による農業部門の国内補完対策」
- 韓国農林部（2007d）「2008~2013 農業・農村発展基本計画」
- 韓国農林水産食品部（2009）「韓 EUFTA（自由貿易協定）仮署名」報道資料
- 韓国農林水産食品部（2010a）「2009 年度農漁業・農漁村および食品産業に関する年次報告書」
- 韓国農林水産食品部（2010b）「韓 EUFTA 締結に伴う国内産業の競争力強化対策」
- 韓国農漁村公社（2013）「農地年金」http://www.ekr.or.kr/Kkrpub/cms/index.krc?MENUST_ID=11193
- 韓国外交通商部（2011）「自由貿易協定」(<http://www.fta.go.kr/new/index.asp>)
- 韓国企画財政部（各年版）「予算概要参考資料」
- 韓国企画財政部（2011）『2011 年度 基金現況』
- 韓国政府関係部処合同（2009）「韓 EUFTA 詳細説明資料」
- 韓国政府関係部処合同（2011）「FTA 環境下での農漁業などに対する競争力強化総合対策」
- 韓国政府関係部処合同（2012）「韓米 FTA 批准に伴う追加補完対策」
- 韓国企画財政部（2013）「財政統計 国税収入」
- https://www.digitalbrain.go.kr/kor/view/statis/statis04_11_01.jsp?code=DB010411

2013（平成 25）年 3 月 3 1 日 印刷・発行

プロジェクト研究〔構造分析プロ（欧米韓）〕研究資料 第 1 号

平成 2 4 年度

欧米の価格・所得政策と韓国の FTA 国内対策

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 東京(03)6737-9000

FAX 東京(03)6737-9600

印刷・製本 株式会社キタジマ